

秋田城跡

平成三年度秋田城跡発掘調査概報

秋田市教育委員会
秋田城跡調査事務所

訂 正 表

改訂

ページ	行	誤	正
19	下から14行目	沈線を巡した	沈線を巡らした
19	下から 4 行目	手持ケズリ調整	手持ちケズリ調整
35	上から 1 行目	手持ケズリ調整	手持ちケズリ調整
63	上から 7 行目	合せて報告する	合わせて報告する
図版24		番号 6	番号 5
図版25		番号 4 ~ 5	番号 3 ~ 4
後より 6	右から 4 行目	波流奈礼波伊河志万	波流奈礼波伊河志波万

平成 3 年度秋田城跡発掘調査概報

秋 田 城 跡

秋 田 市 教 育 委 員 会
秋 田 城 跡 調 査 事 務 所

序 文

秋田城跡の平成3年度発掘調査は、外郭東門北側隣接地と鶴ノ木地区南東部の2箇所を対象に実施しました。

調査の結果、外郭東門地区では東門から北に伸びる外郭遺構や建物跡、竪穴住居跡などが見つかり、東門周辺の遺構の変遷を明らかにすることができました。鶴ノ木地区では同地区で発見されていた建物群の東南部への遺構の広がりを把握することが目的でしたが、ここでも建物跡、竪穴住居跡などが見つかり、建物群の変遷を考える上で大きな成果がありました。

また、平成元年度、2年度の調査で出土した漆紙文書、木簡につきましては本年度も継続して解読調査をしたところ、和銅7年作成の出羽国の戸籍と考えられる漆紙文書があることや、出土木簡については、延暦10年から14年の年号のあるものが集中していること、秋田城への物資や人の動きが激しいものであったこと、門の警護、造営に関わるものが多いことなど新しい貴重な事実が明らかになり、マスコミを通じ公表し、全国的にも注目をうけました。

並行して実施しました環境整備事業も3年次を迎え、本年度は「天平六年月」の木簡が出土した古代井戸跡の復元、建物跡の平面表示など新しい事業内容にも着手し、本格的な整備事業へと進展しております。

このように大きな成果のありました本年度の調査、整備事業ですが、今後はこの成果をもとになお一層、調査の進展、史跡公園としての整備の充実をはかってまいりたいと考えております。

最後になりましたが、調査および整備の事業実施にあたり、ご指導、ご協力いただきました文化庁をはじめ、諸機関、諸先生に心から感謝申しあげます。

平成4年3月31日

秋田市教育委員会

教育長 長門伸一

目 次

I 調査の計画.....	1
II 第56次発掘調査	
1) 調査経過.....	2
2) 検出遺構と出土遺物.....	7
3) 各層出土遺物.....	30
III 第57次発掘調査	
1) 調査経過.....	35
2) 検出遺構と出土遺物.....	40
3) その他の出土遺物.....	49
IV ま と め	
1) 第56次発掘調査.....	49
2) 第57次発掘調査.....	51
V 秋田城跡環境整備事業.....	53
VI 調査成果の普及と関連研究活動.....	
1) 第54次発掘調査出土遺物（未報告分）.....	61
VII 附 1・秋田城跡第54次調査出土木簡（予報）.....	
1) 附 2・秋田城跡第54次調査出土木簡（予報）.....	1

例　　言

1. 本報告書の執筆、編集は、小松正夫、日野久、松下秀博、西谷隆があたった。
2. 遺物の実測、トレースは、小松、日野、松下、西谷の他、補助員の鈴木朝子、桑原愛子、土田ミエ、富樫キヨ子、古城レツ子があたった。
3. 遺構写真は西谷、遺物写真は日野、西谷があたった。
4. 漆紙文書、木簡の解読は、主に国立歴史民俗博物館教授平川南氏からご指導を得、東北大学文学部助教授今泉隆雄氏、山形大学人文学部助教授北村優季氏、東京大学大学院鎌江宏之氏からもご協力を得た。
5. 出土鉄製品の銷取りについては、東北歴史資料館の協力を得た。
6. 発掘調査では、県立秋田工業高校社会科クラブ員の参加協力があった。
7. 発掘調査では上記の他に、以下の方々、及び関係機関からの指導、助言を得た。記して感謝したい。
新野直吉、岡田茂弘、渡辺定夫、進藤秋輝、細見啓三、牛川喜幸、佐藤宗諱、佐々木茂植、古川雅清、真山悟、河原純之、柳雄太郎、田中哲雄、山中章、清水みき、伊藤武士、文化庁記念物課、国立歴史民俗博物館、宮城県教育委員会、東北歴史資料館、多賀城跡調査研究所、秋田県教育委員会、秋田県埋蔵文化財センター、酒田市教育委員会、（敬称略・順不同）

凡　　例

遺　　物

1. 土器断面を黒く塗りつぶしたのが須恵器、中世陶器である。
2. 土器の性格の相違は下記のスクリーントーンで表現した。

 黒色処理

 漆容器

 転用鏡

3. 調整技法、切り離し等の表記は下記の如くである。

○回転ケズリはケズリ調整と記載。回転以外の調整はその都度別記。

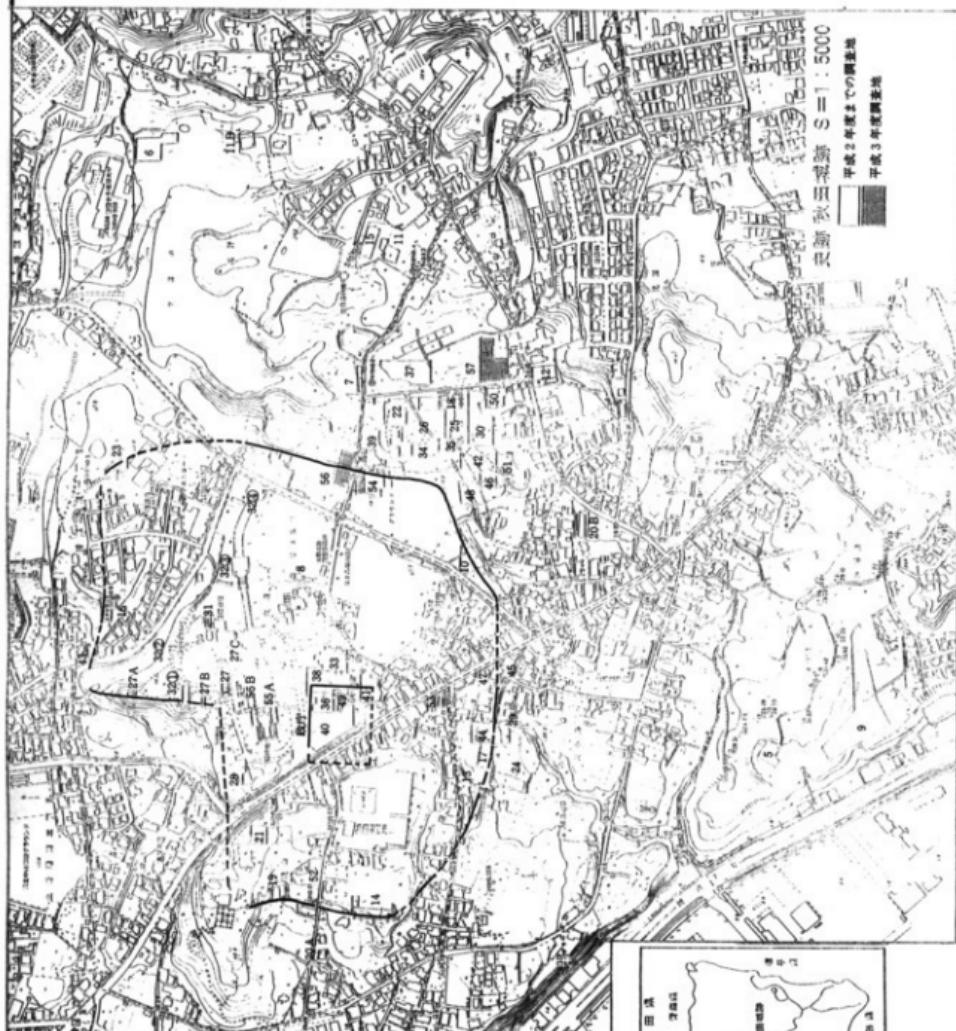
○回転ヘラ切り、回転糸切りは、各々ヘラ切り、糸切りと記載。回転以外の調整はその都度別記。

○ロクロ等広い意味の回転を利用したカキ目調整は、回転利用のカキ目調整と記載。

○切り離し、粘土紐、タタキ痕跡等、成形時痕跡の消滅を目的としない軽度な器面調整痕跡は、「軽い」調整と記載。

4. 実測図、写真図版の縮尺は、特記のあるもの以外はすべて 1 / 3 である。

S = 1 : 5000
平成2年度2回測量地
平成3年復測地



I 調査の計画

平成3年度の秋田城跡発掘調査は、第56次、第57次調査を実施した。

発掘調査事業費は総事業費(本体額)1,400万円のうち、国庫補助額700万円(50%)、県費補助額350万円(25%)、市費負担額350万円(25%)となっている。

調査計画は下記の表1のように立案した。

表1 発掘調査計画

調査次数	調査地区	発掘面積m ² (坪)	調査予定期間
第56次	大畠地区東部	1,000m ² (303)	4月10日～7月31日
第57次	鶴ノ木地区南東部	1,000m ² (303)	8月1日～10月31日
計		2,000m ² (606)	

平成3年度は秋田城跡第四次5ヶ年計画の最終年度にあたり、平成元年度の第54次調査で検出した外郭東門、外郭構造の変遷、鶴ノ木地区建物群の性格と変遷を明確にするための基礎資料を得ることによって、平成4年度からの第五次5ヶ年計画へと移行してゆくための調査年度として位置づけられている。

各次数の調査目的と成果の概要は以下のようになる。

第56次調査は前述の第54次調査で検出した外郭東門の北側隣接地を対象とした。第54次調査で明確になった外郭東門は9世紀以降の材木塀に伴うものであり、築地土塁に伴う創建期の東門が、存在する可能性があるため、その存否を追及することと、外郭遺構の変遷を明確にすることを目的に実施した。

調査の結果、創建期の外郭東門遺構は認められず、東門は同位置で建て替えられたため、9世紀以降の掘り方によって古い時期の掘り方が壊されているものと考えられた。検出した遺構としては材木塀時の外郭遺構である布掘り溝、竪穴住居跡16軒、掘立柱建物跡1棟があり、外郭東門内の周辺の利用状況を知るうえで貴重な資料を得ることができた。

第57次調査は、昭和48年度以降継続して調査を実施している鶴ノ木地区南東部を対象とした。この地区では多数の掘立柱建物群を検出しており、その東側への遺構の広がりを追求することと、同地区的建物群の性格を究明することを目的に実施した。

調査の結果、掘立柱建物跡6棟、竪穴住居跡7軒を検出し、建物群の広がりが東側の地区まで及んでいることが判明した。さらに東側でも井戸跡など中世の遺構や推積層が確認されたが、範囲も広く、堆積層も厚いことから、11月に文化庁記念物課の現地指導を仰ぎ、平成4年度に北隣接地とともに調査することとした。

平成3年度の発掘調査実施状況は下記表2のようになっている。

表2 発掘調査実施状況

調査次数	調査地区	発掘面積m ² (坪)	調査予定期間
第56次	大畠地区東部	760m ² (230坪)	4月10日～7月17日
第57次	鶴ノ木地区南東部	1,300m ² (394坪)	7月18日～11月21日
計		2,060m ² (624坪)	

11月には第57次調査の現地説明会を開催し、70名を超える参加者があった。

II 第56次調査

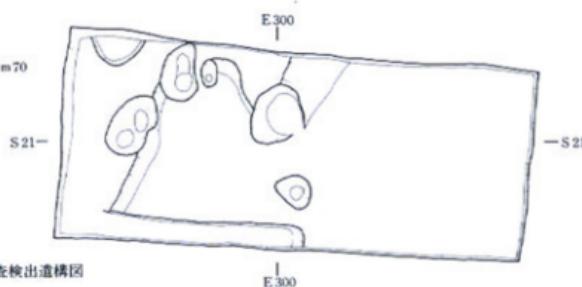
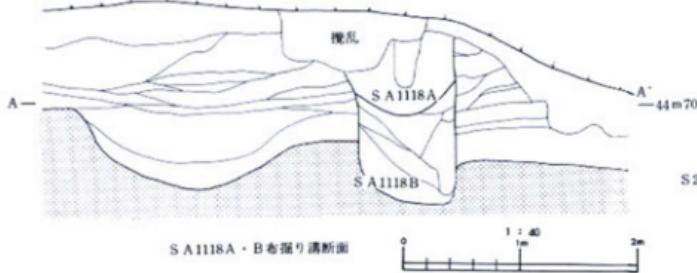
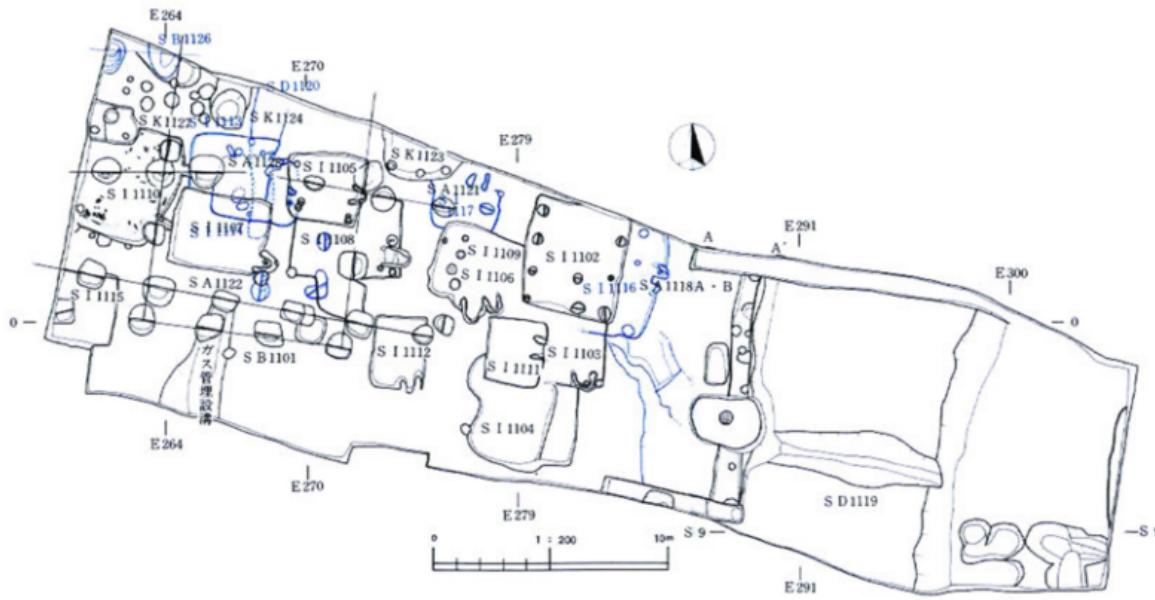
1) 調査経過

第56次調査は、大畠地区、外郭東門北部を対象に平成3年4月10日から7月17日にかけて実施した。調査面積は約760m²(230坪)である。

調査地は、平成元年・2年度にわたって調査が実施され、外郭東門跡、外郭築地土塹、外郭材木塙等が検出された第54次調査地の北側に位置することから、築地土塹に伴う創建期の東門の存否を追求することと、外郭遺構の変遷を明確にすることを目的として実施した。

調査は旧宅地の整地土の除去から開始した(4月10日～4月25日)。外郭築地土塹の想定線上では築地崩壊土とみられる粘質土が検出され、その西側一帯では焼土・炭化物混り遺物包含層、また南側の道路周辺では飛砂層が認められた。遺物包含層の排土作業を行い(4月26日～5月9日)下層面である暗褐色砂をあらわしていく(5月9日～5月14日)ところ不明瞭ではあるが、重複する堅穴状のプランが検出された。一部掘り下げたため幅20cmのトレチを南





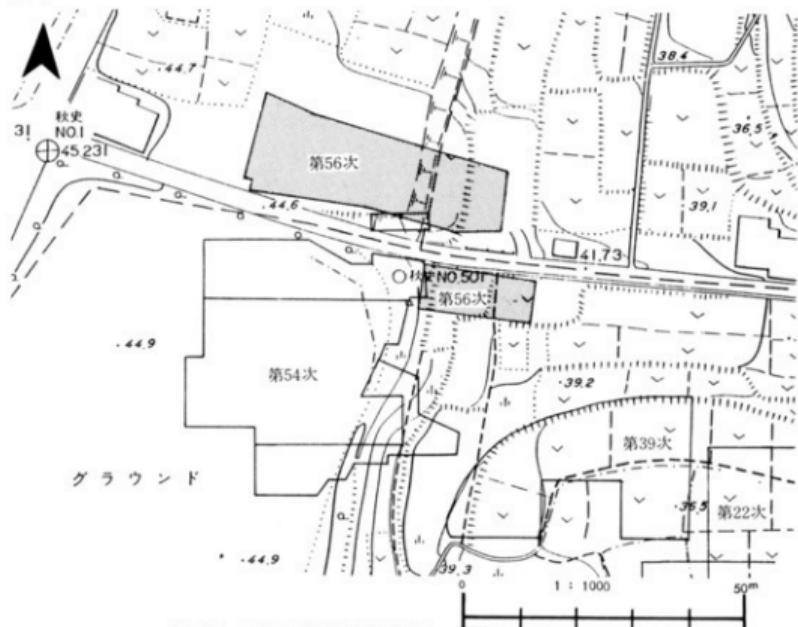
第2図 第56次調査検出造構図

北方向に入れ精査したところ、S I 1102、1103を検出した(5月15日)。さらに西側に調査を進めたところ、東西方向に等間隔に並ぶ柱掘り方やこの掘り方よりも古い住居跡S I 1105、1106、1107、1108を検出した(5月17日～5月23日)。

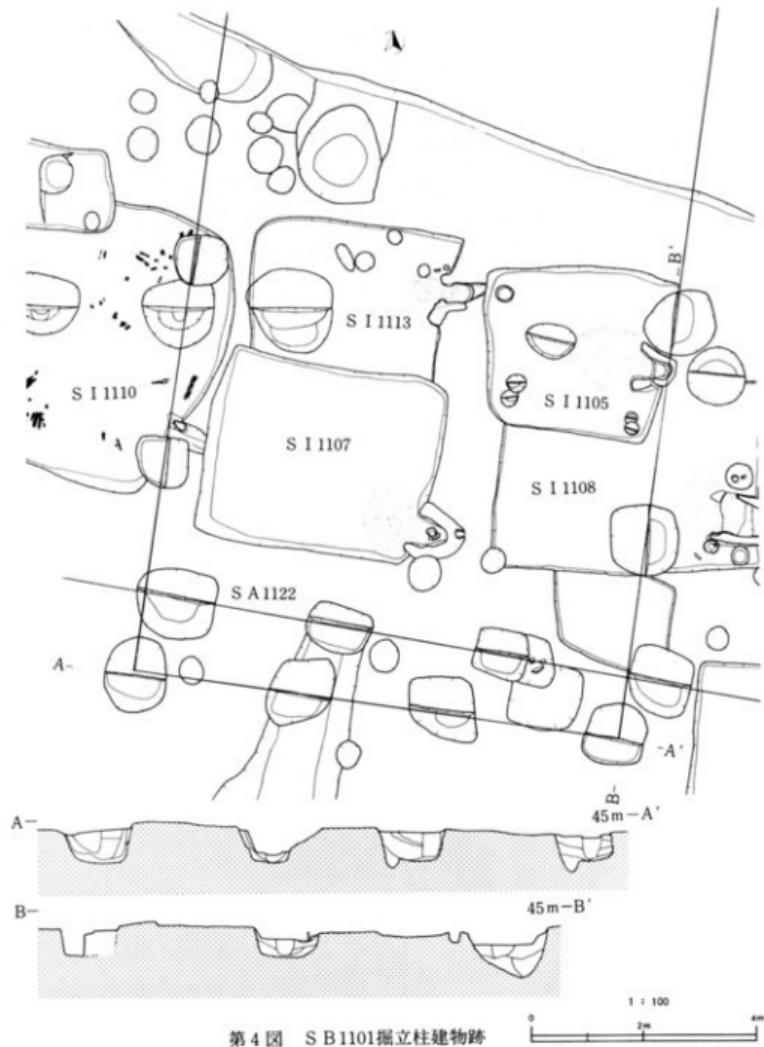
調査区の西端では、炭化物を多く含む褐色砂、暗褐色砂が検出され、遺構の存在が考えられていた。そこで西端部付近全体の排土を実施したところ、S I 1110を検出した。南東部にカマドを構築しており、S I 1107に壊されていることが判明(5月27日～5月30日)、一方、調査区の中央部の精査で検出されたS I 1111、1112、1109などの掘り下げを実施した(5月29日～6月4日)ところ、S I 1111のカマドがS I 1103の床面下で検出され、1103より1111が古いことが判明した。

柱掘り方のうちS B 1101とした東西3間、南北2間以上の掘立柱建物跡の西桁行柱がS I 1110を切っていることが判明した(6月4日)。全景写真、個別写真撮影等を実施(6月3日～6月5日)後、櫛り方を設定し平面図を作成した(6月6日～6月14日)。

平面図作成後、S I 1105西壁で確認されていた炭化物焼土ブロックを含む粘土塊の追求のため周辺の掘り下げを実施したところ、S I 1107によって壊されたS I 1113を検出、さらにこの下層にS I 1105西壁で検出された粘土塊をもつS I 1114(6月17日)、S I 1110の南側にもS I 1115が検出された。



第3図 第56次調査周辺地形図



第4図 S B 1101掘立柱建物跡

1116が検出された(6月25日)。

布掘り溝S A1118A・Bの東側には、これに直交する形で幅1m～1.2m、深さ1m～1.3mのV字状を呈する溝跡S D1119を検出した(6月26日～7月2日)。

下層検出の遺構の平面実測を実施(7月3日～7月4日)、全体写真、各遺構写真撮影を実施し(7月5日～7月6日)、調査区西壁面と北壁面の土層断面図作成、写真撮影を行った(7月9日～7月12日)。

機材の撤去、埋め戻しのため保安フェンス補修等を行い、7月17日にすべての調査を終了した。

2) 検出遺構と出土遺物

S A1118A・B布掘り溝 (第3図・図版3)

外郭築地崩壊後の材木塀(柱列塀)の布掘り溝である。北で東に約7度振れる方位をとり、S B99 8A外郭東門の北梁間中央の柱(棟通り)に取り付くと考えられる。掘り方は深さ約50cm～70cmのU字状を呈し、埋土は黄褐色砂質土を主体とする。抜き取り状の掘り込みが認められるが、明確な材(柱)の痕跡は観察されなかった。

S B1101掘立柱建物跡 (第4図・図版2～5)

調査区西侧暗褐色砂面(炭化物・焼土混り)で検出された、梁間3間(3.0m+2.5m+3.0m)、桁行2間(3.5m+3.9m+○m)か、それ以上の南北棟の掘立柱建物跡である。建物方位は桁行が北で約8度東に振れる方向となる。柱掘り方は0.9m～1.2m×0.9m～1.1mの隅丸方形あるいは方形で、柱痕跡は30cm前後の円形である。掘り方埋土は褐色砂や黄褐色砂を主体とする。S I 1105、1108、1110と重複し、これより新しい建物跡である。

S B1101出土遺物 (第5図・図版21)

赤褐色土器(1)：掘り方埋土内出土である。体部片で倒位の「下」と考えられる墨書きが認められる。

S I 1102堅穴住居跡 (第6図・図版6・12)

炭化物・焼土混りの暗褐色砂層面で検出された。S I 1103、1106、1109、1116と重複し、これらより新しい。平面形は南北に長い長方形で、規模は長軸が4.6m、短軸が4.2mである。長軸方向は北で約9度東に偏している。カマドは検出されない。柱掘り方は深さが床面から20cm～30cmで柱痕跡は明確でない。住居壁はほぼ垂直に立ち上がり、高い部分で60cmを計る。



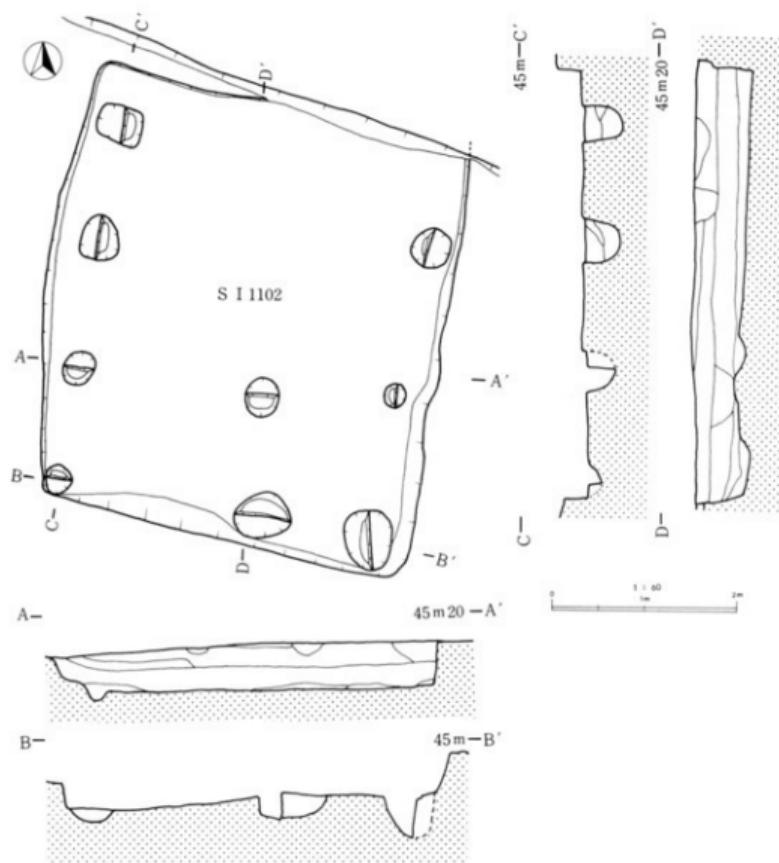
S I 1102出土遺物 (第7図・図版21)

第5図 S B1101出土遺物

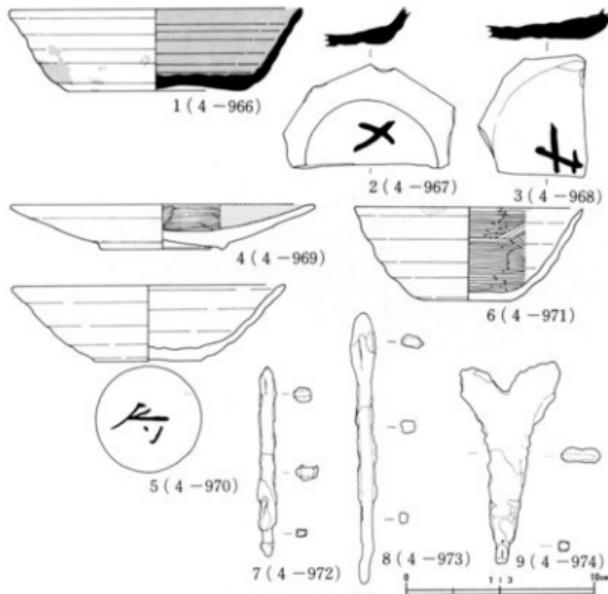
すべて埋土内出土である。

須恵器(1～3)：すべて壺である。1はヘラ切り後に底部に撫で調整を施す。内面には口縁部まで茶褐色の漆膜が認められる。2、3はヘラ切りで3はていねいな撫で調整を施す。両者底部に墨書が認められ、2は「+」か「×」と考えられる。

土師器(4)：低い台付の皿である。底部は剥落し切り離しは不明である。内面は細かい横斜方向のミガキ調整後に黒色処理を施す。外面口縁部にも一部ミガキ調整が至る。



第6図 SI 1102竪穴住居跡



第7図 SI 1102堅穴住居跡出土遺物

赤褐色土器(5・6)：両者糸切り無調整の杯である。5は底部に「厨」の墨書が認められる。6は内面全面に細かいミガキ調整を施すが、非黒色処理である。内外口縁部に数箇所に煤が付着し、燈明皿と考えられる。

鉄製品(7～9)：7、8は柳葉形、9は雁股鐵である。9は茎部が欠損している。

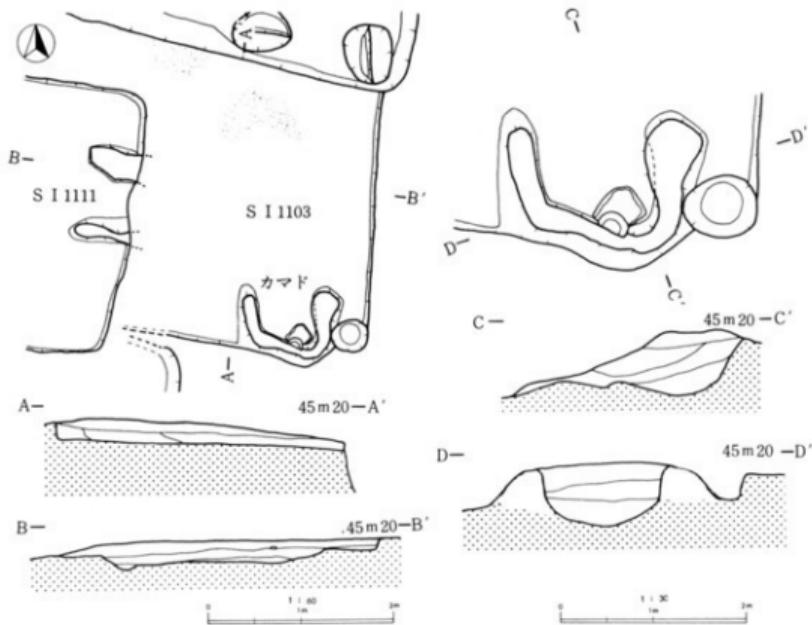
S I 1103堅穴住居跡 (第8図・図版6)

炭化物・焼土混りの暗褐色砂層面で検出された。S I 1102、1116、1111、1104と重複し、1102よりは古く、他より新しいがS I 1104とは不明である。平面形は方形で規模は3.0m以上×2.5m以上である。東壁で東に約5度振れている。カマドは南壁東寄りに砂混りの粘土で構築されている。燃焼部内には須恵器杯が認められた。柱掘り方等は認められない。住居壁はほぼ垂直に立ち上がり20cmを計る。

S I 1103出土遺物 (第9図・図版21)

1はカマド、他はすべて埋土内出土である。

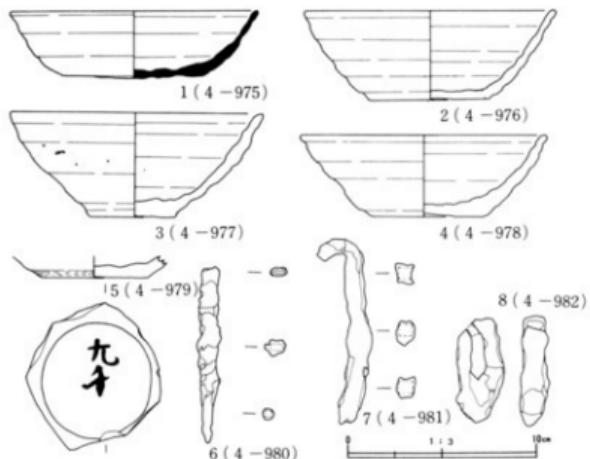
須恵器(1)：ヘラ切り無調整の杯である。胎土に1mm前後の小石が多量に混入している。



第8図 SI 1103竪穴住居跡

赤褐色土器(2~5)：すべて糸切りの壺である。3、4は石英を含む砂粒が多量に混入。5は体下端部にケズリ調整を施し、内面は撫で調整によりスベスベしている。「九千」の墨書きが認められる。

鉄製品(6~8)：6は鎌の基部である。7は頭部がL字状に折れた釘である。8は環状を呈する金具で締具と考えられる。



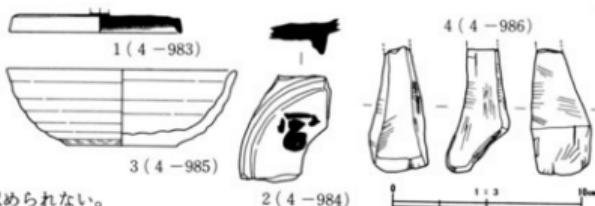
第9図 SI 1103竪穴住居跡出土遺物

S I 1104堅穴住居跡

(第3図・図版7)

地山砂層面で検出さ
れ、S I 1103, 1111と
重複し、1111より古い。

カマド・柱掘り方等は認められない。

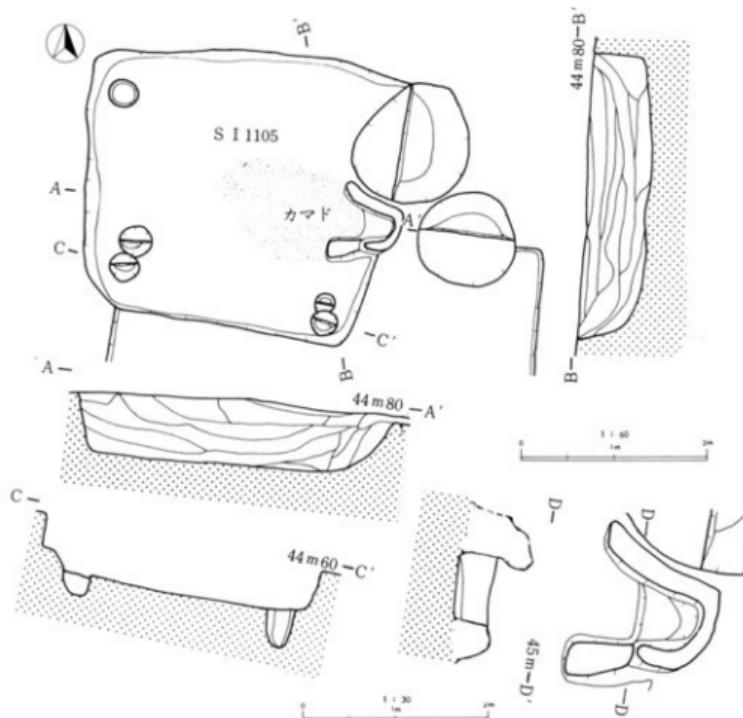


第10図 S I 1104堅穴住居跡出土遺物

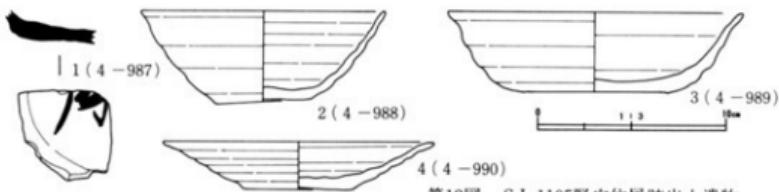
S I 1104出土遺物 (第10図・図版22)

4はカマド西側ピット内、他はすべて埋土内出土である。

須恵器(1, 2):蓋(1)・薬壺の蓋である。肩からツマミ部にかけてケズリ調整を施す。内面は転用鏡に使用され、墨が付着し磨滅によりスベスベしている。2はヘラ切りの台付杯(碗)である。底



第11図 S I 1105堅穴住居跡



第12図 S I 1105豎穴住居跡出土遺物

部に「富」の墨書が認められる。

赤褐色土器(3)：坏である。体下端から底部全面にケズリ調整が施されており、切り離しは不明である。内面は撫で調整によりスベスベしている。4はロクロ整形のやや立ちぎみの鉢である。体下端部は手持ちのケズリ調整であるが、その前に部分的にタタキ、内面にアテ具痕が認められる。底部はケズリ調整で一部カキ目調整が認められる。

石製品(4)：全面に使用痕が認められる緑色凝灰岩製の砥石である。

S I 1105豎穴住居跡（第11図・図版7・12）

炭化物・焼土混りの暗褐色砂層面で検出された。S B 1101、S I 1108、S A 1121と重複し、S B 1101、S A 1121よりは古く、S I 1108よりは新しい。平面形は東西に長い長方形で、規模は長軸が3.2m、短軸が2.8mである。長軸方向は西で約6度北に偏している。カマドは東壁中央に砂混りの粘土で構築されている。柱掘り方は深さが床面から20cm～40cmで柱痕跡は明確でない。住居壁はほぼ垂直に立ち上がり、高い部分では60cmを計る。

S I 1105出土遺物（第12図・図版22）

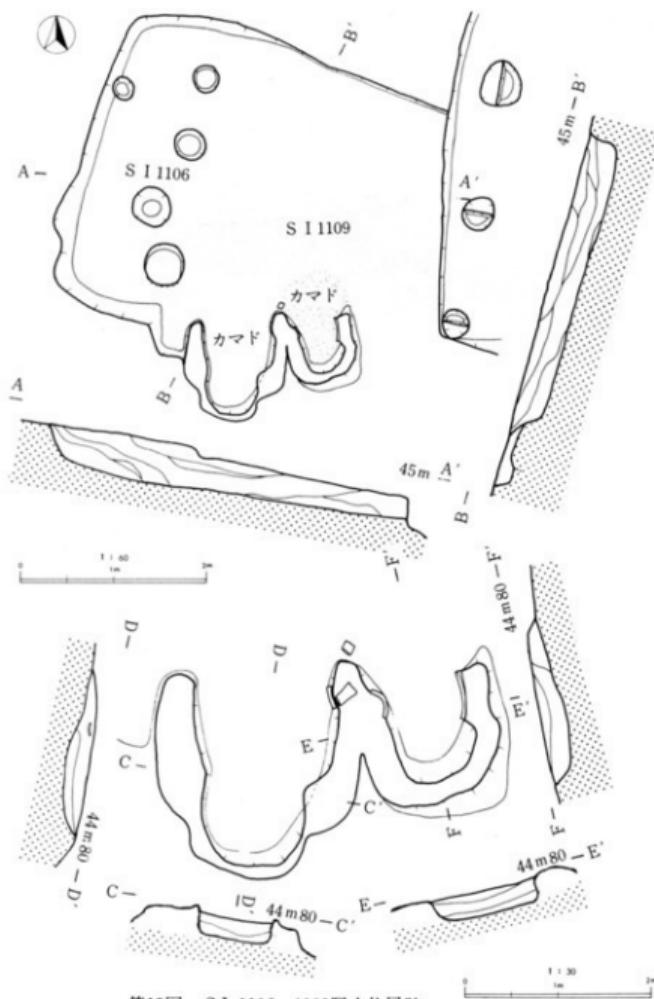
2はカマド袖内、他はすべて埋土内出土である。

須恵器(1)：ヘラ切りの坏である。底部に「厨」の墨書が認められる。

赤褐色土器(2～4)：2、3は糸切りの坏である。3は底部が大きく一見須恵器坏を想起させるが、胎土・焼成それに内面口縁部の整形は赤褐色土器そのものである。内面は撫で調整によりスベスベしている。4は糸切りの皿である。

S I 1106豎穴住居跡（第3図）

炭化物・焼土混りの暗褐色砂層面で検出された。S I 1102、1109、1117と重複し、S I 1117、1109よりは新しく、S I 1102よりも古い。平面形は東西に長い長方形で、規模は長軸が3.5m以上、

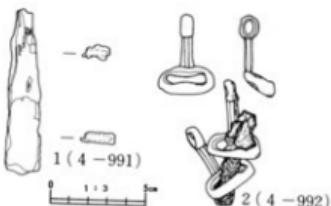


第13図 SI 1106・1109竪穴住居跡

短軸が3.2mである。長軸方向は西で約16度北に偏している。

カマドは南壁中央寄りに、砂混りの粘土で構築されている。

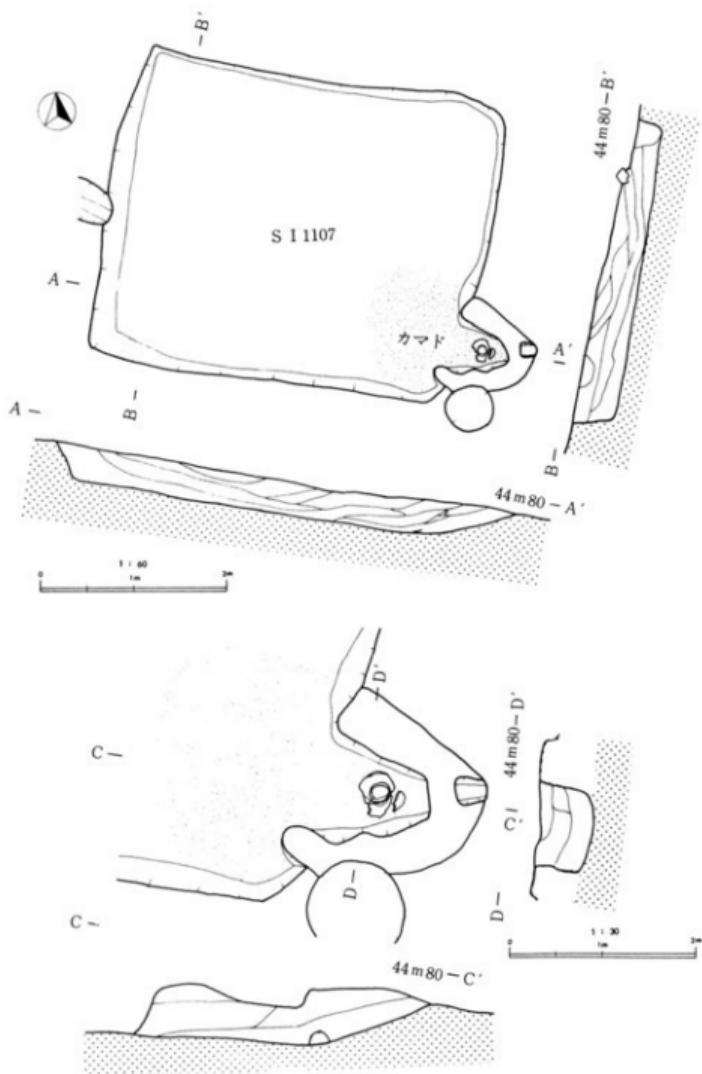
柱掘り方は西側に5本検出されている。住居壁は少しゆるやかに立ち上がり、高い部分では40cmを計る。



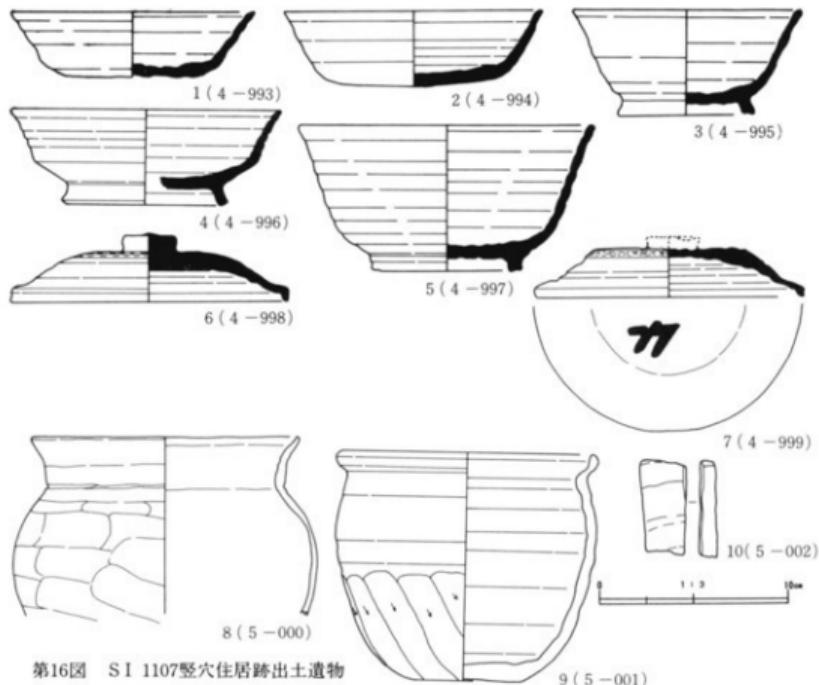
第14図 SI 1106竪穴住居跡出土遺物

S I 1106出土遺物 (第14図・図版22)

鉄製品(1、2)：1は刀の基部である。2は短い鉄片に青銅製の金具が二個伴うものである。青銅製品は、橢円形と円形の環が上下に付いており、刀装具か馬具の吊金具と考えられる。



第15図 S I 1107竪穴住居跡



第16図 SI 1107堅穴住居跡出土遺物

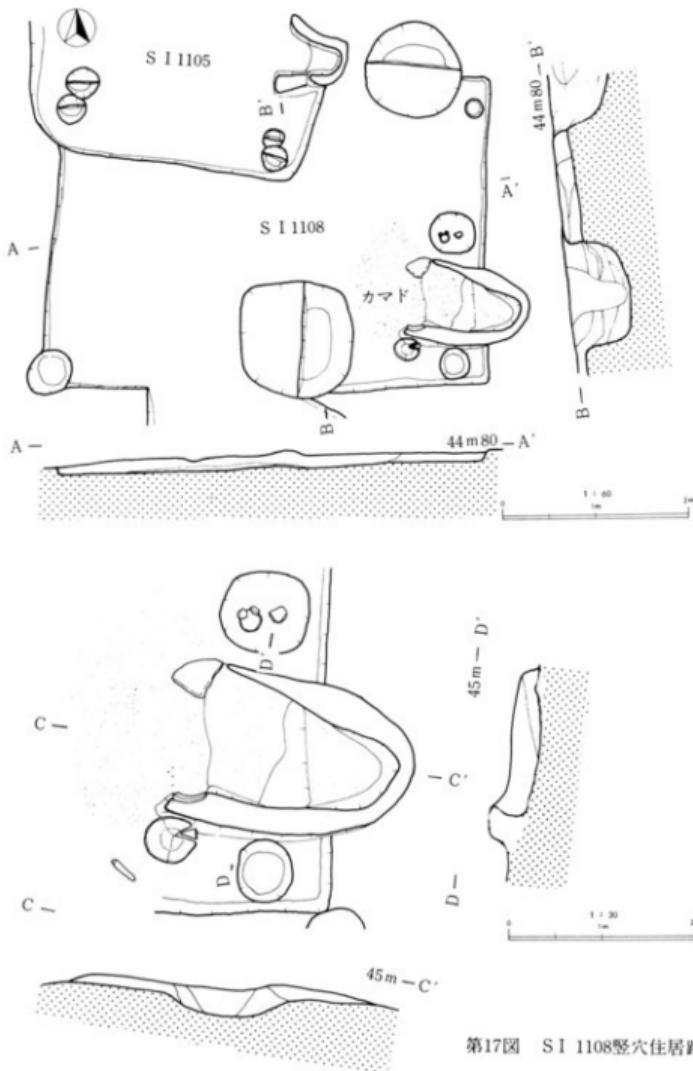
S I 1107堅穴住居跡（第15図・図版8・13）

炭化物・焼土混りの暗褐色砂層面で検出された。S I 1110、1113、1114と重複し、それより新しい。平面形は東西に長い長方形で、規模は長軸3.9m、短軸3.3mである。長軸方向は西で約10度北に偏している。カマドは東壁南隅に粘土で構築され、煙道部が一部トンネル状に遺存している。燃焼部からは、須恵器台付塊が出土し、支脚として使用されたものと考えられる。柱掘り方等は認められない。住居壁はほぼ垂直に立ち上がり高い部分では50cmを計る。

S I 1107出土遺物（第16図・図版22）

5、6はカマド、他は埋土内出土である。

須恵器(1～7)：1、2はヘラ切り後、底部に軽い撫で調整を施した杯である。3はヘラ切りの台付杯である。酸化炎焼成で内面に薄い赤褐色の塗布が認められる。4は稜塊で、底部ケズリ調整のため切り離しは不明である。台部胎土は、杯部と異質の土を使用しているのが断面で観察できる。5はヘラ切りの台付大塊である。胎土に砂粒が多く混入する。6、7は蓋である。6は肩部ケズリである。内面は硯に転用されているが、その後に漆膜の付着が認められる。7は肩部ケズリ調整で



第17図 S I 1108竪穴住居跡

判読不能の墨書が認められる。

土器器(8)：非ロクロ、薄手の小型の壺である。頸部に一本の沈線を施す。外面口縁部は横撫で調整、胴部は横斜方向の手持ヶズリ調整である。内面は横撫で調整、胴部に煮こぼれ状の炭化物が付

着している。

赤褐色土器(9)：ロクロ使用、小型の甕である。上半ロクロ整形後、体下端部を斜め方向の手持ちケズリ調整を施す。底部はケズリ調整と条線状の圧痕で切り離し不明である。

石製品(10)：凝灰岩質の砥石である。

S I 1108堅穴住居跡（第17図・図版8・13）

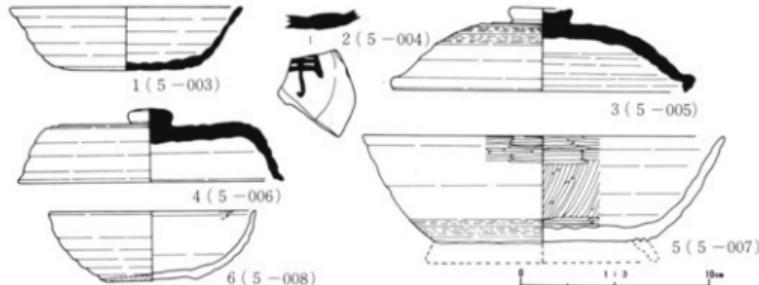
炭化物・焼土混りの暗褐色砂層面で検出された。S B1101、S I 1105、S A1121と重複し、これらよりも古い。平面形は東西に長い長方形で、規模は長軸4.6m、短軸3.3mである。長軸方向は西で約3度北に偏している。カマドは東壁南寄りに砂混りの粘土で構築されている。柱掘り方等は認められない。住居壁はほぼ垂直に立ち上がり、高い部分で10cmを計る。

S I 1108出土遺物（第18図・図版23）

1～3、6はカマド北側ピット、5はカマド南袖、4は埋土内出土である。

須恵器(1～4)：1、2はヘラ切りの坏である。1は底部に撫で調整を施す。内外面は重ね焼による光沢のある黒色の自然釉が認められ、硬質な焼成である。2は底部に「申」か「甲」と思われる墨書が認められる。3は蓋で、肩部にケズリ調整を施す。内面に墨が付着するが磨滅痕は認められず、転用硯とは考えられない。焼成があまく、赤褐色で外面に火ダスキーが認められる。4は口縁部が立ち上がる薬壺の蓋である。肩部全面にケズリ調整が認められる。ボタン状のツマミが付されている。

土師器(5)：糸切り、台付の大甕である。内面体部は縱方向、見込みは横方向のミガキ調整で黒色処理を施す。外面口縁部はミガキ調整、体下端部はケズリ調整を施す。



第18図 S I 1108堅穴住居跡出土遺物



第19図 S I 1110堅穴住居跡

赤褐色土器(6)：糸切りの坏である。体下端部はケズリ調整を施す。内面は撫で調整によりロクロの凹凸は消滅している。胎土に石英を多く含む砂粒が混入する。内面口縁部に煤が付着しており、燈明皿と考えられる。

S I 1109堅穴住居跡（第13図）

S I 1106と重複し、これより古い。カマドはS I 1106の東側に粘土で構築されている。平面形、規模、柱掘り方等については不明である。

S I 1110堅穴住居跡（第19図・図版9）

炭化物・焼土混りの暗褐色砂層面で検出された。SB1101、SK1127、SA1128と重複し、これ

らよりも古い。平面形は南北に長い長方形で、規模は長軸が4.9m、短軸が4.1mである。長軸方向は北で約13度東に偏している。カマドは東壁南寄りに砂混りの粘土で構築されているが、大半がS B 1101の西桁行の柱掘り方によって破壊されている。また煙道部の一部も S I 1107によって壊されている。北、南部の床面上に炭化材や焼土層が検出されたことから、火災をうけた住居跡と考えられた。柱掘り方等は認められない。住居壁はほぼ垂直に立ち上がり、高い部分で70cmを計る。

S I 1110出土遺物（第20・21図・図版23-25）

9はカマド内、他はすべて埋土内出土である。

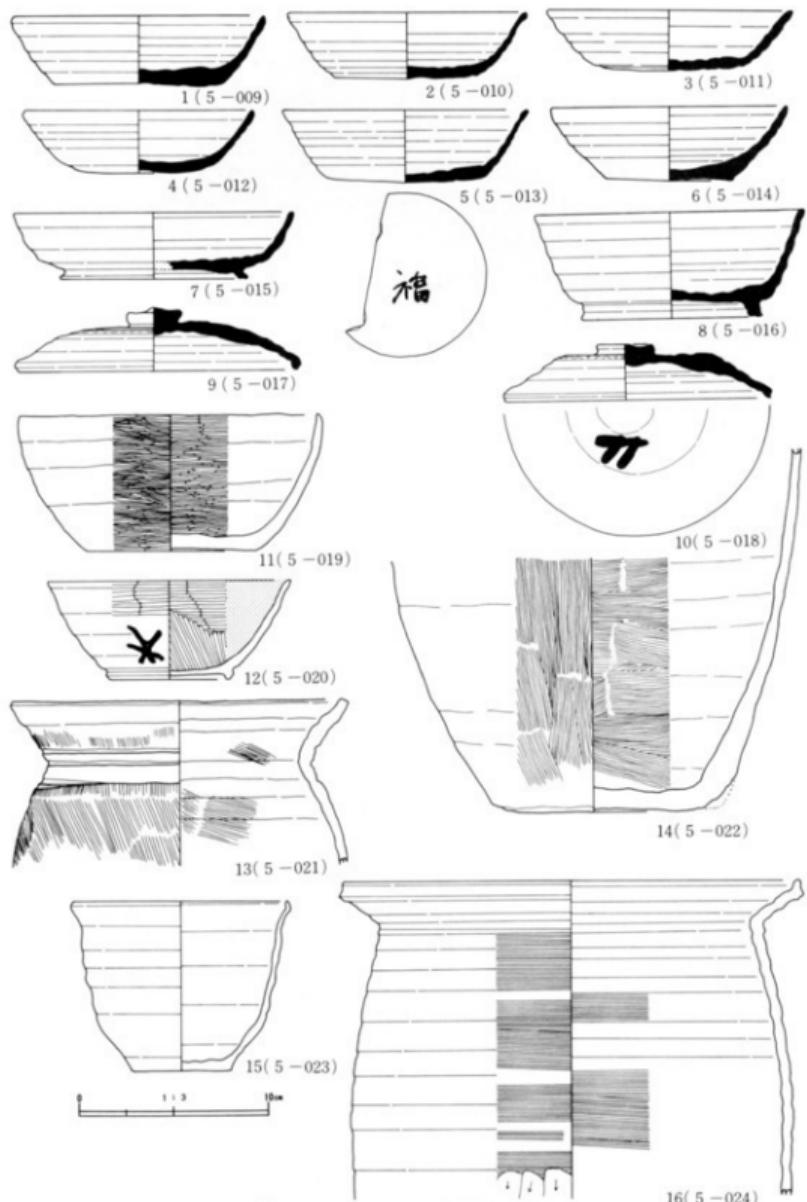
須恵器(1~10)：1~6は壺である。1はヘラ切り無調整、2~5はヘラ切り後、撫で調整を施す。5は底部に「福」の墨書が認められる。6は糸切り無調整である。内面は撫で調整によりロクロ痕の凹凸を消している。7、8は台付壺である。7は静止糸切り、8はヘラ切り後台を付している。9、10は蓋である。9はヘラ切り後肩部からツマミ部までケズリ調整を施す。10は肩の一部にケズリ調整を施し、平坦部に判読不能の墨書が認められる。

土師器(11~14)：11は内外面にきめ細かいミガキ調整を施した壺であるが、黒色処理はなされない。12は糸切りの台付壺である。内面はミガキ調整後黒色処理を施す。外面は口縁部にミガキ調整を施す。体部下方に判読不能の墨書が認められる。13は頸部に3~4条の沈線を巡した甕である。外面は口縁部が横撫で、頭部から体部全面に斜方向のカキ目調整を施す。沈線はカキ目調整後に施している。内面は全面撫で調整を施す。14は甕である。底部は砂底で体部内外面は横、縦方向のカキ目調整を施す。

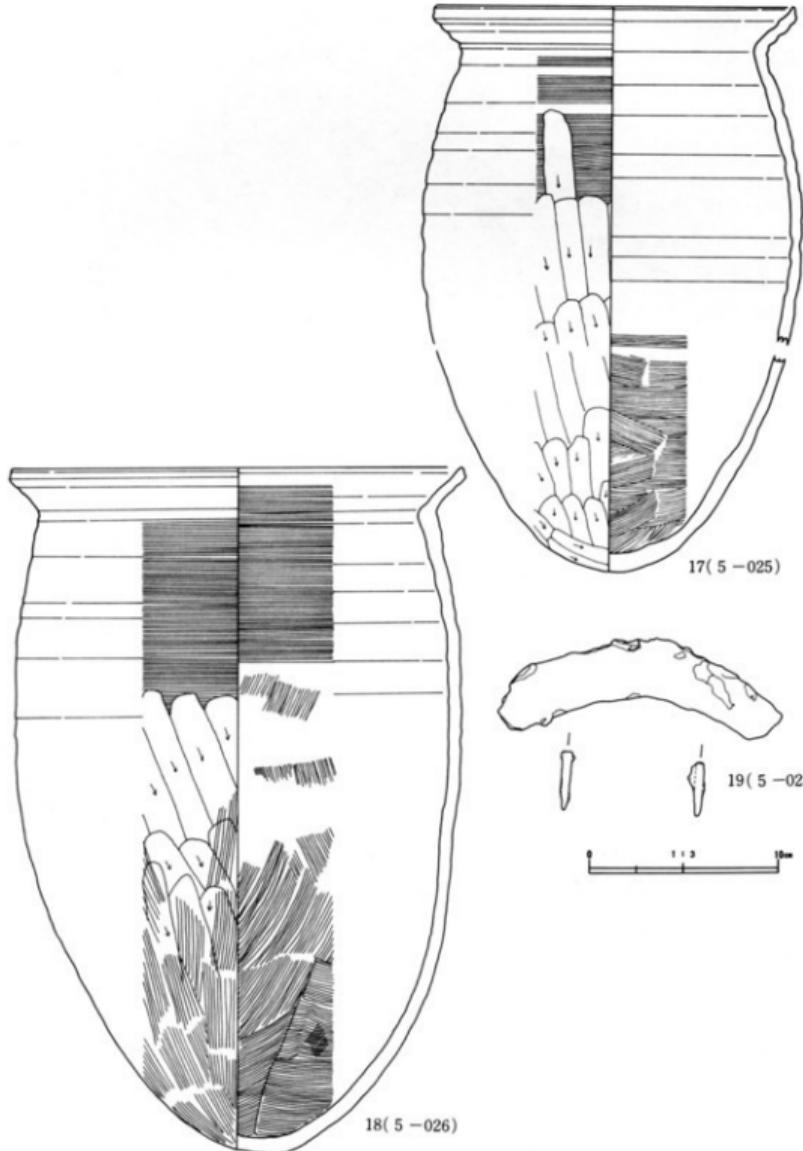
赤褐色土器(15~18)：15は糸切りの小型甕である。16は甕である。外面は口縁部を横撫で調整、体部をカキ目調整によるロクロ整形後体下半部を縦方向のケズリ調整を施す。内面はカキ目調整を施した後に部分的に撫で調整を施す。17、18は底部丸底を呈する甕である。17は上半、下半部が直接接合しないが、同一個体と考えられる。外面は、上半部がロクロ回転による横撫で調整、カキ目調整後に下半部を上から下への縦方向の手持ちケズリ調整を施す。内面は上半は横撫で調整、下半部は斜、横方向のカキ目調整である。タタキ・アテ具痕跡は認められない。18は外面頸部は回転利用の横撫で調整、上半部はカキ目調整後、中央から下方に向けて手持ちケズリ調整、さらにカキ目調整を施す。内面は上半部は回転利用カキ目調整、下半部は縦方向のカキ目調整を施す。

鉄製品(19)：基部は残存するが、刃先が欠損した鎌である。

S I 1111堅穴住居跡（第22図・図版9・13）



第20図 S I 1110 竪穴住居出土遺物



第21図 S I 1110竪穴住居跡出土遺物

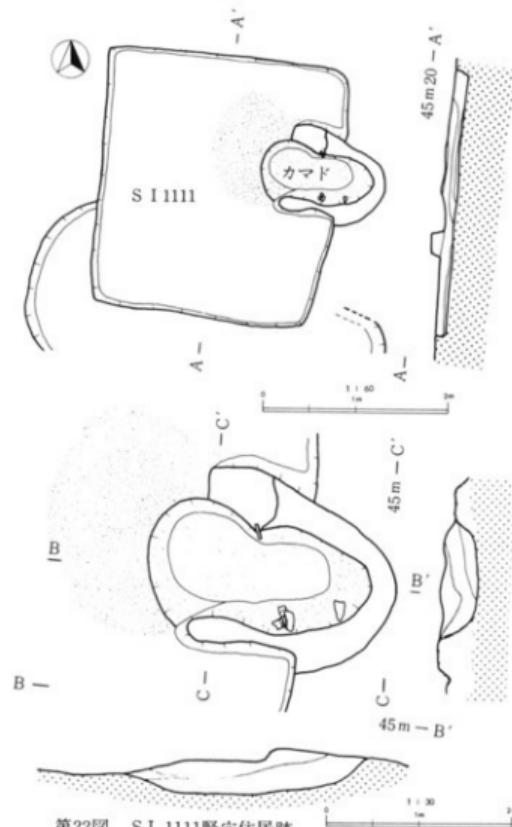
地山砂層直上の炭化物・焼土混りの褐色砂層面で検出された。

S I 1103、1104と重複し、1103よりは古いが1104との重複関係は不明である。平面形は南北に長い長方形で、規模は長軸が2.8m、短軸が2.6mである。長軸方向は西で約8度北に偏している。カマドは東壁北寄りに粘土で構築されている。燃焼部とその周辺に焼土・炭化物が認められる。柱掘り方等は認められない。住居壁はほぼ垂直に立ち上がり、10cmを計る。

S I 1112堅穴住居跡（第23

図・図版10・13）

地山砂層直上の褐色砂層面で検出された。S A1122と重複し、これよりも古い。平面形は南北に長い長方形で規模は長軸が3.0m、短軸が2.2mである。長軸方向は北で約3度東に偏している。カマドは南壁東寄りに、砂混りの粘土で構築されている。燃焼部とその周辺に焼土が認められる。柱掘り方等は認められない。住居壁はややゆるやかに立ち上がり、20cmを計る。



第22図 S I 1111堅穴住居跡

S I 1112出土遺物（第24図・図版25）

須恵器(1、2)：两者とも底部全面にケズリ調整を施しており、切り離しは不明である。1は黒褐色、2は白色を呈し、軟質な焼成である。

S I 1113堅穴住居跡（第25図・図版10）

地山砂層直上の黄褐色砂層面で検出された。S I 1107、1105、S A1128と重複し、これらよりも

古い。平面形は東西に長い長方形で、規模は長軸が3.3m、短軸が3.3m以上である。長軸方向は西で約5度北に偏している。カマドは東壁北寄りに粘土で構築され、両袖部には平瓦、丸瓦の破片を補強材として使用している。煙道部の一部がS I 1105によって破壊されている。柱掘り方等は認められない。住居壁はほぼ垂直に立ち上がり、20cmを計る。

S I 1113出土遺物（第26・2 7図・図版25・26）

1はカマド北袖外側、他は埋土内出土である。

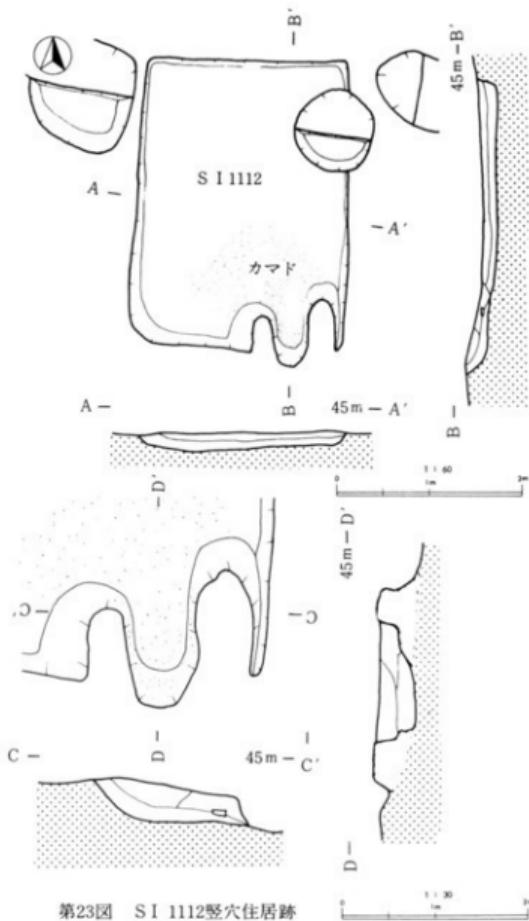
須恵器(1)：ヘラ切り後に底部全面にケズリ調整、さらに周縁に撫で調整を施す皿形に近い浅い杯である。

土器器(2)：非ロクロの杯である。内外面とも横、斜方向のミガキ調整後に黒色処理を

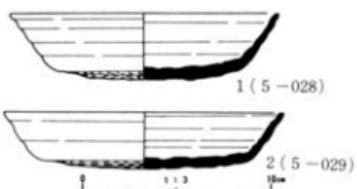
施す。外面は下端部にカキ目調整、撫で調整痕がわずかに認められる。

鉄製品(3)：茎の木質部も遺存し、ほぼ完形に近い刀子であるが、砂が鏽つき、原形の観察は不可能である。

瓦(1)：カマド南袖構築材として使用された丸瓦である。外



第23図 S I 1112竪穴住居跡



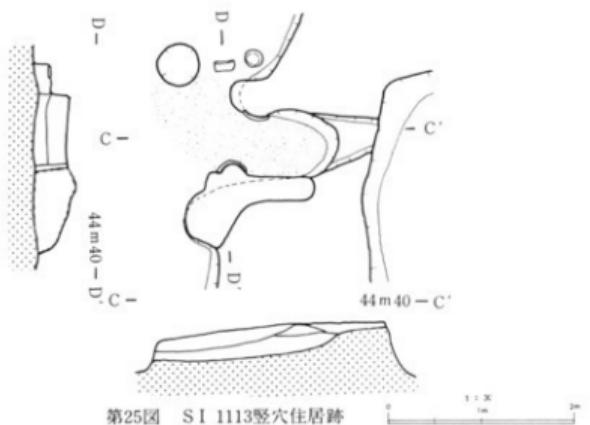
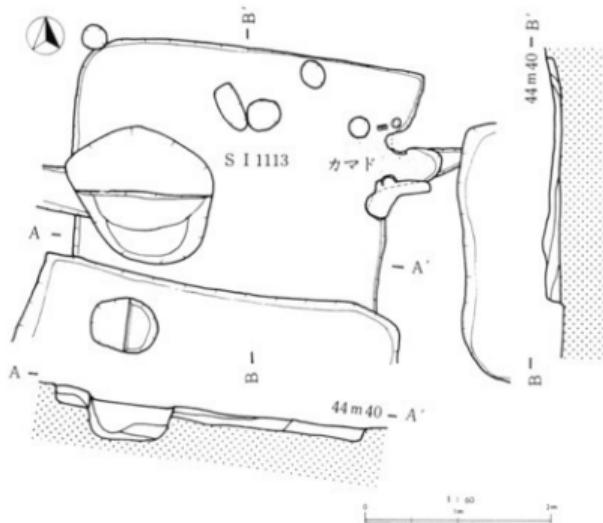
第24図 S I 1112竪穴住居跡出土遺物

面は縄タタキ整形の後に、ヘラによる撫で調整を施す。内面には粘土板の合せ目が認められる。

S I 1114堅穴住居跡

(第28図・図版10)

S I 1113床面で、掘り込み面が確認された。S I 1105、1107、1113、S A 1128と重複しており、それらよりも古い。平面形は東西に長い長方形で、規模は長軸が3.5m、短軸が2.6mである。長軸方向は西で約7度北に偏している。カマドは東壁中央に砂混りの粘土で構築されているが、南袖の大半がS I 1113によって破壊されている。柱掘り方等は認められない。住居壁はほぼ垂直に立ち上がり、高い部分で20cmを計る。

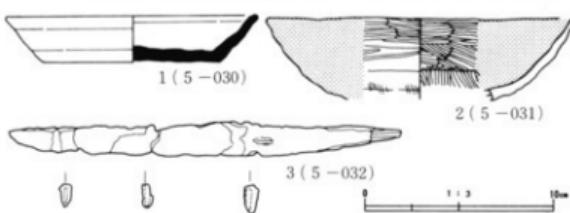


第25図 S I 1113堅穴住居跡

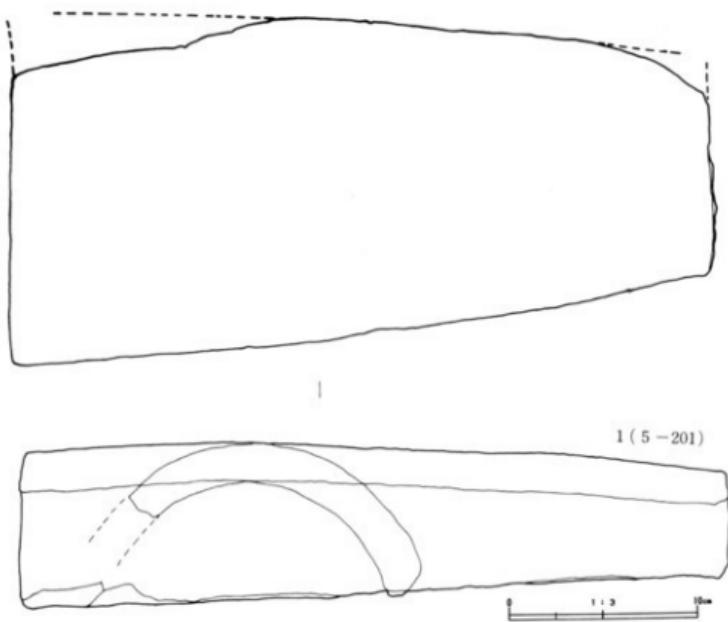
S I 1115堅穴住居跡

(第34図・図版11)

地山砂層直上の黄褐色



第26図 S I 1113堅穴住居跡出土遺物



第27図 S I 1113竪穴住居跡出土遺物

砂層面で検出された。S A1122と重複し、これより古い。平面形、規模については西側が未発掘のため不明であるが、東壁では3.1mで、北で約8度東に偏している。カマド、柱掘り方等は認められない。住居壁はほぼ垂直に立ち上がり、高い部分で20cmを計る。

S I 1115出土遺物（第29図・図版26）

須恵器（1）：埋土内出土のヘラ切り後軽い撫で調整を施した壺である。1mm～2mm前後の小石が多く混入している。

S I 1116竪穴住居跡（第30図・図版11・13）

築地崩壊土層下の炭化物・焼土混りの黄褐色砂層面で検出された。S I 1102、1103と重複し、これらよりも古い。平面形、規模については不明であるが、東壁での現存長は4.6mで、北で約18度東に偏している。カマドは新旧二時期あり、壊された古いカマドの焼土の上に粘土で新しいカマドを構築している。燃焼部内には土師器甕を倒立させて支脚としている。両袖内面および燃焼部は火熱を受け赤変している。柱掘り方等は認められない。住居壁はほぼ垂直に立ち上がり、高い部分で20cmを計る。

S I 1116出土遺物 (第31)

図・図版26)

1はカマド内、2、3は
カマド南側の床面から出土
した。

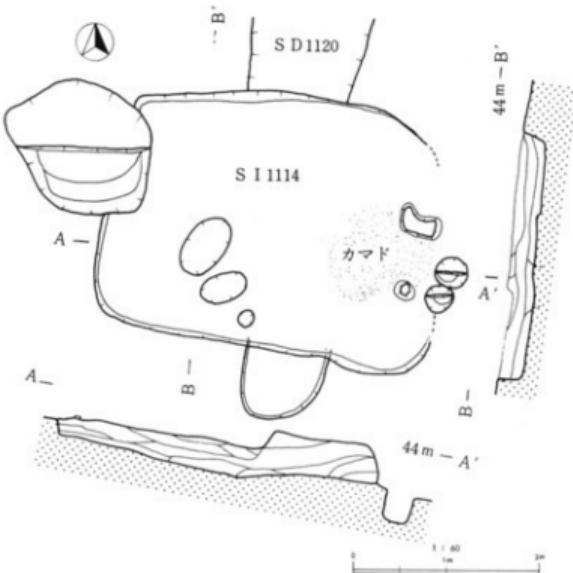
土器(1)：非黒クロの小
型甕である。カマド内に倒
立させ、支脚として使用さ
れている。外面口縁部は横
撫で調整、体部は縦方向の
カキ目調整である。内面口
縁部は体下半部横方向カキ
目調整、体上半部は撫で調
整を施す。

鉄製品(2、3)：2は刀子
基部である。3は鉄鎌であ
る。

S I 1117堅穴住居跡 (第3)

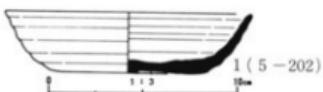
図・図版12・13)

地山砂層直上の暗褐色砂
層面で検出された。S I 11
06、1109、S A 1121、SK
1123と重複し、これらより
古い。平面形は東西に長い
長方形で、規模は長軸が3.
0m、短軸が2m以上であ
る。長軸方向は西で約10度北に偏している。カマドは北壁東寄
りに砂混りの粘土で構築している。柱掘り方等は認められない。
住居壁はほぼ垂直に立ち上がり、5cmを計る。

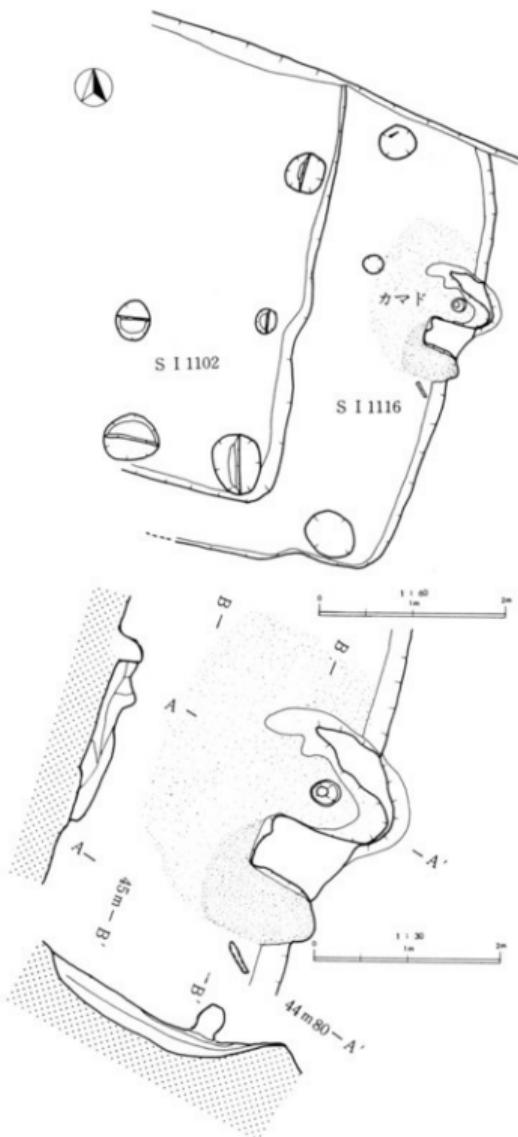


第28図 S I 1114堅穴住居跡

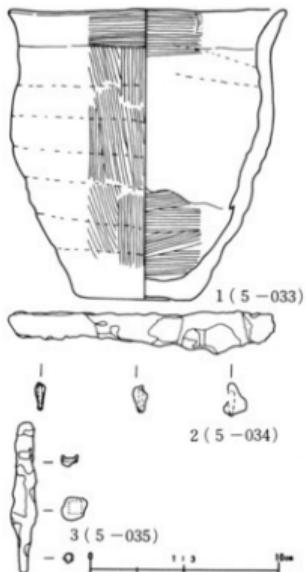
S I 1117出土遺物 (第33図・図版27)



第29図 S I 1115堅穴住居跡出土遺物



第30図 SI 1116竪穴住居跡



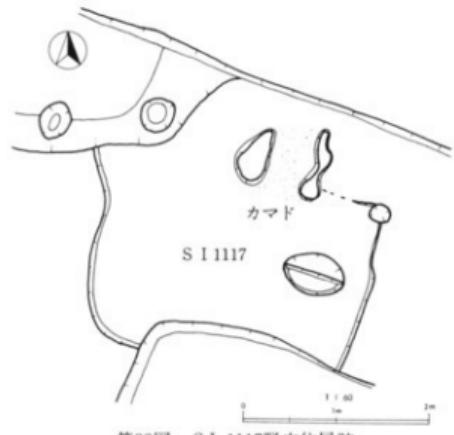
第31図 SI 1116竪穴住居跡出土遺物

すべて埋土内出土である。

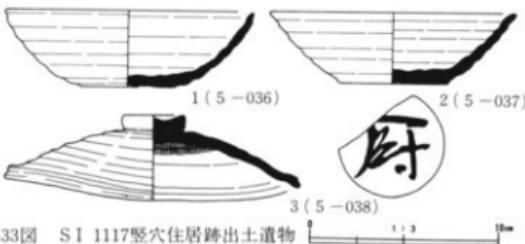
須恵器(1～3)：1、2は底径の
小さい糸切りの杯である。2は底
部に「厨」の墨書が認められる。
3は、蓋である。外面はケズリ調
整後に撫で調整を施す。内面は転
用鏡として使用され、磨滅でスペ
スペしている。

SD1119溝跡（第34図・図版3）

地山砂層直上で検出された。掘
り方は現況で幅約2m、深さ約80
cmのV字状を呈し、埋土は黄褐色
土を主体としている。東側は削平
のため遺存しない。SA1118布掘
り溝とほぼ直交する。



第32図 S I 1117縦穴住居跡



第33図 S I 1117縦穴住居跡出土遺物
cm~1.3m、深さは20cm~70cmで円形または隅丸方形を呈する。

S D 1120溝跡（第3・28図・図版2）

S I 1107、1113、1114と重複し、これらよりも古い南北に走る溝である。幅0.9m~1.3m、深さ80cmで北で約6度振れている。

S A 1121、1122柱列（第3・35図）

S I 1105、1108、1117と重複し、これらより新しい。炭化物・焼土混りの褐色砂層面で確認された。西で北に約10度振れる方向で検出した2列の柱列である。柱列間は約5.6mで平行している。S A 1122は柱間間隔は約3mではほぼ一定しているが、S A 1121は2.5m~3mと規則性がない。掘り方は90

S K 1123土壤（第36図）

地山砂層直上の暗褐色砂面で検出された。S I 1117と重複し、これより新しい。直径約3.7m、深さ80cmの円形もしくは隅丸方形を呈する。南壁直下には、柱掘り方状のピットが認められる。

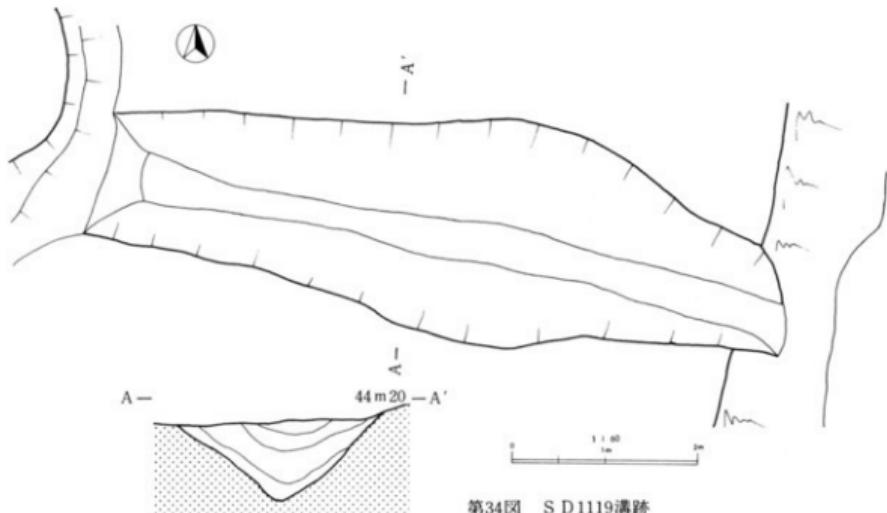
S K 1123出土遺物（第37図・図版27）

赤褐色土器(1)：体下端部から底部全面にかけてケズリ調整を施し切り離しは不明である。酸化炎焼成であるが形態的には須恵器の皿に類似する。

S K 1124土壤（第36図）

調査区の北西部で検出された。1.7m×1.5m、深さ1.5mの円形を呈する土壤である。埋土は黄褐色砂が主体をなすもので、断面形はU字形を呈する。

S B 1126掘立柱建物跡（第38図）



第34図 SD 1119溝跡

調査区の北西部、地山砂層直上の褐色砂層面で検出した。柱掘り方は東西方向に並び、柱間隔は約2.4m、建物方位は西で約6度北に偏している。柱掘り方は直径約1.5m以上の円形または梢円形を呈し、深さは確認面から約1.3mを計る。柱痕跡は直径約30cmの円形である。埋土は黄褐色砂、褐色砂が主体をなしている。

S B 1126出土遺物（第37図・図版27）

鉄製品(2)：茎部がわずかに欠損する柳葉形の鎌である。

S K 1127土壤

S I 1110と重複し、これより新しい。幅約1.8m、長さ約1.5m、深さ約50cmの土壤で、埋土は暗褐色砂、黄褐色砂が主体をなす。

S K 1127出土遺物（第37図・図版27）

土師器(4)：頸部に6～7条の沈線を有する甕である。外面口縁部、体部に縱方向の太目のカキ目調整を施し、体部中央にミガキ調整もわずかに認められる。沈線はカキ目調整の後に施される。口唇部を面取りし、中央部に細い沈線を施す。内面は横方向のカキ目調整後に部分的に撫で調整を施す。

赤褐色土器(3)：糸切りの壺である。胎土に3mm前後的小石が混入。

S A 1128柱列（第3図・図版2）

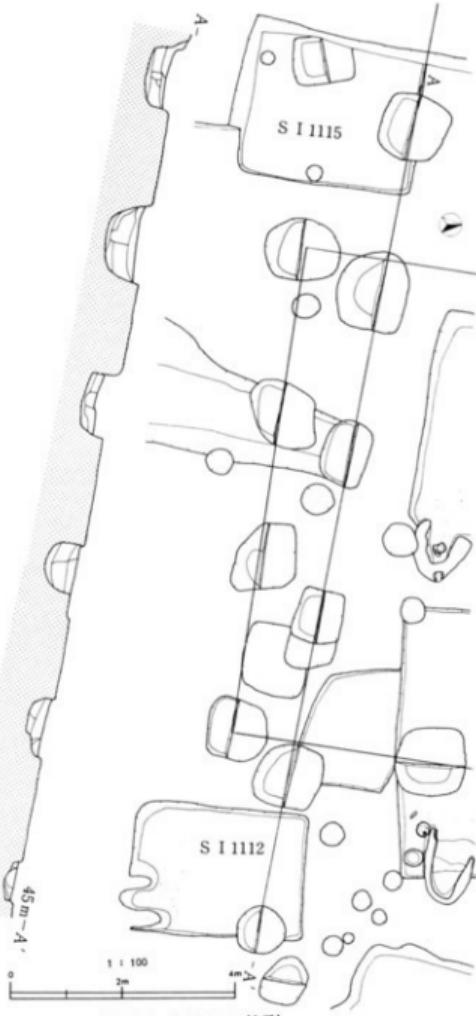
S I 1110、1113と重複し、これらより新しい。S A 1121、1122柱列より下層である炭化物・焼土混りの暗褐色砂層面で確認された。西で北に約3度振れる方向で検出した。柱間間隔は2.0m～2.4mである。掘り方は1.0m～1.4m、深さは85cm～95cmで円形を呈する。

3) 各層出土遺物

第1層(表土)出土遺物（第39図・図版27・28）

須恵器(1～6)：1～4はヘラ切り後撫で調整を施した杯である。1は底部に「大」、4は底部に判読不能の墨書、5は体部に「大」の墨書がそれぞれ認められる。

土師器(7、8)：7は非ロクロの杯である。内面は横、斜方向のミガキ調整後、黒色処理を施す。外面は口縁部にミガキ調整後黒色処理、体部から底部全面に手持ちケズリ調整を施す。8は非ロクロ甕である。外面は紙、斜、内面は横方向のカキ目調整を施す。

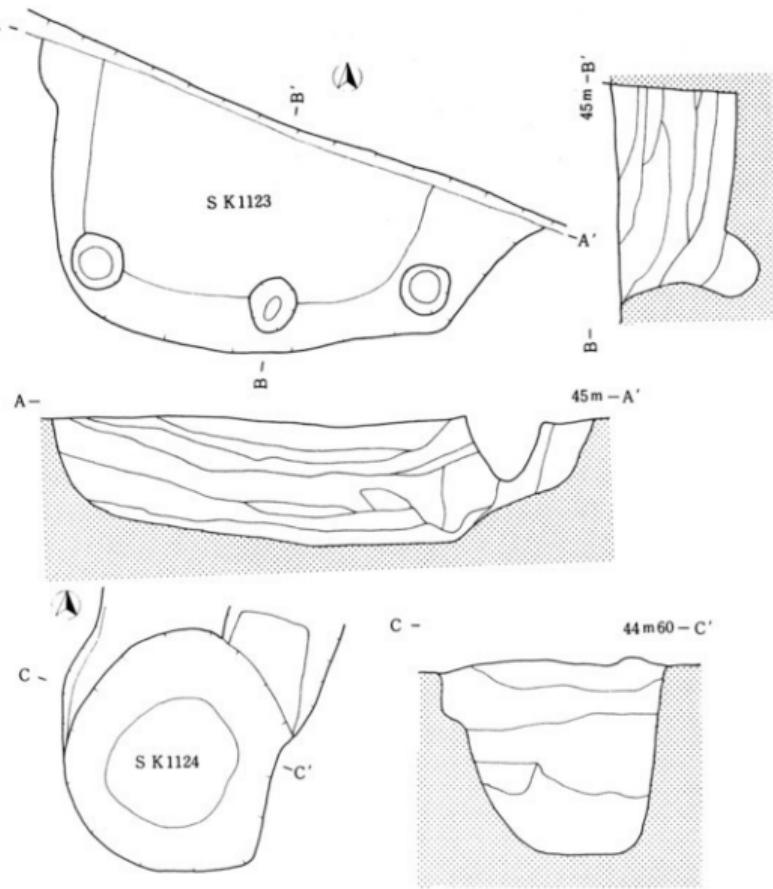


第35図 S A 1122柱列

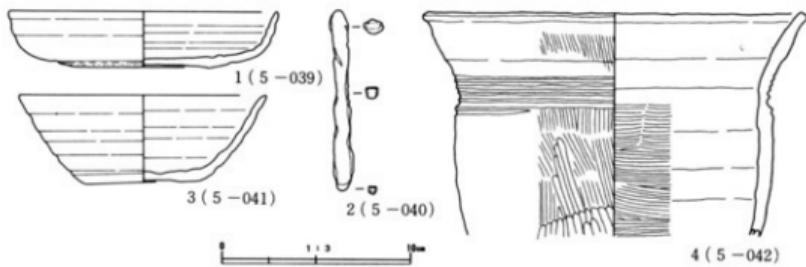
赤褐色土器(9～15)：9～13は糸切りの杯である。9は体下端部にケズリ調整を施す。14は底部に「井」のヘラ書きが認められる。15は台付杯で底部に判読不能の墨書が認められる。

第2層出土遺物（第40図・図版28）

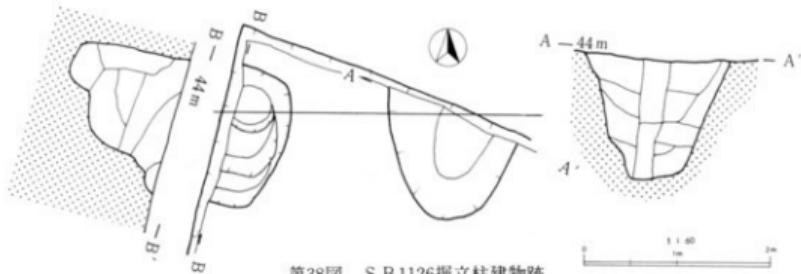
須恵器(1、2)：1は無調整、2は軽い撫で調整を施したヘラ切りの杯である。1の底部には「×」



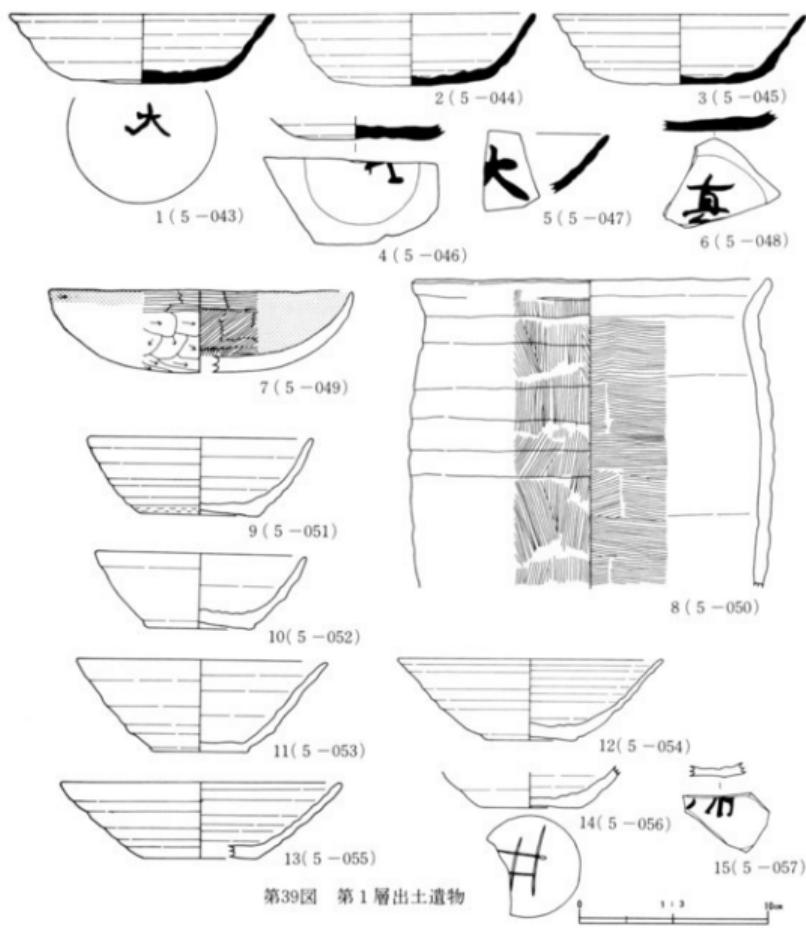
第36図 S K1123・1124土壤



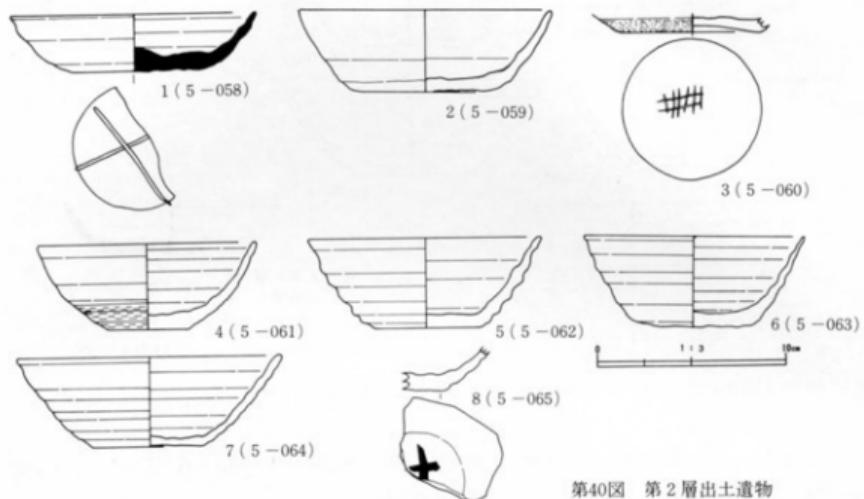
第37図 1. S K1123出土遺物・2. S B1126出土遺物・3～4. S K1127出土遺物



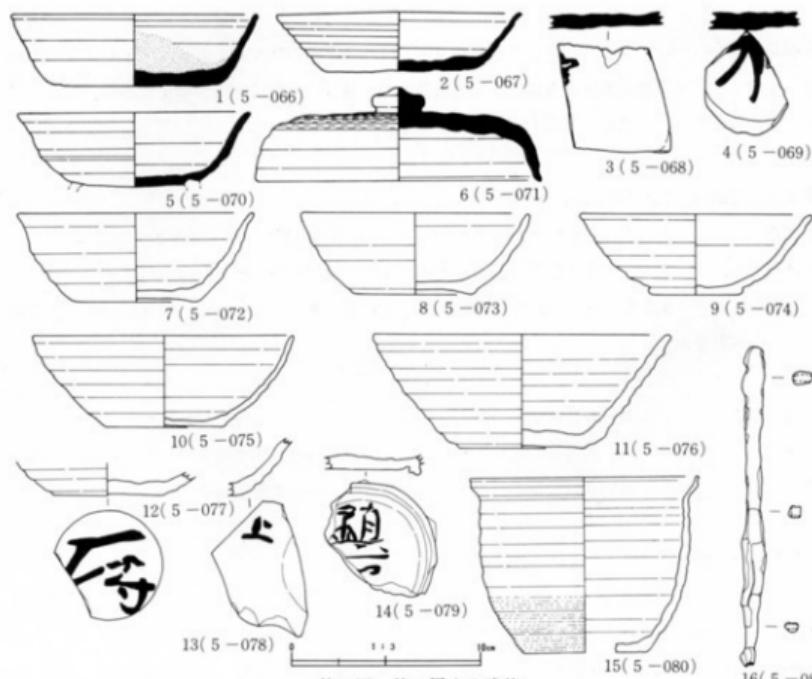
第38図 S B 1126掘立柱建物跡



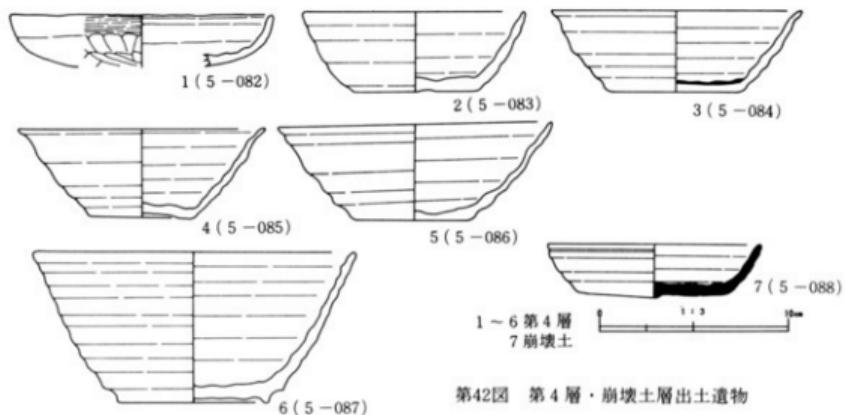
第39図 第1層出土遺物



第40図 第2層出土遺物



第41図 第3層出土遺物



第42図 第4層・崩壊土層出土遺物

のヘラ記号が認められる。2は焼成不良で赤褐色を呈する。

土師器(3)：3は糸切り、内面ミガキ調整後に黒色処理を施す。体下端から体部周縁にケズリ調整を施し、底部中央に「~~|||||~~」のヘラ記号が認められる。

赤褐色土器(4～8)：4、5、7、8は糸切り、6はヘラ切りの坏である。4は体下端から底部全面にかけてケズリ調整を施す。6はヘラ切りであるが、焼成は酸化炎焼成、胎土は赤褐色土器と同質のものである。8は底部に判読不能の墨書がある。

第3層出土遺物（第41図・図版28・29）

須恵器(1～6)：1～4はヘラ切りの坏である。2、3は底部に軽い撫で調整を施す。3は「官」、4は判読不能の墨書がそれぞれ底部に認められる。5はヘラ切りで台部が欠損した台付坏ある。外面下半部にケズリ調整を施す。6は擬宝珠状ツマミを付した菓壺の蓋である。肩部にツマミまで至るケズリ調整を施す。

赤褐色土器(7～15)：7～12は糸切りの無調整の坏である。10は内面撫で調整を施す。12は底部に「厨」、13は体部に「上」の墨書が認められる。14は糸切りの台付坏で底部に「□(鎮カ所)」の墨書が認められる。15は糸切りの小型甕である。体下端部にケズリ調整を施す。

鉄製品(16)：柳葉形を呈する大型の鐵鎌である。

第4層出土遺物（第42図・図版29）

土師器(1)：非ロクロ、非黒色処理の丸底坏である。内面は横撫で調整、外縁部を横撫で調

整、体部から底部にかけて手持ケズリ調整を施す。

赤褐色土器(2～6)：2はヘラ切り後撫で調整を施す。酸化炎焼成で、胎土は砂粒が多くザラザラしている。3～5は糸切りの壺である。3は見込みに黒色の漆膜が認められる。6は糸切りの台付壺である。

崩壊土出土遺物（第42図・図版29）

須恵器(7)：ヘラ切り後に軽い撫で調整を施した小ぶりの壺である。胎土は砂粒がきわめて多く器表面がザラザラしている。

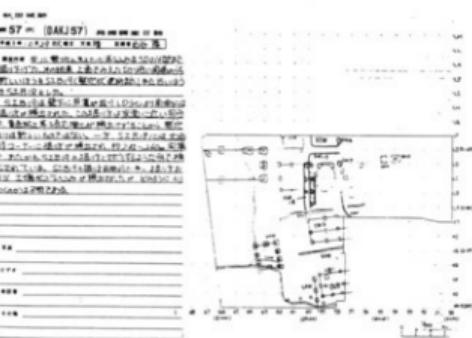
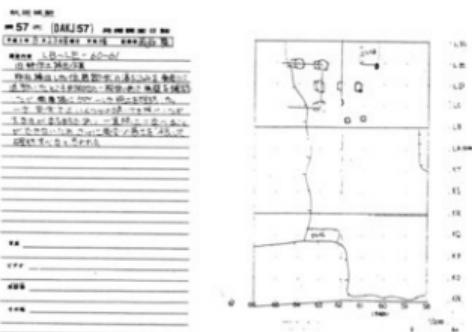
III 第57次発掘調査

1) 調査経過

第57次調査は、鶴ノ木地区南東部を対象に、平成3年7月18日から11月21日まで実施した。発掘調査面積は1,300m²(394坪)である。

調査地の位置する鶴ノ木地区は、昭和48年以降継続して調査を実施している区域であり、周辺からは掘立柱建物跡群、竪穴住居跡群、「天平六年月」や「(天平)勝宝五年」の紀年銘のある木簡を出土した井戸跡等、多数の遺構が検出されている。

調査地周辺は昭和初期に土取りが行われており、遺構の遺存が薄いと考えられている地域で、西隣接地の第50次調査では大部分が土取りによる削平を受け、明確な遺構の検出がなかった。一方、一段高位の第18、30次調査では掘立柱建物跡が多数検



出されている。第57次調査はこの地域における遺構の広がりを追求すること、同地区の建物群の性格を究明することを目的として実施した。

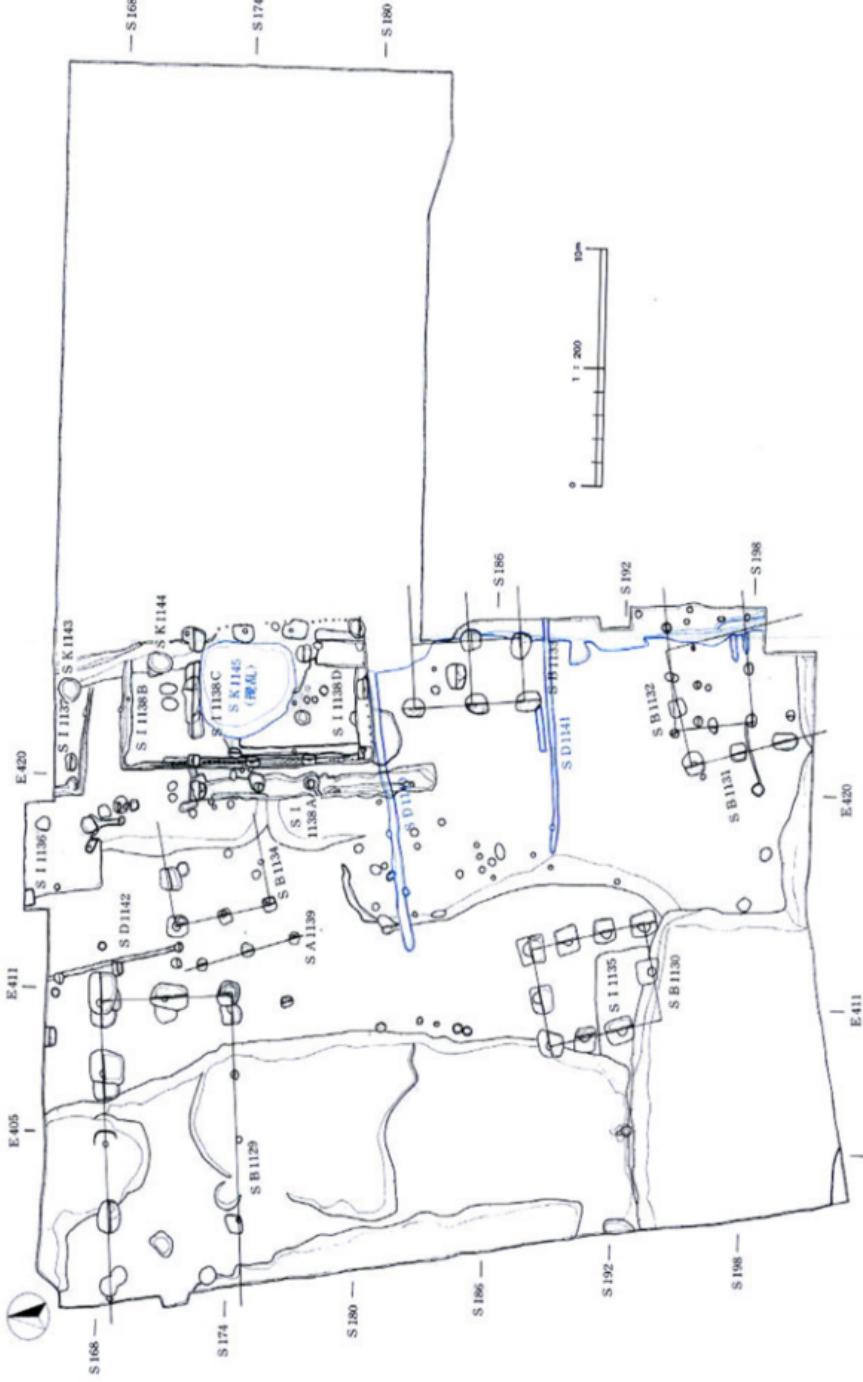
表土除去作業開始。表土及び耕作土は浅く、西側の一段低位の地域では包含層およびローム面も削平され、ローム下層面の黄白色～黄橙色粘土面が露出した(7月18日～8月20日)。この地域も第50次調査地と同様削平されていることが確認された。ローム面では2間×1間以上のSB1129の柱掘り方、SI1135、1136、1137、1138A、1138Bの掘り込み面、さらに現代の土取りSK1145を検出した(8月21日～8月28日)。調査地の東側は湿地と台地部の接続部となっており、この地域の表土剥ぎ、および精査を実施した。その結果、井戸状遺構、大形竪穴状遺構、土壤を検出した(8月29日～9月19日)。なお、この地域については遺物包含層も厚く、来年度の調査対象地区とすることとなった。

ローム面が露呈する南側の精査を実施したところ、SI1135よりも新しいSB1130を検出したが、掘り方が土層観察用の畔下のため、写真撮影と実測作業を実施した。さらにSB1133の西梁間の柱掘り方、SB1131、1132を検出した(9月20日～9月26日)。

SB1129の西側掘り方は当初、土取りによる削平のため遺存が薄いと考えられたが、改めて精査したところ、掘り方の底面および柱痕跡の一部が遺存しており、東西4間以上、南北2間であるこ



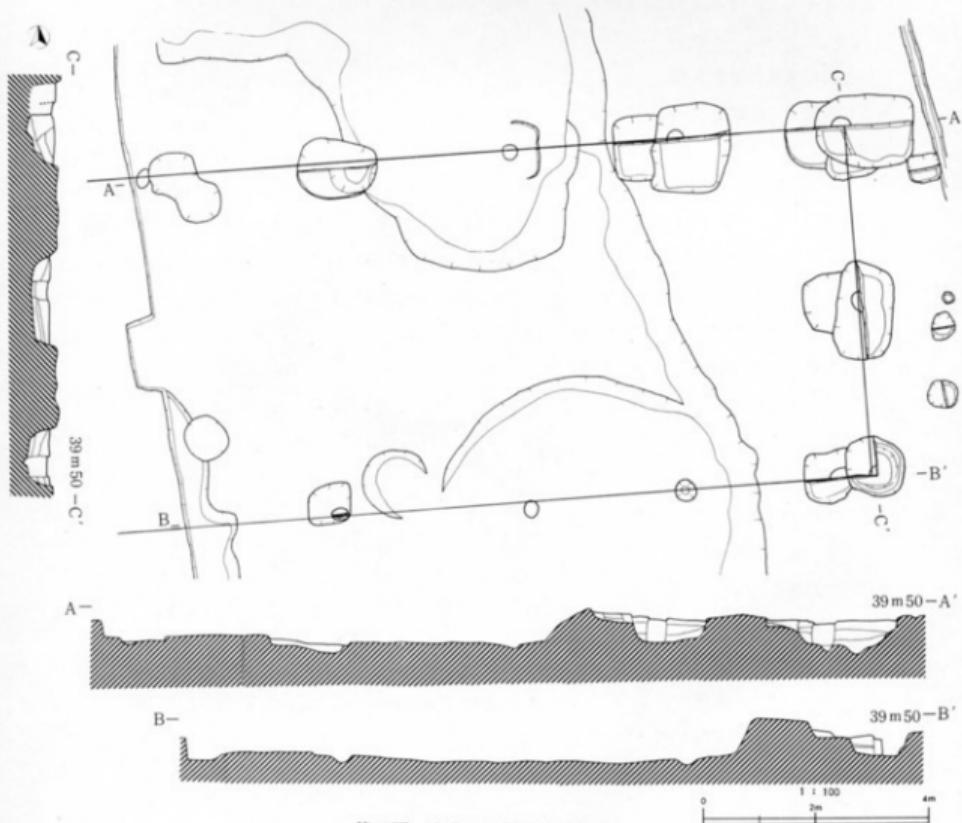
第43図 第57次調査周辺地形図



第44图 第57次調查地圖

とが判明した(9月27日～10月4日)。検出された掘立柱建物跡の柱掘り方の土層断面の実測や全景写真撮影を実施し、S B1129東で検出されたS I 1134の柱掘り方の東側については削平によって遺存しないことが確認された(10月6日～10月18日)。

調査区の北側で検出されていたS I 1136、1137の掘り下げを行い、S I 1136の南側にカマドが構築されていることが確認された(10月24日～10月31日)。また、S I 1138Bの掘り下げを行い、周溝、柱掘り方、周溝内に20～30cm間隔で並ぶ小ピット等を検出した(10月25日～10月31日)。



第45図 S B1129掘立柱建物跡

平面実測(11月1日～11月6日)後、個別写真等を実施した。

調査の途中ではあったが、全体的に遺構が明確になったため11月16日現地説明会を開催し、70名を超える参加者があった。

S I 1138B、1138C、1138Dの精査を行ったところ、S I 1138C東側柱掘り方や20cm～30cm間隔で並ぶ小ピットが検出された。11月16日には航空写真撮影を行い、終了後調査区北壁と東壁の土層断面図作成、写真撮影を行った(11月7日～11月19日)。機材の撤去、埋め戻しのため保安フェンスの補修等を行い、11月21日にすべての調査を終了した。

2) 検出遺構と出土遺物

S B1129掘立柱建物跡 (第45図・図版15・16)

調査区北部で検出した梁間2間(3.1m+3.1m)、桁行4間以上(3.1m+3.0m+3.0m+3.0m+……)の東西棟の掘立柱建物跡である。建物方位は梁間が北で約4度西に振れる方向となる。新旧2回の建て替えが行われ、新しい時期の柱掘り方は1.1m～1.8m×1.1m～1.5mの方形で深さ40cm～60cm、直径30cmの柱痕跡が認められる。古い時期の掘り方は90cm～1.2m×70cm以上の方形で、深さ20cmと小ぶりになっており、浅くなっている。埋土は褐色土が主体をなす。

S B1130掘立柱建物跡 (第46図・図版17)

S I 1135と重複し、こ

れより新しい。梁間2間

(2.1m+2.1m)、桁行3

間(1.8m+1.8m+1.8m)

の南北棟の掘立柱建物跡

である。建物方位は桁行

が北で約13度西に振れる

方向となる。柱掘り方は

1.1m～1.3m×1.2mの

方形で、深さ30cm～50cm、

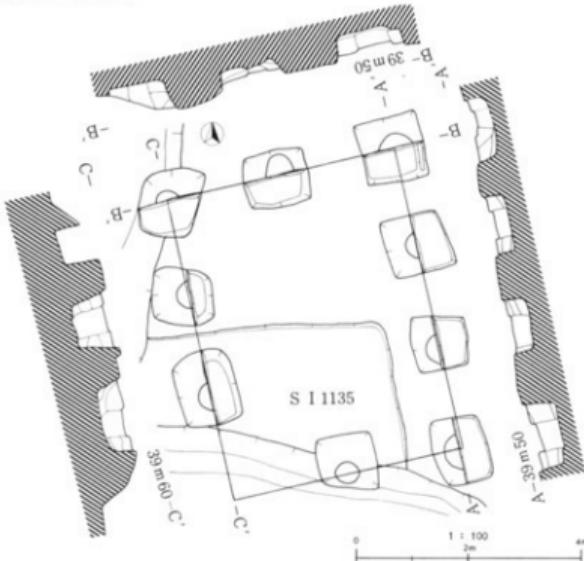
直径約50cmの柱痕跡が認

められる。埋土は暗褐色

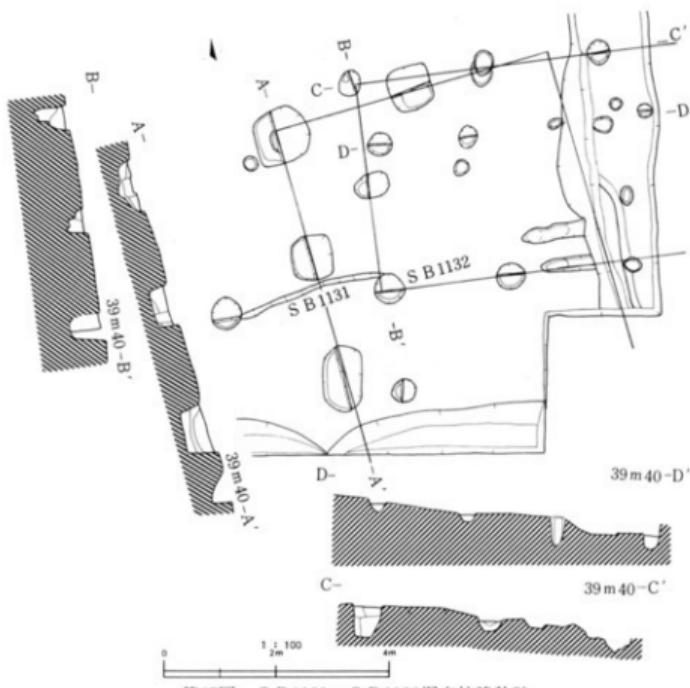
を主体とする。

S B1131掘立柱建物跡

(第47図・図版18)



第46図 S B1130掘立柱建物跡・S I 1135竪穴住居跡



第47図 S B 1131・S B 1132掘立柱建物跡

調査区南部で検出された梁間2間(2.5m+2.5m)、桁行3間(2.1m+2.1m+○m)かそれ以上の南北棟の掘立柱建物跡である。東桁行は削平により確認されない。建物方位は桁行が北で約15度西に振れる方向となる。柱掘り方は0.8m~1.1m×0.8m~1.0mの方形で深さ20cm~40cm、直径20cm~40cmの柱痕跡が認められる。埋土は褐色土または暗褐色土が主体をなす。S B 1132と重複するが新旧関係は不明である。

S B 1132掘立柱建物跡（第47図・図版18）

調査区南部で検出された梁間2間(1.8m+1.8m)、桁行3間(2.3m+2.2m+○m)かそれ以上の東西棟の掘立柱建物跡である。建物方位は梁間が北で約7度西に振れる方向となる。柱掘り方は直径約30cm~50cmの円形で、深さ30cm~50cmを呈する。柱痕跡は認められない。埋土は暗褐色土が主体をなす。

S B 1133掘立柱建物跡（第48図・図版18）

調査区東部で検出された東西2間以上(2.1m+……)、南北2間(2.6m+2.6m)の総柱の掘立柱

建物跡である。建物方位は梁間が北で約6度西に振れる方向となる。柱掘り方は1.0m~1.1m×0.8m~0.9mの円形で、深さは40cm~60cmを計る。柱痕跡は認められない。

S B 1134掘立柱建物跡（第49図・図版19）

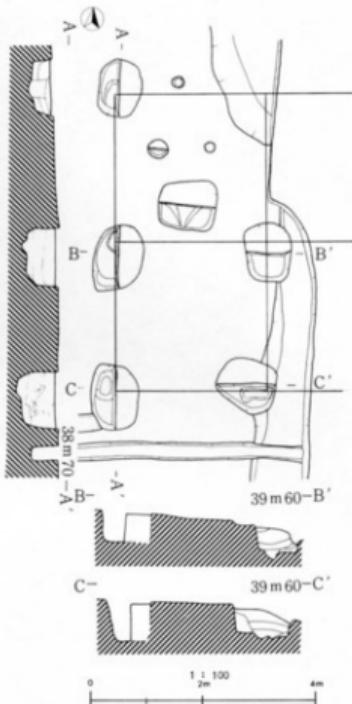
調査区北部で検出された、梁間2間(2.2m+2.2m)、桁行2間(1.9m+○m)か、それ以上の東西棟の掘立柱建物跡である。東側の柱掘り方は削平により確認されない。建物方位は梁間が北で約13度西へ振れる方向となる。柱掘り方は60cm~1.0m×60cm~1.0mの方形で、深さ30cm~40cmを計り、直径30cm~40cmの柱痕跡が認められる。埋土は褐色土が主体をなす。

S I 1135豊穴住居跡（第46図・図版17）

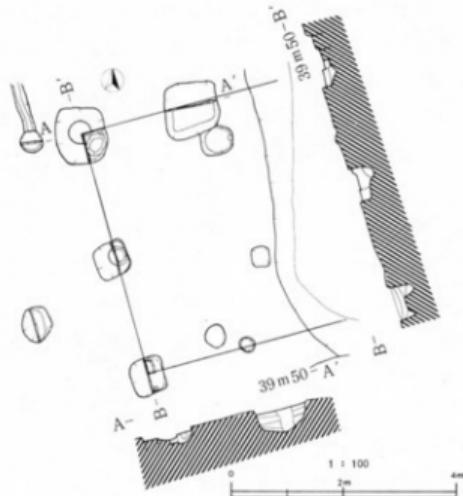
S B 1130と重複し、これよりも古い。平面形は長方形を呈すると考えられ、その規模は東西4.3m以上、南北2.5m以上である。東壁は北で約10度西に偏している。カマド・柱掘り方等は認められない。床面は比較的軟弱である。

S I 1136豊穴住居跡（第50図・図版19）

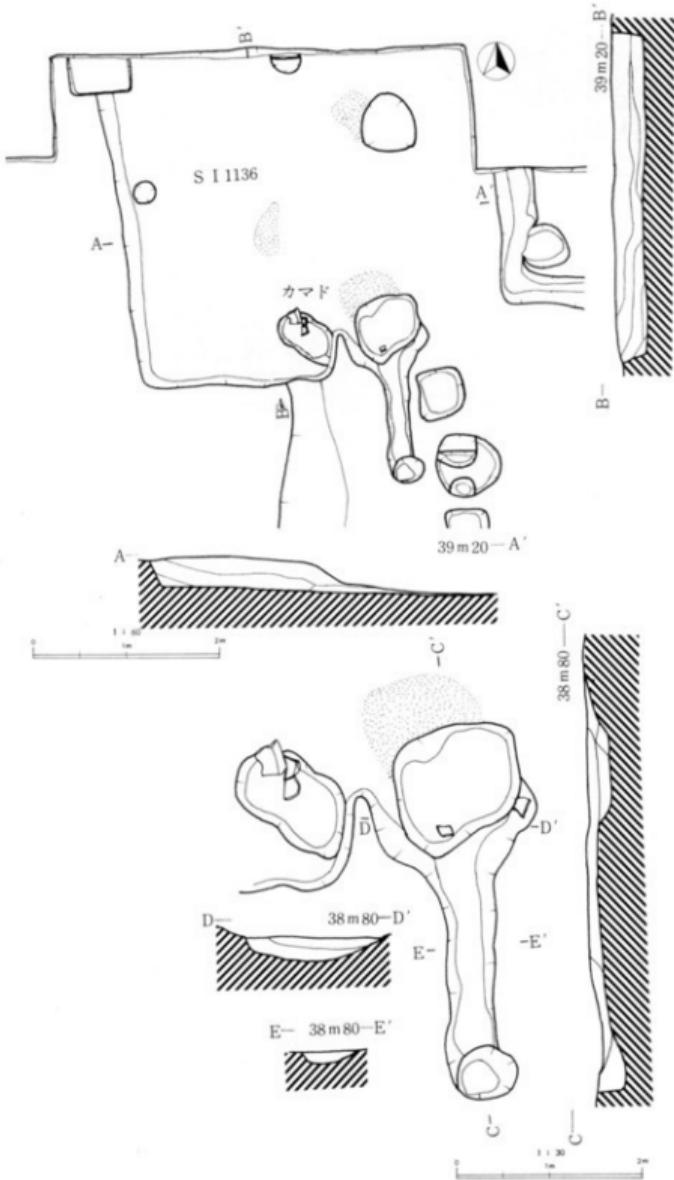
S I 1137と隣接するが、東壁が削平のため新旧関係は不明である。平面形は方形を呈し、規模は東西3.5m以上、南北3.5m以上である。西壁は北で約10度西に偏している。カマドは南壁に粘土で構築され、煙道部は壁外に1.2mほど延びている。東袖部は破壊されている。床面は堅く、良好である。住居壁はほぼ垂直に立ち上がり、高い部分で30cmを計る。柱掘り方、周溝等は認められない。



第48図 S B 1134掘立柱建物跡



第49図 S B 1134掘立柱建物跡



第50図 S I 1136竪穴住居跡

S I 1136出土遺物（第5

1図・図版30）

赤褐色土器（1～3）：1

は杯である。外面は口縁

部から底部全面に至る手

持ちケズリ調整を施し、

切り離しは不明である。

内面は無地調整、口縁部

に煤が厚く付着しており、

燈明皿と考えられる。2

は静止糸切りの小型甌

である。体下端部にケズリ

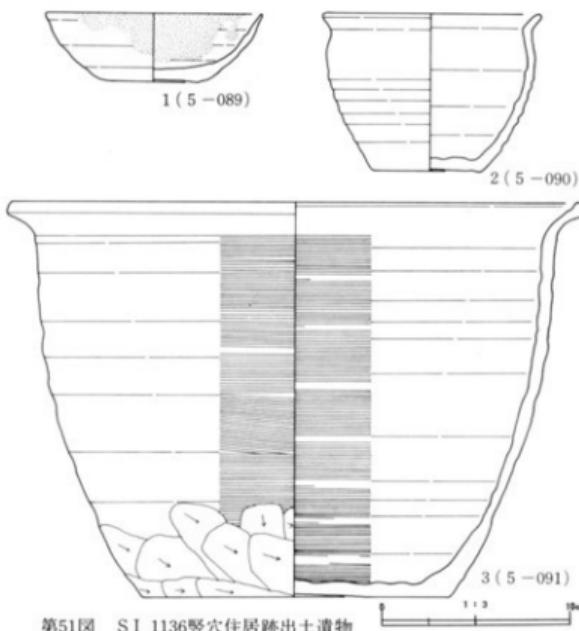
調整を施す。3は鉢であ

る。口縁部は内外面横撫

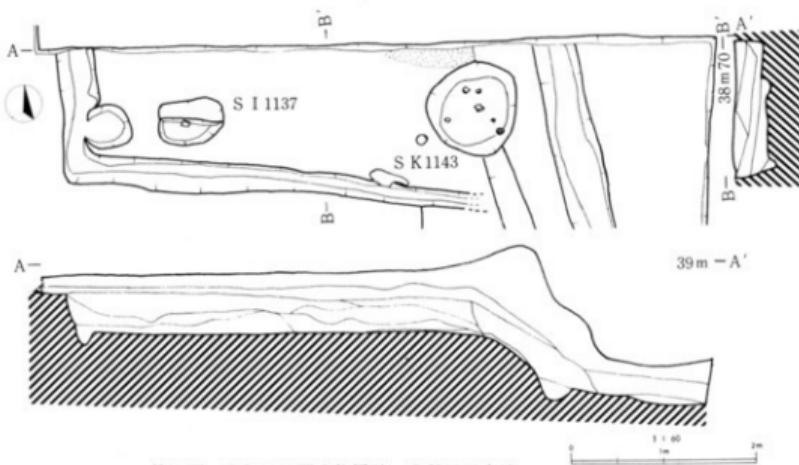
で調整、体部は内外回転

利用のカキ目調整を施す、

外面のみ下端部に手持ち

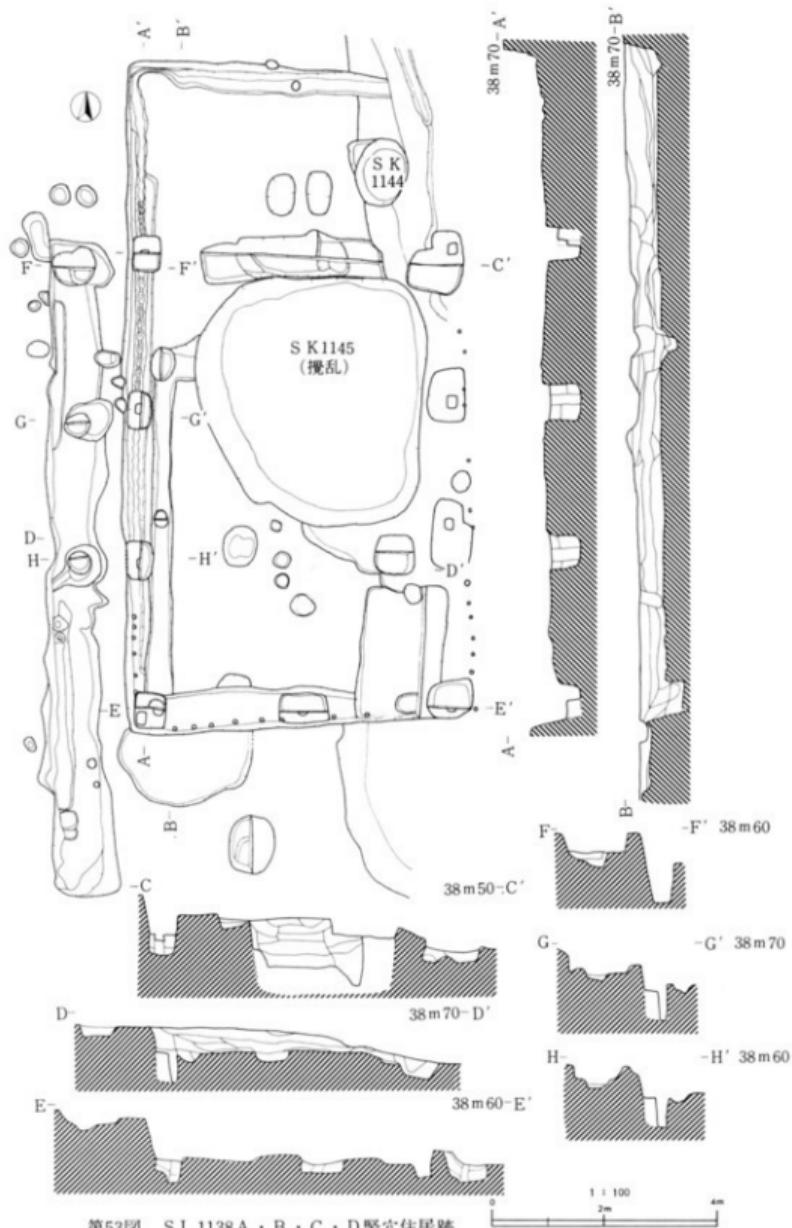


第51図 S I 1136竪穴住居跡出土遺物

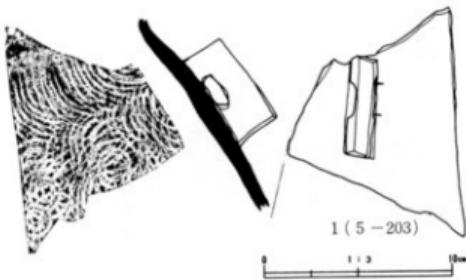


第52図 S I 1137竪穴住居跡・S K 1143土壤

ケズリ調整を加えている。底部はカキ目調整を施す。



第53図 SI 1138 A・B・C・D 竪穴住居跡



第54図 S I 1138 D 壁穴住居跡出土遺物

S I 1137壁穴住居跡（第52図）

東壁が削平、北側が未発掘のため全容は不明である。SK1143と重複し、これより新しい。平面形は方形を呈し、規模は東西4.3m以上、南北1.4m以上である。壁直下に幅20cm~40cmの周溝が巡る。床面は堅く良好である。カマド・柱掘り方等は検出されない。住居壁はほぼ垂直に立ち上がり、高い部分で45cmを計る。

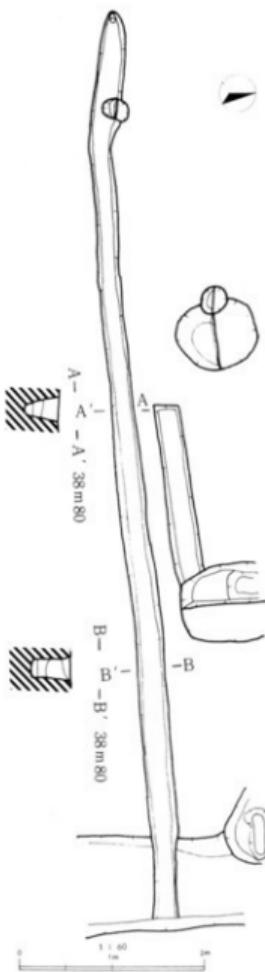
S I 1138 A ~ D 壁穴住居跡（第53図・図版20）

調査区東部で検出された。東壁、および中央部分が削平されている。同位置で重複し、規模を縮少している。

Aの平面形は長方形を呈し、規模は東西約1.3m以上、南北約11.5mである。西壁は北で約4度西に偏している。壁直下に幅90cm~1.0mの周溝が検出された。壁の立ち上がりはほぼ垂直で30cmを計る。

Bの平面形は南北に長い長方形を呈し、規模は長軸11.6m、短軸6.0m以上である。長軸方向は北で約3度西に偏している。壁直下には幅15cm~25cm、深さ5cm~10cmの周溝が巡り、内部には杭状の痕跡が認められる。壁はほぼ垂直に立ち上がり、高い部分では60cmを計る。カマド・柱掘り方等は認められない。床面は堅く良好である。

CはBの規模を小形化し、Bの周溝を切る柱掘り方を伴う住居跡である。建物は西桁行3間(2.7m+2.7m+2.7m)、南梁間2間(2.9m+2.7m)の南北棟の建物となる。建物方位は桁行が北で約3度西へ偏している。柱掘り方は60cm~90cm×40cm~70cmの方形で、深さ50cm~70cm、20cm四方の柱痕跡が認められる。東壁、南壁、西壁直下には直径3cm~4cmの小ビットが20cm~40cm間隔で並



第55図 S D 1141溝跡

ぶ。土留めの横板をおさえた杭の痕跡と考えられる。床面はB住居跡の床面に貼床を施したもので堅く良好である。SK1145(擾乱)南側で堅くしまった焼土面が検出され、周辺のビットからフイゴ羽口小破片が出土した。

DはCの規模をさらに小形化した住居跡で、SI1138C柱掘り方を切り、その内側に幅30cm~50cm、深さ15cm前後の周溝を巡らせた住居跡である。削平によって破壊されており、規模は長軸6.0m以上、短軸3.7m以上である。床面はC住居跡の床面に貼床を施したもので凹凸があるが、堅く良好である。

SI1138D出土遺物 (第54図・図版30)

床面出土である。

須恵器(1)：把手付甕である。外面は平行タタキ調整、内面は同心円状アテ具が認められる。把手は長方形に面取りし、一穴を穿っているが、何個付されていたのか不明である。

SA1139柱列 (第44図・図版15)

北で西に約16度振れる方向で検出した。柱間間隔は2.2m+2.2mと等間隔である。柱掘り方は直径50cm~60cmの円形で、深さ10cm~22cmを計る。

SD1140溝跡 (第44図・図版15)

SI1138A~D住居跡と重複し、これよりも新しい。東西方向に走る幅30cm~40cm、深さ約20cmの溝跡である。東側に延長していく。

SD1141溝跡 (第55図・図版15)

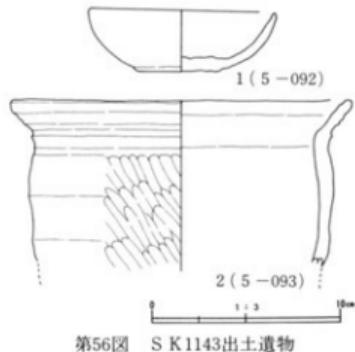
SB1133掘立柱建物跡の南側で検出された。東西方向に走る幅25cm~30cm、深さ28cm~48cmの溝跡である。東未発掘区に延長していく。

SD1142溝跡 (第44図・図版15)

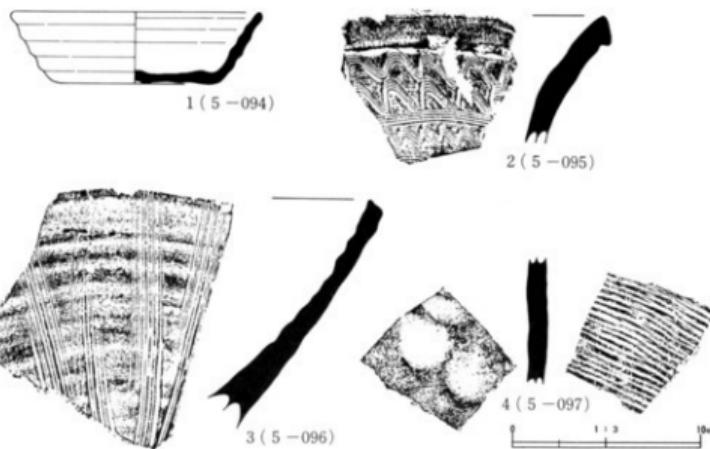
南北方向に伸びる幅15cm~20cm、深さ3cm~8cmの溝である。調査基準線に対し、北で約14度西に偏する。

SK1143土壤 (第52図)

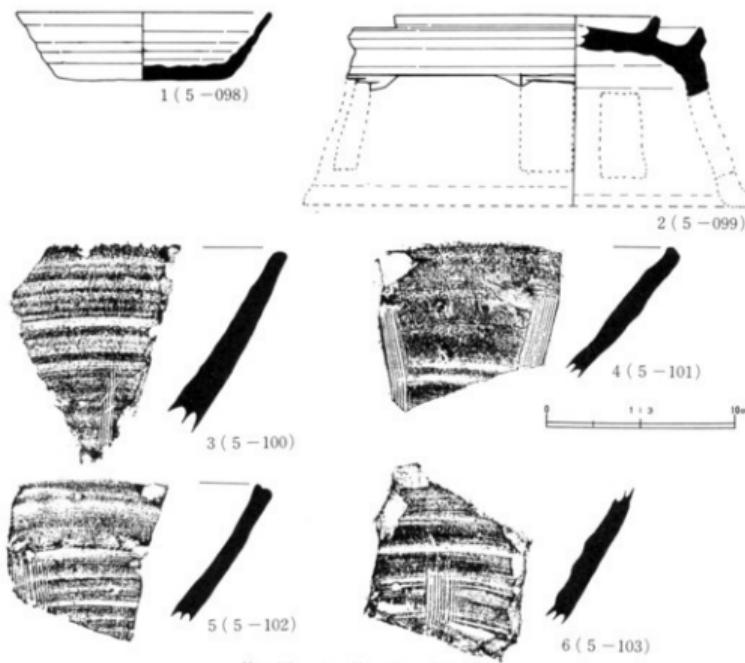
SI1137と重複し、これより古い。直径1.0mの円形で深さ30cm、壁はゆるやかに立ち上がる。



第56図 SK1143出土遺物



第57図 SK1145土壤(攪乱)出土遺物



第58図 その他の出土遺物

S K1143出土遺物（第56図・図版30）

土師器(1、2)：1は非ロクロ、非黒色処理の小型壺である。内外に撫で調整、底部はケズリ調整である。胎土に金雲母を含む多量の砂粒が混入。2は頸部に一条の沈線を有する甕である。外面は口縁部撫で調整、体部は斜方向の幅広のミガキ調整である。内面は撫で調整を施す。

S K1144土壤（第56図・図版30）

S I 1138Bと重複するが、新旧については不明である。長軸1.2m、短軸90cmの楕円形を呈する。壁はゆるやかに立ち上がる。

S K1145土壤(攪乱)出土遺物（第57図・図版30）

須恵器(1、2)：1はヘラ切りの壺である。2は口縁部に波状櫛目文を施した大型の甕である。

中世陶器(3、4)：3は口唇内側先端部をツマミ出した擂鉢である。内面は7本一単位の工具で見込みから口縁部に向けて条線を施している。体中央部下方に使用痕が認められる。4は甕片である。外面は平行タタキ板、内面は無文の円形のアテ具痕が認められる。

3) その他の出土遺物（第58図・図版31）

調査地内の表土、包含層からの出土である。包含層は薄く、また耕作による攪乱もあるため、参考資料として取り上げた。

須恵器(1)：1はヘラ切り後軽い撫で調整を施した壺である。口縁部にわずかに漆膜が付着している。2は円面鏡であるが、陸部が自然釉とガス抜けのヅツヅツがあり、使用に堪えられる製品ではない。

中世陶器(3、6)：すべて擂鉢である。3は見込み部から口縁部方向に条線を施すが、他は逆方向である。また3の口唇部は磨いたようにスペスペしており、さらに7mm間隔で低い規則正しい凹凸が認められる。

IV まとめ

1) 第56次調査：検出遺構と年代について

第56次調査は、第54次調査検出外郭東門の創建期の遺構が確認されていないことから、隣接地に

おける移転改築がなされていないかどうかの追求が目的の一つであった。

その結果、本次調査地では創建期の外郭東門遺構の存在は認められなかったことから、外郭東門は同位置で建て替えが行われ、9世紀以降の門の掘り方によって古い時期の掘り方が廃されていることが判明した。一方、材木堀時の外郭遺構である布堀り溝もほぼ同位置で構築されていることが確認された。

掘立柱建物跡は2棟検出されたが、S B 1101については柱掘り方埋土より赤褐色土器片が出土していることから9世紀を中心に位置づけられる。

竪穴住居跡は16軒検出された。16軒の住居跡でプラン、カマド等の明確なものについて概観すると、プランは方形を呈するものが1軒、長方形を呈するものが11軒みられる。長方形を呈するものには、長軸を南北にもつもの、東西にもつものが認められる。カマドの位置、構造についてみると、カマドを東壁に設けたもの8軒、南壁4軒、北壁1軒の数でみられ、大部分が砂混じりの粘土や黄褐色粘土で構築されている。中には袖部に補強材として丸瓦、平瓦を使用しているものもみられる。柱穴はS I 1102、1105、1106住居跡に検出された。

プランが長方形を呈し、カマドを東壁に設けたS I 1105、1107、1108、1110、1113、1114は複雑に重複している。S I 1114は1105、1107、1113によって切られている。1113は1107に、1110は1107に、1108は1105によって切られている。重複関係が直接認められないS I 1107と1108はプラン、カマドの構築方向が一致するが、近接し過ぎることから同時存在の可能性はない。しかし、S I 1107のカマド内からはヘラ切り台付大塊形・蓋形の須恵器が出土し、また1108カマド周辺からはヘラ切り後撫で調整、ヘラ切り後無調整の环形須恵器、内面黒色処理を施した糸切り台付の大塊形土師器、さらに糸切り後削り調整を施した环形赤褐色土器(赤褐色土器B)が出土していることなどから、その新旧関係は不明なもの、きわめて近い時期に存在していたことが考えられる。

切り合い関係から古いとされるS I 1113カマド周辺からはヘラ切り後削り調整を施した环形の須恵器が出土している。出土遺物から見る限り1113がもっとも古いと考えられるが、先に述べたように1113によって切られている1114がさらに古い時期の所産である。

長方形プランを呈し、カマドも同方向であるS I 1116からはカマドの支脚としてロクロ未使用の小型塊形土師器が出土している。

プランが方形、あるいは長方形でカマドを南壁に設けたS I 1106、1109の新旧関係は、1109が1106によって切られていることから1109が古いものであるが、出土遺物がきわめて少ない。S I 1103カマド内からはヘラ切り無調整の环形の須恵器、一方、1112埋土より削り調整を施した环形の須恵器が出土している。プランが長方形でカマドを北壁に設けたS I 1117埋土からは、糸切り後無調整の环形須恵器が出土している。

第56次調査検出の住居跡はカマドが東・南・北壁に設けられる違いが認められるが、出土遺物から見る限りでは、ある時期には数軒が同時に存在することが考えられる。

次に出土土器を概観し、堅穴住居跡の年代について述べてみたい。

須恵器壺形土器については、今次調査でもヘラ切り撫で調整が主流をなしており、S I 1110、1117埋土出土の糸切り無調整、S I 1112、1113のヘラ削り調整のものがわずかに認められる。第54次調査のSG(SK)1031土取り穴埋土最下層から、ヘラ切り撫で調整およびヘラ削り調整の壺形土器が出土しており(註1)、両調整技法が8世紀前半の一般的調整技法と考えられ、またヘラ切り無調整については8世紀後半から9世紀前半に主流をなすものと考えられている。糸切り無調整の壺形土器は埋土よりわずかに出土するのみである。

S I 1110出土の口縁部から頸部に沈線を巡らせた土師器壺形土器、S I 1116出土のロクロ未使用の小型土師器壺形土器はヘラ削り調整の須恵器壺と同様にSG(SK)1031土取り穴から出土している(註2)ことから、8世紀前半以降の年代が考えられている。

赤褐色土器では、体部下端部から上半部にかけて手持ち削り調整、上半がロクロ整形による横方向のカキ目調整が施された丸底を呈する壺形土器や、体部下端部が手持ち削り調整で、頸部が「く」の字状に外反し、口唇部近くで短く直立する小型壺形土器が出土している。これらは体下半部から底部、あるいは一部に叩き整形を施した土器と類似するが、手持ち削り調整を施しているものが古く、9世紀前半前葉以前の技法と考えられる。

以上のことから、第56次調査検出の堅穴住居跡の年代は、8世紀後半を中心として、上限は8世紀前半から、下限は9世紀頃までが考えられる。

註1： 秋田城跡『平成2年度発掘調査概報』秋田市教育委員会 1991年

註2： 同上

2) 第57次調査：検出遺構と年代について

第57次調査地の位置する鶴ノ木地区は掘立柱建物跡群の密集する地域であり、昭和30年代の国営調査では、天長7年出羽国地震で倒壊した四天王寺・四王堂に推定され、また昭和48年以来継続調査を実施した結果、寺跡の他に官衙としての可能性も指摘されている。しかし、明確な結論は保留されたままとなっている。

平成2年に行われた第16回古代城柵官衙遺跡検討会では、これまでの調査結果から、この地域の変遷についてまとめて発表している(註1)。

建物群はその方向性から次の4類に分類される。

A類……ほぼ真北方向を示すもの

B類……A類の中心的建物と同位置で建て替えられ、柱痕跡に多量の炭化物・焼土類が含まれるもの

C類……A類の東側に位置し西に17度振れるもの

D類……方位が西に10度前後振れる建物と南側に布掘りを伴うもの

そしてA類～D類は、これらの重複関係、掘り方内出土土器からA類→B類→C類→D類の変遷が考えられている。また、それぞれの時期については、A類はS E 406井戸跡より「天平六年月」「(天平)勝宝四年」「(天平)勝宝五年」の紀年銘のある木簡が出土しており、8世紀前半以降の年代が、C類はS B 487建物跡の掘り方内から出土した土器より8世紀後半以降と考えられている。

第57次調査では掘立柱建物跡6棟が検出され、その建物方位から次の3類に分類される。

a類……ほぼ真北を示すもの S B 1129

b類……西に15度前後振れるもの S B 1130, 1131, 1134

c類……西に10度前後振れるもの S B 1132 1133

したがって、a類～c類は先に分類されたA類～D類の範囲内に属しA類にはa類、C類にはb類、D類にはc類が対比されるものと考えられ、鵜ノ木地区の計画的配置をもつ建物群と主要建物群に共通している。以上のことから、これらの建物跡については8世紀前半以降から9世紀前半頃までの時期が考えられる。

住居跡の全容については、発掘区外の部分が多く平成4年度以降の調査によって明らかにしたいと考えているが、S I 1135住居跡がS B 1130建物跡よりも古いこと、S I 1136住居跡カマド周辺からロクロ使用で、体下端部が手持ち削り調整、体部が回転利用のカキ目調整を施した鉢形の赤褐色土器が出土していることから、S I 1136住居跡の時期については9世紀前半の年代が考えられる。

調査区の中央部で検出された東西方向に走る2本の溝跡から、また4年度調査予定地である湿地と台地の接続部分の覆土からは、擂鉢や甕形の中世陶器が出土していることから中世の遺構の存在が考えられる。

註1： 小松正夫「秋田城跡発掘調査の成果」『第16回古代城柵官衙遺跡検討会資料』 1990年

V 秋田城跡環境整備事業

1. 平成3年度の整備(鶴ノ木地区第1次10ヶ年計画)

平成3年度の整備は、平成元年、2年度に実施した鶴ノ木地区の南隣接地を対象とした。主な整備内容は「天平六年月」のクギ書き木簡の出土した井戸及びその北西側の総柱建物跡の平面表示、園路、排水等各施設である。

1) 井戸跡の整備

井戸を表示する際の条件として、発掘時井戸底から検出された井側(16枚組)、井筒(6枚組)及び底に敷きならべられていた埴の実物大復元をすることとした。井側については1枚の内外径ともそれ程大きくななく、木取りに関して問題はなかった。しかし、井筒については、大きいもので外径77cm、内径65cm、幅10cmとなり、木取りの際にも径が1.0m程度の原木が必要であった。立木でこの程度の木を求めるとしたら価格は膨大なものになるため、今回は長さもそれ程必要でなかったこともあり、(0.8m前後)伐根を用いることとした。

井筒、井側の側面に施されていたヤリガンナ(内面)、チョウナ(外面)仕上げについては、チョウナ仕上げはチョウナで行ったが、ヤリガンナについては使える職人がいないということで、丸ガンナを使い、ヤリガンナ風仕上げとした。

埴についても、井戸跡出土の埴を奈良の業者に送り型どりし復元した。また施工に際しても、遺構図に20cmのメッシュを切り現場も同様にし、敷き並べることとした。ただ、発掘の際には粘土等がつまり斜めになっていたもの等は除くこととしてある。

下部については、排水を考慮し埴の下を透水性アスコン(厚0.06m)・基礎砕石(C-80厚0.1m)とした。

井戸周辺の石敷については、玉石が散かれていた処は同程度の大きさ(ϕ 100~150mm)のゴロタ石を使用し、土間及び軒の出の処に関しては珪砂の樹脂加工、厚0.01m(下層路盤C-40厚0.1m、中層モルタル1:2厚0.05m透水性なし)とした。

木、井側、井筒の柱は全て杉を使用し、防腐、防虫、安定処理として減圧、加圧式樹脂注入処理(グリコール類、ホルマリン、イリチアリゾン系化合物、第四級アンモニウム塩)を施してある。

現在、この表示を見る人々にはおおむね好評であるが、問題として下層にあったものを上部に表示している為、上部もこのような構造であったと誤解を与える点、瓦等の復元でもよく見かけるが、埴の光沢の出すぎ、破損に対する防備、井筒内の清掃等が残る。これらについては、説明板の設置、管理機能の強化で対応したいと考えている。

2) 建物跡の整備

総柱建物跡の身舎の部分については、φ 3%の自然石樹脂加工、厚0.01m(下層路盤C-40厚0.1m、中層透水性アスコン厚0.06m透水性)とし、軒の出については井戸跡と同様珪砂樹脂加工とした。

回線としては、軒の出の処は地先境界ブロック(120×120×600)・身舎部については陶質レンガブロック(60×100×210)を使用した。

柱は、井戸跡ともG.Lより0.3m立ち上げることとしたが、基礎とのつなぎはT型金具でおこないボルト二ヶ処止めとした。また回線(陶質レンガブロック)とつながる箇所については、陶質レンガブロックを5cm柱の中に大入れにすることとした。

3) その他の整備

管理用道路の境界は玉石ブロック(L=0.6m、32kg／1ケ)を使用し、排水溝として雑割石(控0.35m内外)を使用、底面を洗い出し仕様とし幅0.3m、深さ0.21mとして設置した。

また、遺構説明板は今回表示した井戸についてのもので、前年設置した説明板と同型であるが、説明内容が1ヶ処についてであるため小型(台座・男鹿石・アルフォト板0.5×0.4m)のものを設置した。

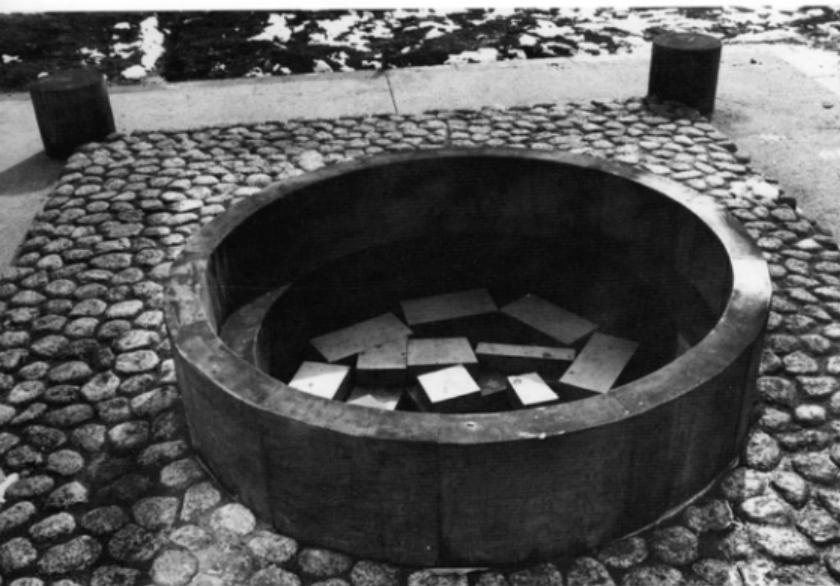
工事の概要是次のとおりである。

実施地区	鶴ノ木地区(第3期工事)		
実施面積	1760 m ²		
	総事業費 20,000千円 (千円)		

工種	細目	数量	金額	備考
敷地	切土	7 m ³	7	広場整地
	盛土	1,680 m ³	6,086	
回路	法覆工	19 m ²	15	盛土法面芝(種子吹付) 雑割石側溝71m・王石ブロック69m 他
	排水工	1式	1,611	
広場工	路面工	102 m ²	98	碎石舗装
遺跡				建物跡平面表示 1棟
				井戸跡 ツツジ 1棟
整備工	表示工	1式	3,729	遺跡表示用石柱 2基
修景	植栽工	1式	523	クロマツ・ドウダンツツジ・サツキ(大盆) 種子吹付、白クローバー・ペントグラスハイランド ケンタッキーブルーグラス混植
	芝工	1,420 m ²	195	
施設工				
管理				
	施設工	サイン工	1基	361 遺構説明板(台座・男鹿石・アルフォト板)
直接				
工事費計			12,625	



上・整備地全景（北西から）
下・平成3年度整備地（西から）



上・井戸跡平面表示
下・井戸内部



上・埠敷き並べ中
下・埠敷き並べ完成



上・総柱建物平面表示
下・珪砂樹脂加工施行中



上・柱取り付け部
下・回線施工中



上・雜割石溝
下・遺構說明板

VI 調査成果の普及と関連研究活動

○講演会等への協力

- 4月30日 秋田市内教職員研修（小松正夫）
5月 8日 中央公民館婦人学級
15日 秋田県文化財保護管理委員会（小松正夫）
17日 土崎北二丁目婦人部施設見学
24日 史跡整備推進協議会
秋田歴史探訪会
27日 秋田の歴史を楽しむ会
29日 太平中学校遺跡見学
31日 土崎南小学校遺跡見学
6月 4日 将軍野四区婦人部施設見学
14日 消費者学習サークル遺跡見学
17日 添川あさひ町婦人部施設見学
20日 泉小学校 P T A 施設見学
26日 勝平小学校遺跡見学
27日 西大畠老人クラブ施設見学
29日 秋田歴史懇話会
7月 7日～9月 8日 赤レンガ郷土館「一発掘調査20周年—秋田城跡発掘資料展」
8日 自治振興課施設見学
9日 秋田市新採職員研修
11日 大内町国民年金友の会遺跡見学
12日 赤レンガ郷土館学習講座（小松正夫）
15日 協和町公民館遺跡見学
17日 鳴登町婦人部施設見学
18日 秋田城跡整備推進協議会（小松正夫）
19日 赤レンガ郷土館学習講座（日野久）
30日 築地北町内会施設見学
8月 5日 南部公民館体験発掘
9月20日 御所野小学校 P T A 施設見学
26日 河辺郡校長会遺跡見学

30日	秋田県教育研究所遺跡見学
10月 5 日	秋田城を語る友の会
14日	亀光会婦人部施設見学
17日	将軍野中学校史跡めぐり
21日	手形搦田町内婦人部施設見学
22日	川尻小学校 P T A 施設見学
11月 4 日	秋田市教育委員会女子職員研修
7 日	" "
16日	第57次調査現地説明会（西谷隆）

○研究会等の発表と参加

平成 3 年 4 月 1 日～平成 4 年 3 月 31 日

国立歴史民俗博物館資料調査(日本出土貿易陶磁)	日野久
10月31日、11月 1 日	
史跡整備担当者会議	松下秀博
12月 7 、 8 日	
木筒学会	
「秋田城外郭東門付近出土の木筒」	平川南・小松正夫
平成 4 年 2 月 15 、 16 日	
第18回古代城柵官衙遺跡検討会	
「平成 3 年度秋田城跡調査の成果」	西谷隆
「秋田城跡とその周辺地域の土器様相」	小松正夫

VII 附・第54次発掘調査出土遺物(未報告分)

平成元年度から2年度にかけて実施した第54次調査出土遺物の補足報告である。平成元年度の概報では第14層とした灰黒(褐)色粘土整地層(C遺構面)までの出土遺物について報告した。

翌、2年度の概報では紙数の制約から、重複する第14層以上の出土遺物については報告を割愛してある。

しかし、墨書土器、軒丸瓦をはじめ貴重な遺物が認められることや、各層の出土土器の傾向を把握するうえでも、是非必要と考え、補足して報告するものである。なお、第14層以下の出土遺物のなかにも遗漏したものがあったため、合せて報告する。

各土層と遺構の詳細については平成元年、2年度の概報を参照されたい。

1) 各遺構出土遺物 (第59図・図版32)

1は外郭東門S A998A(外郭Ⅳ期材木塀に伴う)柱掘り方埋土出土の須恵器坏。2はS A1044ピット群(外郭V期以降)出土の糸切りの須恵器坏。3~5はS B1001掘立柱建物跡(外郭Ⅳ期)柱掘り方埋土出土で、3はヘラ切りの須恵器坏、4、5は糸切りの赤褐色土器坏。6はS K1027井戸状遺構埋土出土の赤褐色土器坏で、糸切り後体部下端にケズリ調整を施している。

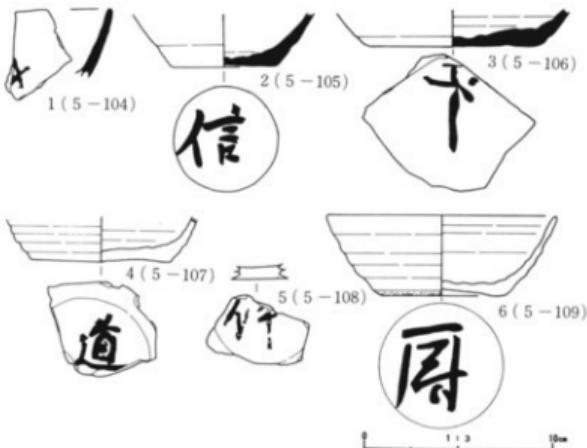
墨書は1が体部に「×」の記号、2が「信」、3が「火」、4が「道」、5が「件」、6が「厨」でいずれも底部に認められる。

2) 各層出土遺物

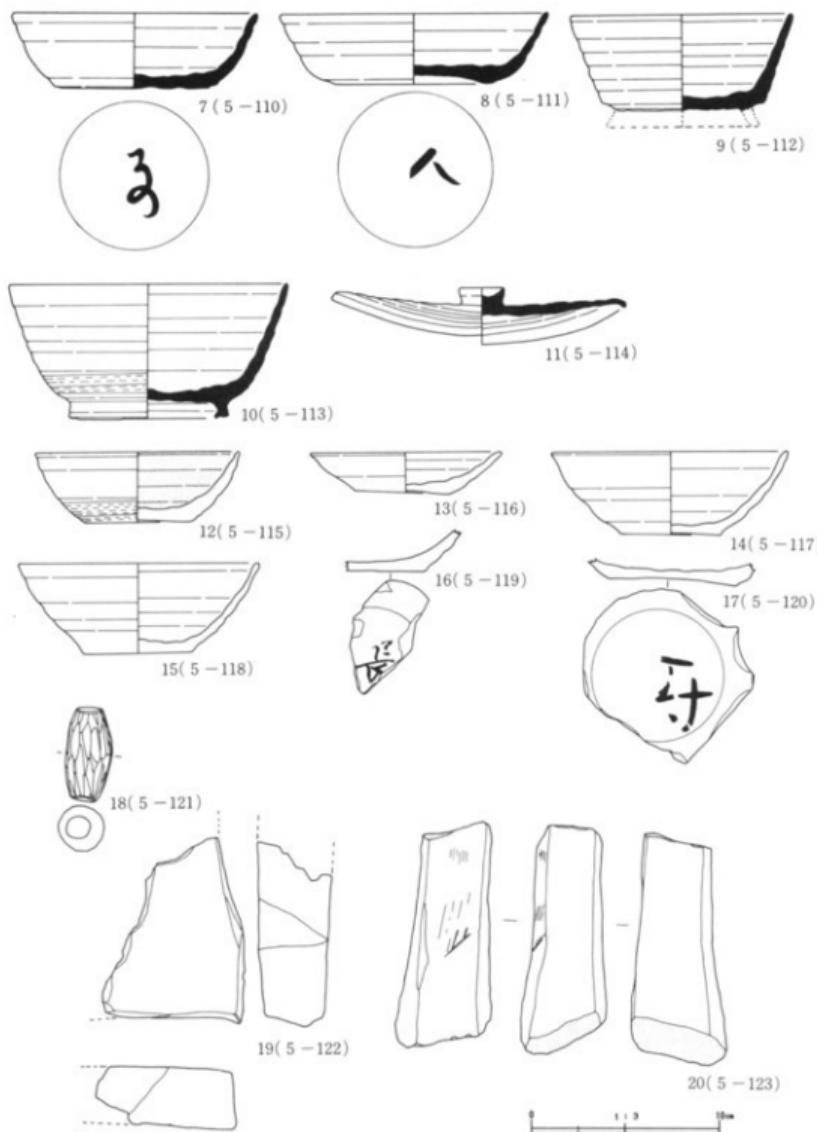
表土・耕作土・表採

(第60図・図版32・33)

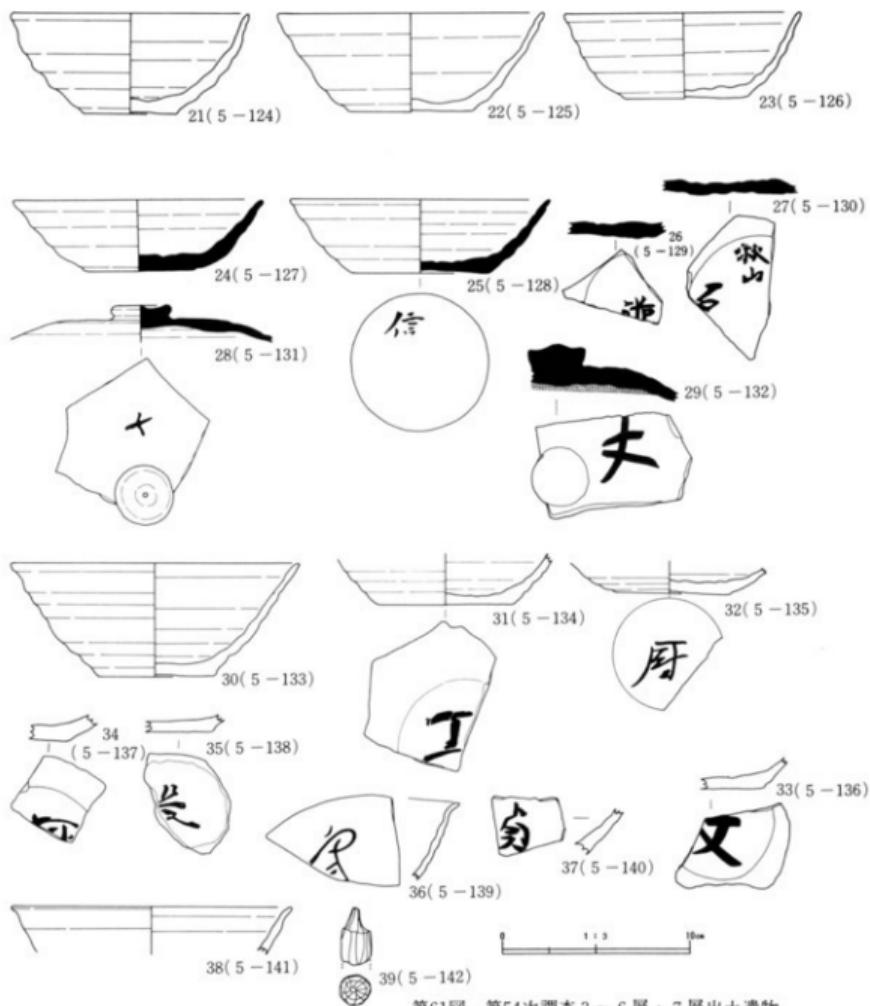
須恵器：7、8は坏、9、10は台付坏、11は蓋でいずれもヘラ切りである。8、9、11は軽い撫で調整、10は体部下半ケズリ調整を施している。墨書は7が不明、8が「人」で、いずれも底部である。



第59図 第54次調査各遺構出土遺物



第60図 第54次調査表土・耕作土出土遺物



第61図 第54次調査3～6層・7層出土遺物

赤褐色土器：12～17はいずれも系切りで、12、17は体部下半および底部立上りにケズリ調整を施している。13が浅い皿で他は壺である。墨書は16が「長」、17が「厨」で、いずれも底部である。

土製品：18は側面にていねいに手持ちケズリを施した土鍤で孔径は1.2cmである。19は側端部を大きく手持ちケズリをした板状の土製品で、一侧端部がカーブを描いている。赤褐色を呈し、埠ある

いは瓦と同じ成法でつくられており、扁平な埴、あるいは無文の鬼板とも考えられる。昭和30年代の国営調査でも、政庁域から同様のものが出土している。

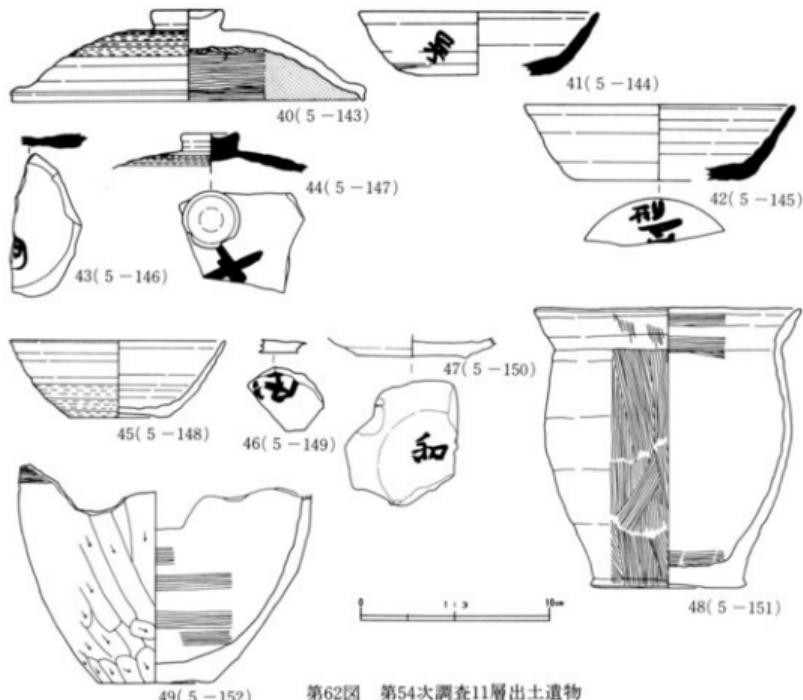
磁石：20は安山岩製で、上、下端が欠損している。使用痕は4面に認められる。

3層(黄褐色砂層)～6層(赤褐色粘土層)（第61図・図版33）

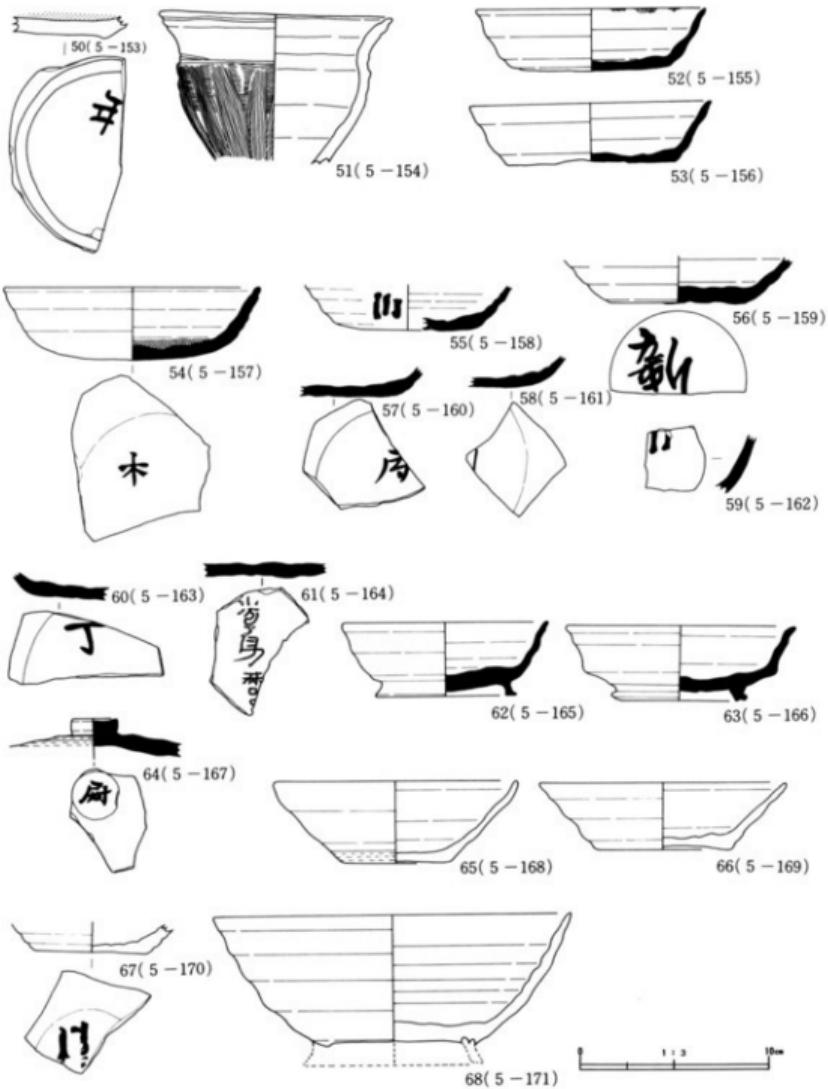
赤褐色土器：21～23は糸切りの坏で、21、22は3層、23は6層の出土である。

7層(焼土・炭化物層)（第61図・図版33・34）

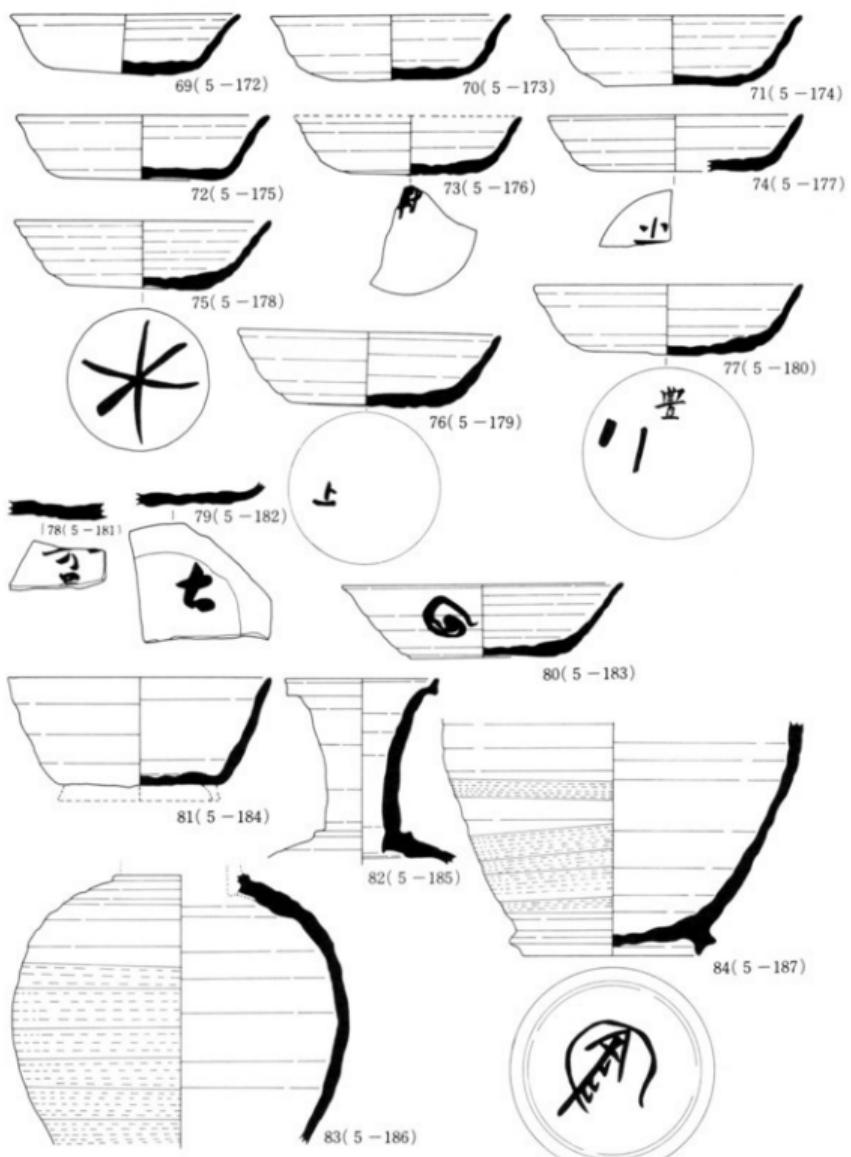
須恵器：24～27はヘラ切りの坏で、24はていねいな撫で調整を行っている。28、29はヘラ切りの蓋でツマミを中心に軽い撫で調整を行っている。墨書は25が「信」、26が「御」、27が「秋山」と異筆で「石」、いずれも底部、28が「十」、29が「丈」いずれも肩部である。29は内部を硯に転用している。



第62図 第54次調査11層出土遺物



第63図 第54次調査12層出土遺物



第64図 第54次調査13・14層出土遺物

赤褐色土器：30～35はいずれも糸切りの壺である。36、37も壺であるが、体部破片のため調整の有無については不明である。墨書は31が「工」、32が「厨」、33が「丈」、34が不明、35が「長」、36が「處」37が「貞」で、32～35が底部、36、37が体部である。

灰釉陶器：38は内面に薄い灰黄色の釉のかかる碗の口縁部破片で、胎土は須恵器質である。

石製品：39は用途不明の石製品で円筒状に磨いて面取りをし、一端を円錐状につくりだしている。

11層(暗褐色砂層) (第62図・図版34)

土師器：40は内面黒色処理の蓋で、肩部からツマミにかけてケズリ調整を施しており、切り離しは不明である。内面は中心部を除いて、回転を利用したとみられるミガキ調整である。48は非ロクロ成形の小型甕で体部外面にカキ目調整を施し、底部には笠とみられる圧痕がある。

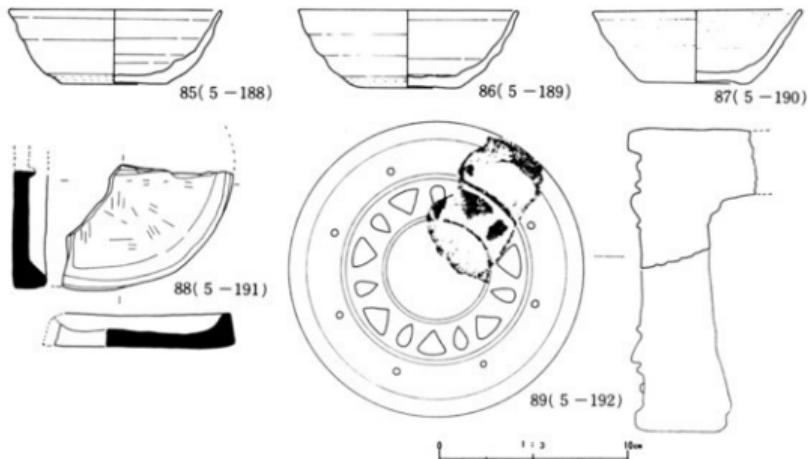
須恵器：41～43はヘラ切りの壺、44は蓋で、ヘラ切り後、肩部にケズリ調整を施している。墨書は41が「物」、42が「□マ□」、43が不明、44が「十」で、41が体部に横位、42、43が底部、44が肩部である。

赤褐色土器：45～47は糸切りの壺で、45は体部下半にケズリ調整を施している。墨書は46が「田」、47が「和」でいずれも底部である。49は平底の甕で、外面上半は回転利用のカキ目調整、下半は粗い手持ちケズリ調整、内面は回転利用のカキ目調整をまばらに施している。上半部がほとんど欠損しているが、この状態で煮炊きに利用しており、内面から断面、そして外面まで煮こぼれ状の炭化物が一面に付着している。

12層(灰褐色砂層) (第63図・図版35)

土師器：50は内面黒色処理のある台付壺で、底部全面及び体部下端までケズリ調整があり切り離しは不明。底部に「年」の墨書がある。51は非ロクロの小型甕で口縁直下と頸部に沈線があり、頸部が段上の稜を形成している。体部外面は、上半部に横方向のカキ目調整を行い、その後、下半まで縱方向にカキ目調整を行っている。内面は撫で調整を行っており、全体に煤状炭化物が付着している。

須恵器：52～61は壺、62、63は台付壺、64は蓋で、体部片の59を除きいずれもヘラ切りである。52、57は軽い撫で調整、53はていねいな撫で調整、62、63は台周辺に撫で調整、64は肩部にケズリ調整を行っている。墨書は54が「木」、55が「三」、56が「新」、57が「厨」、58、59が不明、60が



第65図 第54次調査13・14層出土遺物

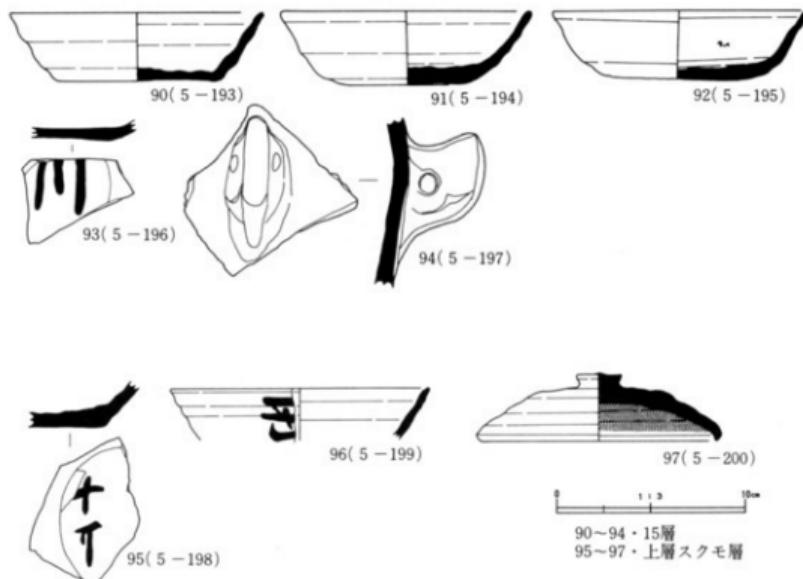
「丁」、64が「厨」で、55が体部に横位に、59が体部、64がツマミ内である以外はすべて底部となっている。61は底部内面に「□〔湯カ〕マ烏麻呂」の刻字がある。52は口縁部に煤状の炭化物が付着しており、燈明皿として使用され、54は内面を硯に転用している。

赤褐色土器：65、67は糸切りの壺、68は糸切りの台付壺である。65は体部下端、68は体部下端から底部にケズリ調整を施している。67は底部に「門」の墨書がある。

13、14層(赤褐色粘土層、灰・黒褐色粘土層・整地粘土層) (第64・65図・図版36・37)

須恵器：69～79はヘラ切りの壺、80は糸切りの壺、81はヘラ切り台付壺、82、83は頸部にリングの回る長頸壺、84はヘラ切りの壺である。71はていねいな撫で調整、72は軽い撫で調整、81は台周辺部に撫で調整、83は体部中央から下半にかけて、84は体部下半にケズリ調整を施している。墨書は73が「厨」、74が不明、75が「＊」の記号、76が「上」、77が「豊」、と他に不明の墨付、78が「□〔呂カ〕」、79が「七」、80が渦巻状の記号、84が戲画状の墨書である。80が体部である以外はすべて底部である。88は中央に区画帯のある風字二面鏡で、全体を手持ちケズリ調整で仕上げている。内面には墨が付着し、磨滅している。

赤褐色土器：85～87は糸切りの壺で、85はケズリ調整、86は手持ちケズリ調整を体部下端に施している。87は口縁部内外面に煤状炭化物が一面に付着している。



第66図 第54次調査15層・上層スクモ層出土遺物

軒丸瓦：89は二重の円圏で同心円状に三区に分けた瓦当面の軒丸瓦である。外区には8個の珠文が配され、中房は無文となっている。中房と外区の間に7個の三角文と宝珠状の先細りの楕円文が交互に配されている。色調は赤褐色を呈し、軟質である。秋田城跡出土の軒丸瓦は、15葉細弁蓮華文が普遍的であるが、この種の軒丸瓦は昭和59年度の第40次調査で政庁域からも1点出土している。しかし詳細に観察すると、范の影りの深さ、三角文の大きさなどに相違がある。

15層(黄・褐色砂層) (第66図・図版37)

須恵器：90～93はヘラ切りの坏で、90～92は撫で調整を行っている。93は底部に「三」の墨書がある。94は有孔の大ぶりの把手のつく甕である。

上層スクモ層 (第66図・図版37)

須恵器：95、96は坏で、96はヘラ切りである。95は体部に横位で「匁」、96はヘラ切りで底部に「十万」の墨書がある。97は蓋でツマミ付近から肩部にかけてケズリ調整を施し、硯に転用している。

秋田城跡調査事務所要項

I 組織規定

秋田市教育委員会事務局組織規則抜粋(昭和37年5月8日教育規則第3号)
改正 昭和52年11月21日第11号)

第1条

4. 第3条第4項に掲げる事務を分掌させるため、文化振興に所属する機関として、秋田城跡事務所を置く。

第3条

4. 秋田城跡事務所における事務分掌は、おおむね次のとおりにする。

一、史跡秋田城跡の発掘に関すること。

二、史跡秋田城跡の出土品の調査および研究に関すること。

II 発掘調査体制

1) 調査体制

秋田市教育委員会

教育長 長門伸一

文化振興課長 三浦善治

調査機関

秋田城跡調査事務所

所長 小松正夫

主査 日野久

技師 松下秀博

主事兼学芸員 西谷隆

2) 調査指導機関

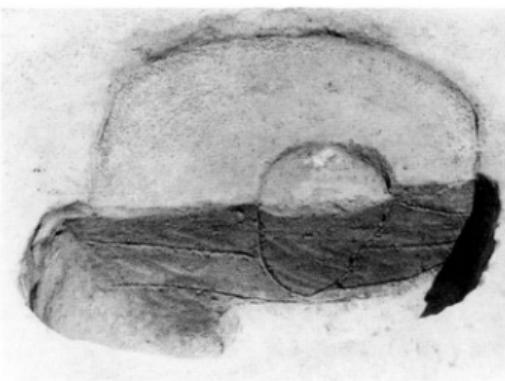
宮城県多賀城跡調査事務所



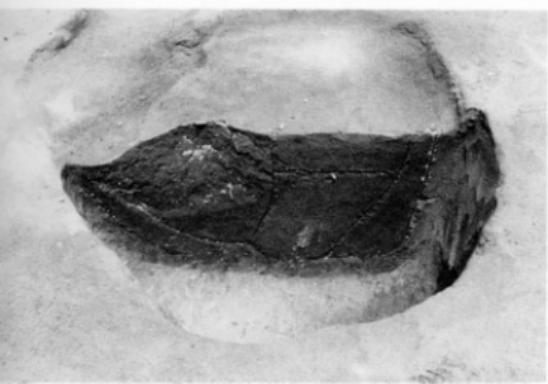
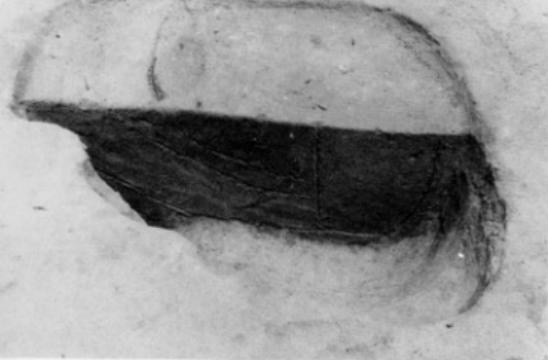
図版1 上・第56次調査全景（北から）
下・上層検出遺構全景（西から）



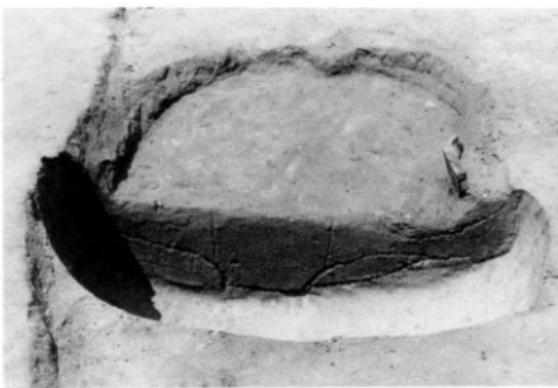
図版2 上・上層検出遺構全景（東から）
下・下層検出遺構全景・S B1101掘立柱建物跡
S A1122柱列



図版3 S B1101掘立柱建物跡掘り方断面



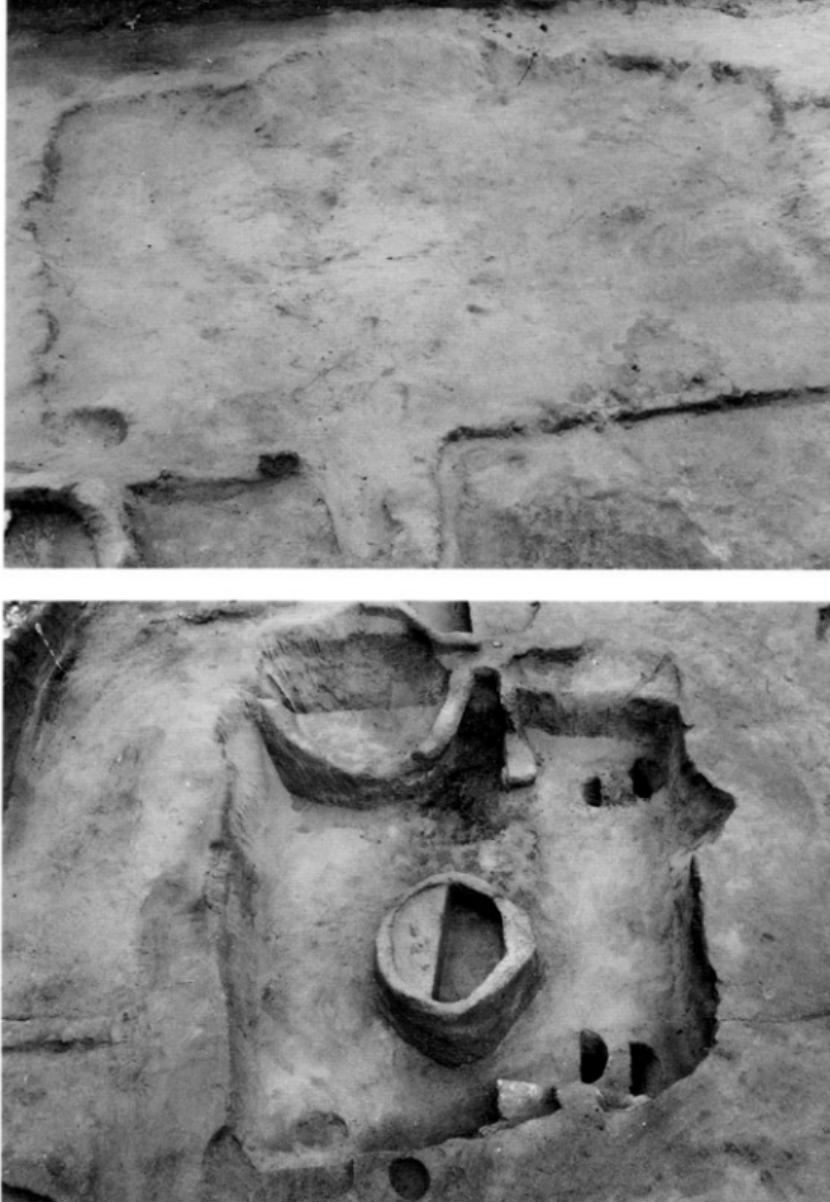
図版4 S B1101掘り方断面



図版 5 S B 1101断面



図版6 上・S I 1102竪穴住居跡（北から）
下・S I 1103竪穴住居跡（北から）



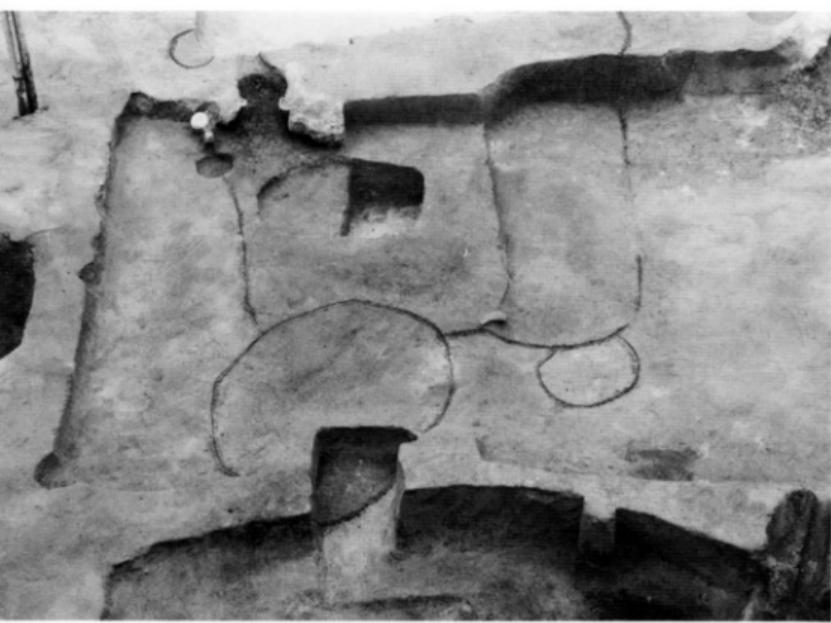
図版7 上・S I 1104堅穴住居跡（北から）
下・S I 1105堅穴住居跡（西から）



図版 8 上・S I 1107竪穴住居跡（西から）
下・S I 1108竪穴住居跡（西から）



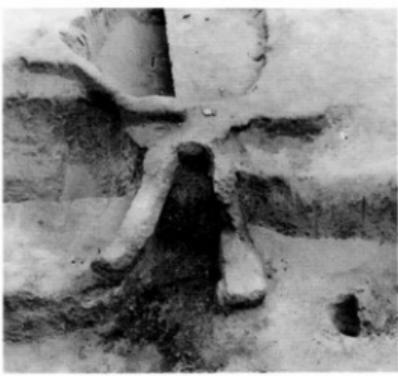
図版9 上・S I 1110堅穴住居跡（西から）
下・S I 1111堅穴住居跡（西から）



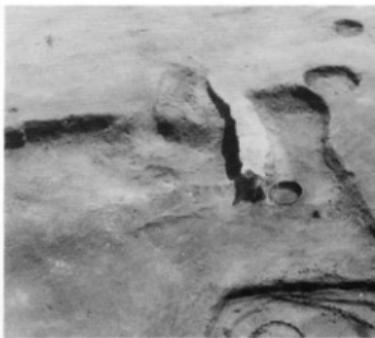
図版10 上・S I 1112竪穴住居跡（北から）
下・S I 1113・1114竪穴住居跡（西から）



図版11 上・S I 1115 竪穴住居跡（東から）
下・S I 1116 竪穴住居跡（西から）



図版12 上・S I 1117竪穴住居跡（南から）
下・左 S I 1102カマド（北から）
右 S I 1105カマド（西から）



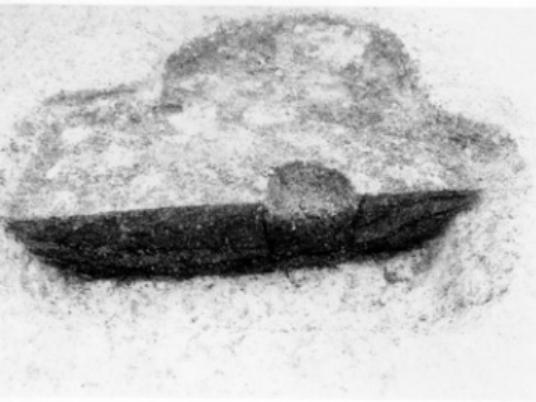
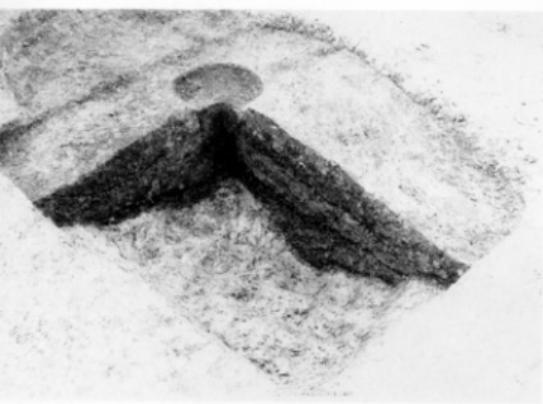
図版13 上・左・S I 1107カマド（西から）
右・S I 1108カマド（西から）
中・左・S I 1111カマド（西から）
右・S I 1112カマド（北から）
下・左・S I 1116カマド（西から）
右・S I 1117カマド（南から）



図版14 上・第57次調査航空写真（北から）
下・第57次調査航空写真（北から）



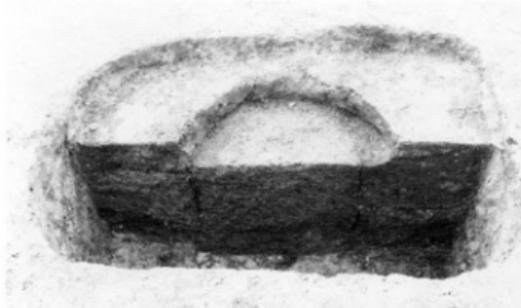
図版15 上・検出遺構全景（北から）
下・S B 1129掘立柱建物跡（南から）



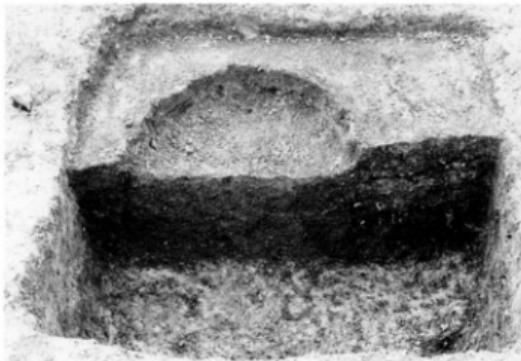
図版16 S B1129掘り方断面



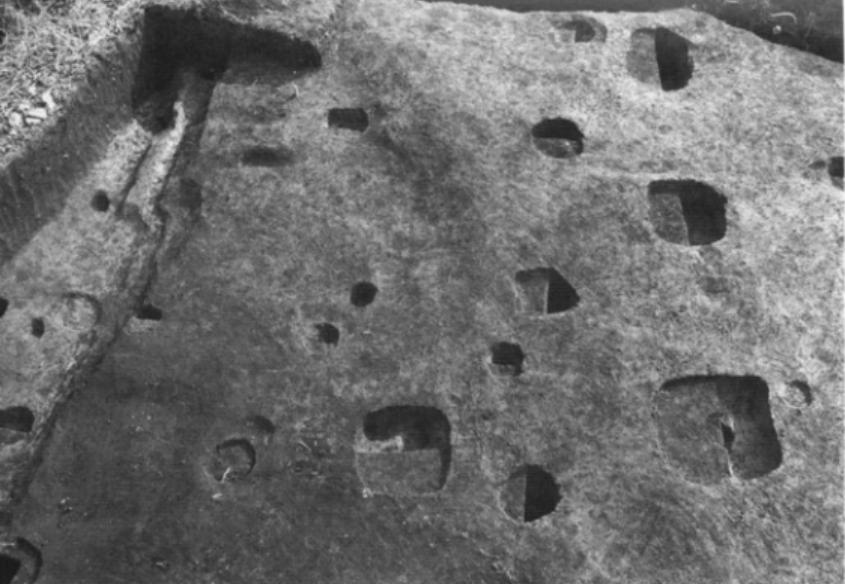
S B1130掘立柱建物跡
S I 1135竪穴住居跡



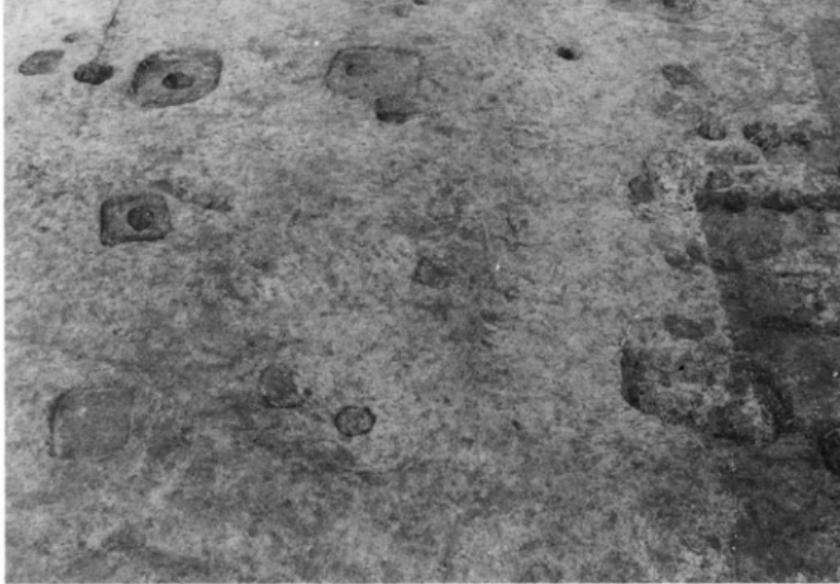
S B1130掘り方断面



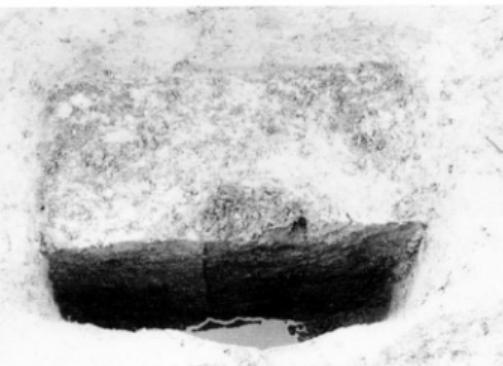
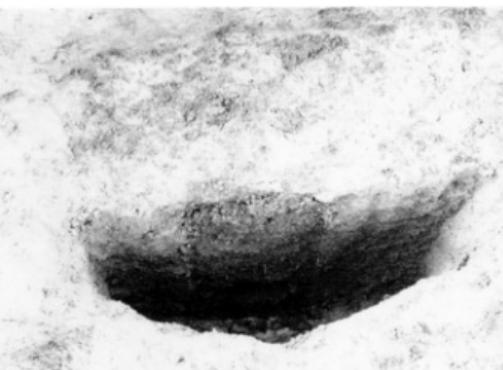
図版17 S B1130掘り方断面



図版18 上・S B 1131・1132掘立柱建物跡（北から）
下・S B 1133掘立柱建物跡（西から）



図版19 上・S B 1134掘立柱建物跡（南から）
下・S I 1136竪穴住居跡（北から）



図版20 上・S I 1138 A・B・C・D
竪穴住居跡
中・S I 1138 C 竪穴
下・住居跡掘り方断面



図版21 第56次調査出土遺物

1 S B 1101, 2~10 S I 1102, 11~18 S I 1103



1



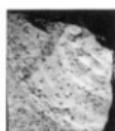
2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



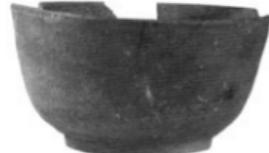
12



13



14



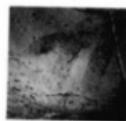
15



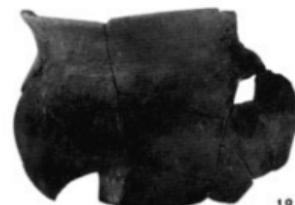
16



17



18



19



20

図版22 1～4 S I 1104, 5～8 S I 1105
9・10 S I 1106, 11～20 S I 1107



1



2



3



4



5



6



7



8



9



10



11



12



13



14



15



16



17



18



圖版23 1 ~ 6 S I 1108
7 ~ 18 S I 1110



1



2



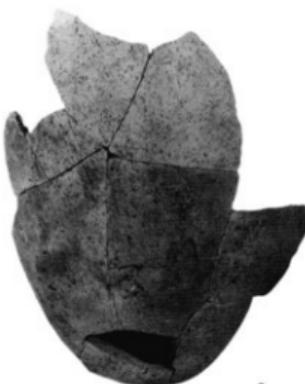
3



4



5



6

図版24 1～5 S I 1110



2



3



5



4



6



7

図版25 1・2 S I 1110
4~5 S I 1112, 5~7 S I 1113



1



2



4

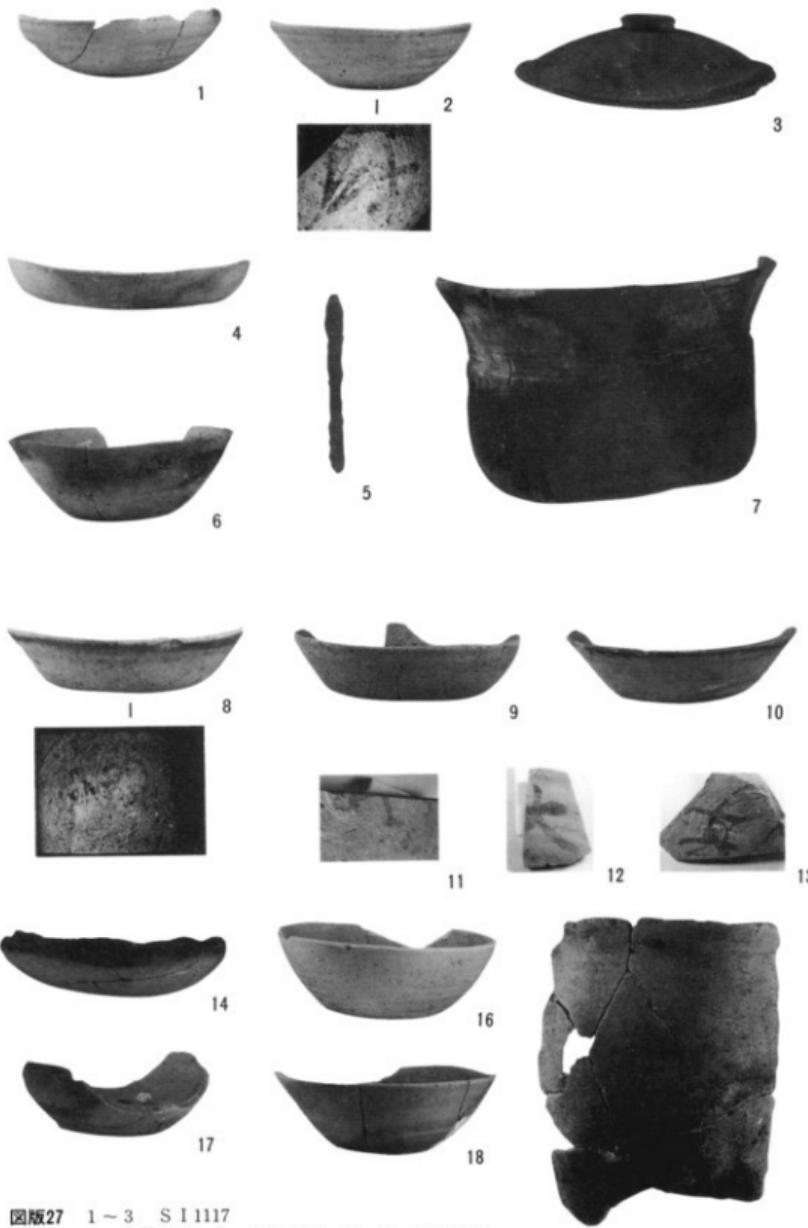


3

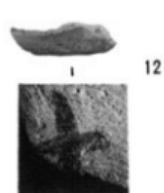
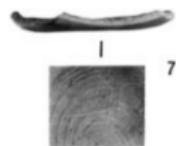
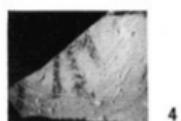


5

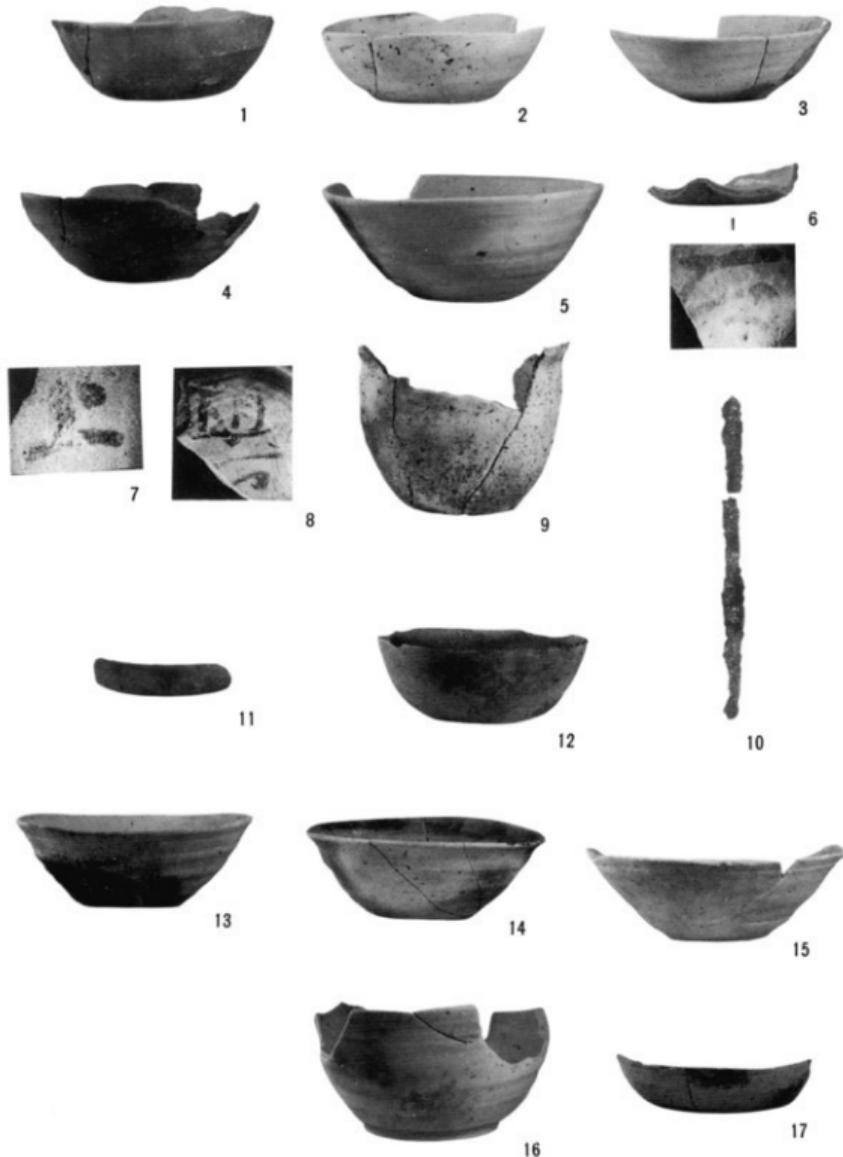
図版26 1 S I 1113, 2 S I 1115, 3~5 S I 1116



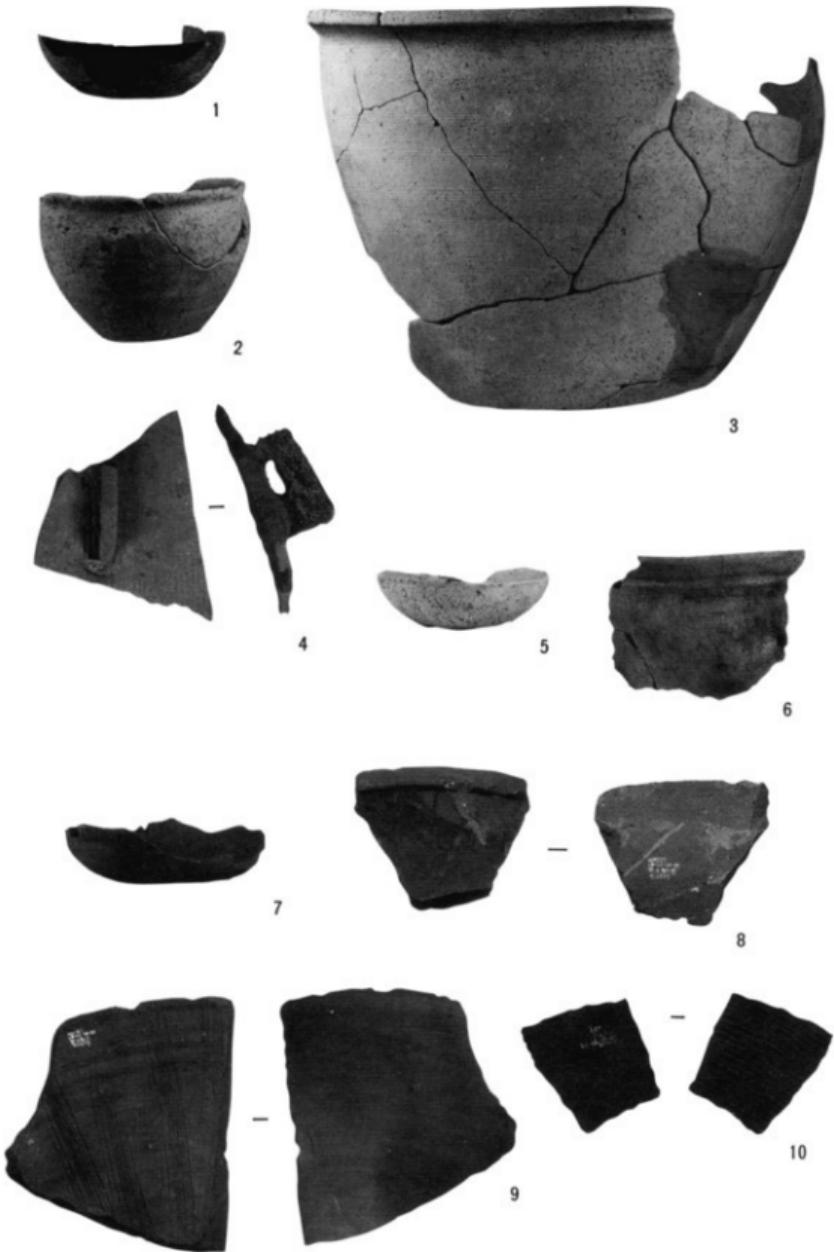
图版27 1~3 S I 1117
 4 SK1123, 5 SB 1126, 6·7 SK1127
 8~18 第1层



図版28 1～4 第1層 5～12 第2層
13～18 第3層



图版29 1~10 第3层
11~16 第4层, 17 崩壊土層



図版30 第57次調査出土遺物

1~3 S I 1136, 4 S I 1138D,

5·6 S K 1143,

7~10 S K 1145



1



2



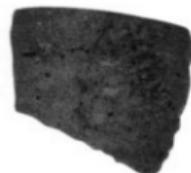
—



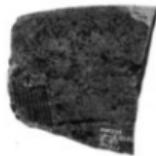
3



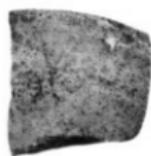
—



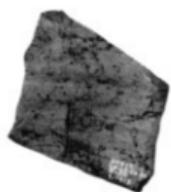
4



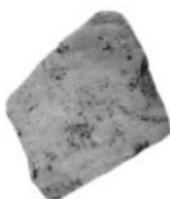
—



5

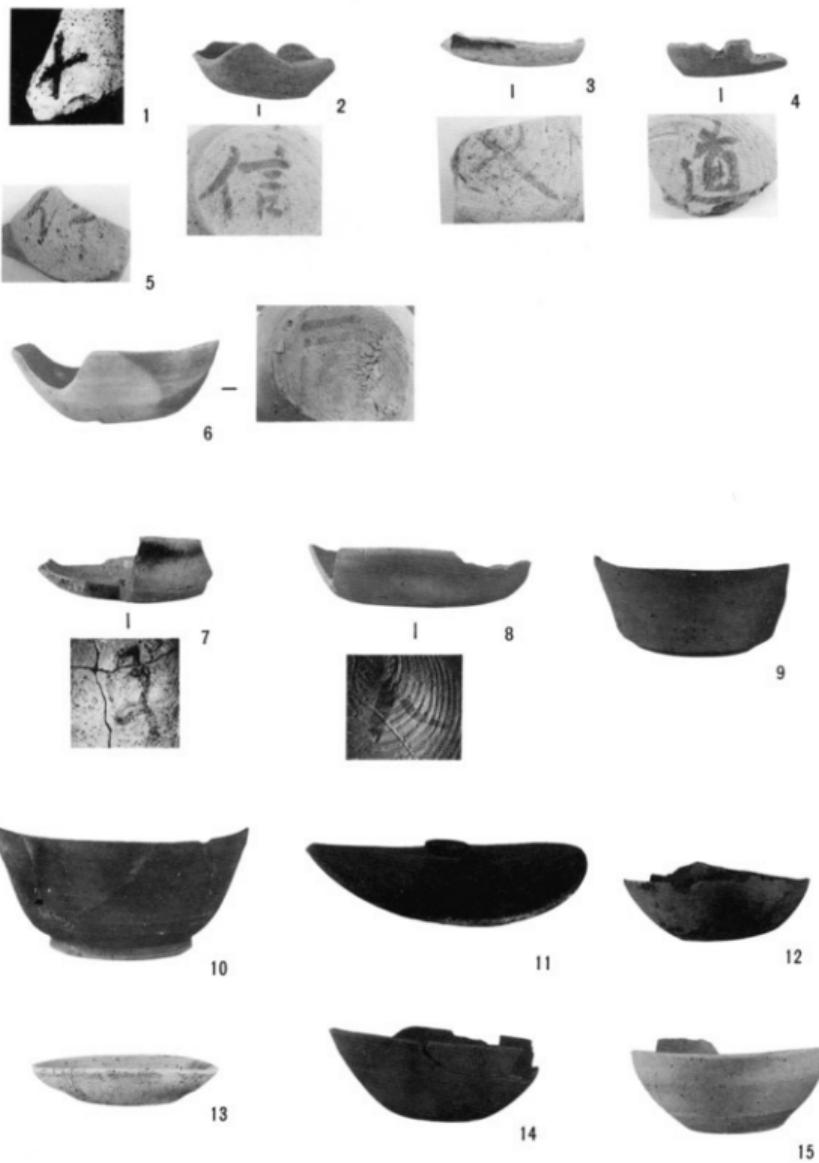


—

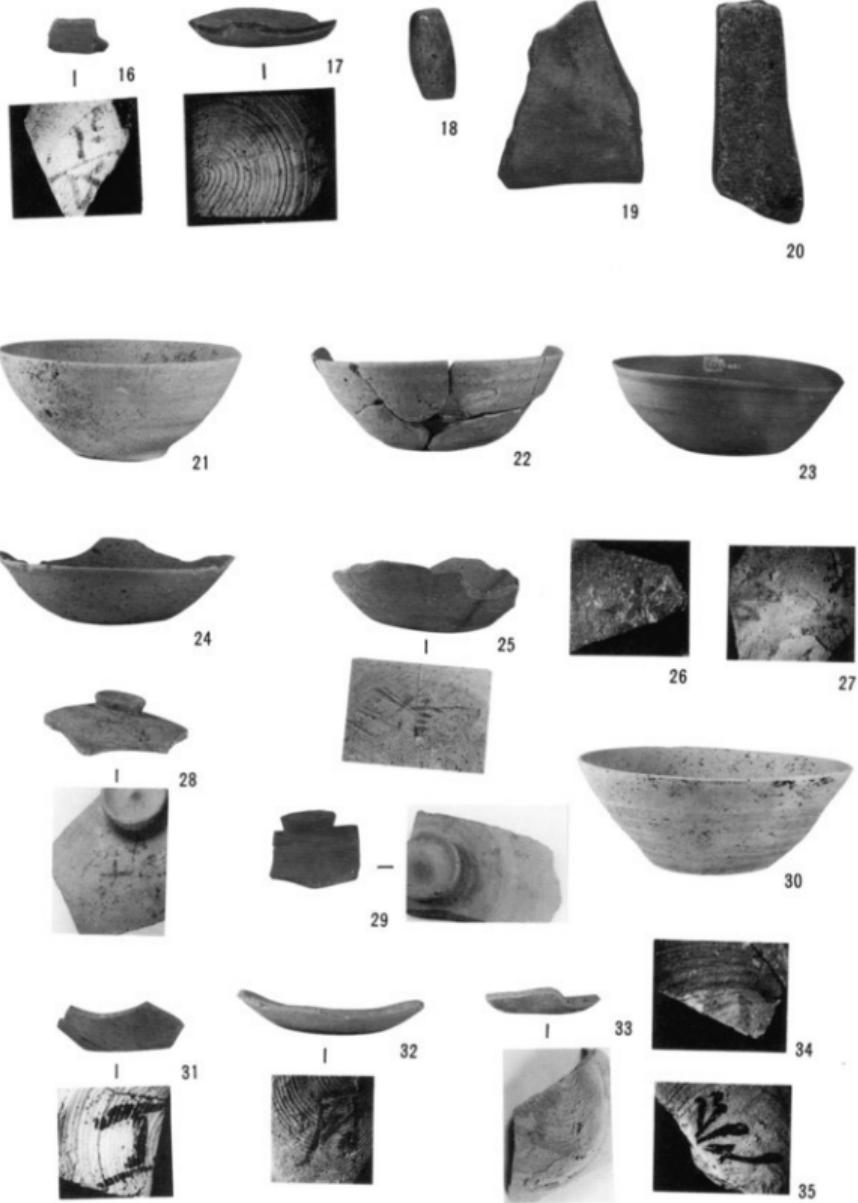


6

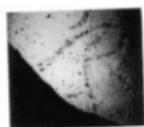
図版31 1～6 調査地内出土遺物



図版32 第54次調査出土遺物
1~6 各遺構, 7~15 表土・耕作土



図版33 16~20 表土・耕作土, 21~23 3~6層
24~35 7層



36



37



38



39



40



I

41



42



43



I

44



45



46



I

47

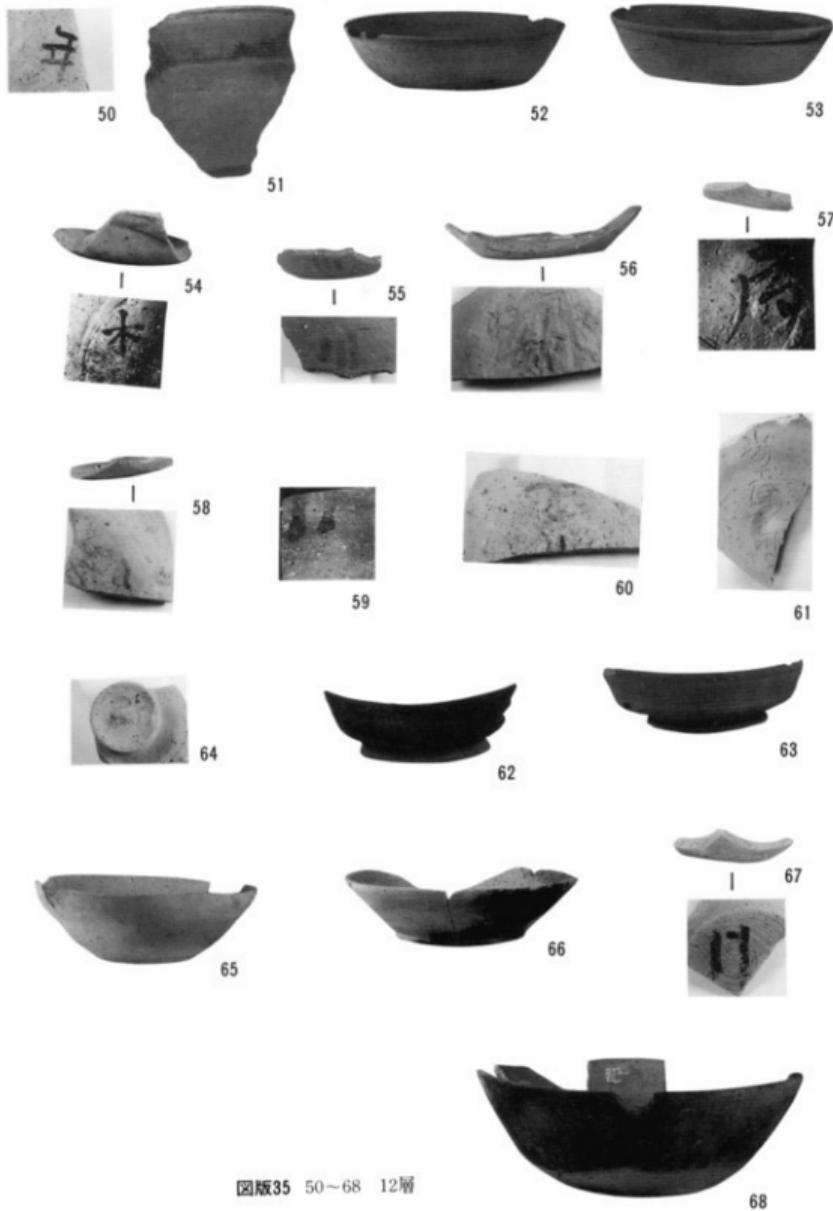


48



49

図版34 36~39 7層, 40~49 11層



図版35 50~68 12層



69



70



71



72



I

73



I 74



I

75



I

76



I 77



78



I

79



I

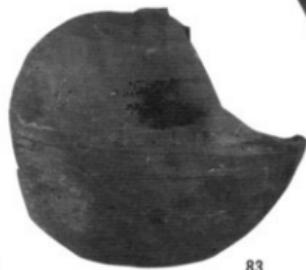
80



81



82

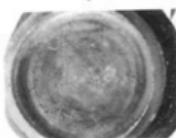


83



I

84



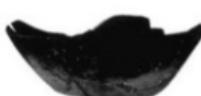
図版36 69~84 13・14層



85



86



87



88



89



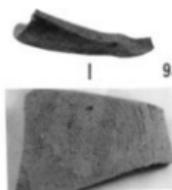
90



91



92



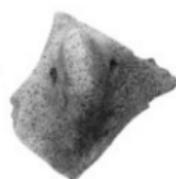
I

93

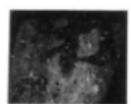


94

—



95



96



97

図版37 85~89 13・14層
90~94 15層
95~97 上層スクモ層

VIII 附二・秋田城跡第五十四次調査出土木簡
(予報)

平成元年・二年度の第五十四次発掘調査において、外郭築地盤構築の際に粘土を採掘した土取り穴から、三百点余の木簡と三十点余の漆紙文書が出土している。土取り穴からは多量の土器が出土したこと、また木簡、漆紙文書も多量に出土し解説作業が遅延したため、平成二年度の段階では土器等の出土遺物の報告にとどめていた。

これまで解説済の一部については、必要に応じてその都度記者発表を行い公表してきたが、その後の作業により、現段階ではほぼすべての木簡について解説が終了している。

しかし、その量が多量にのぼることから、本報告書では平成三年十二月に奈良国立文化財研究所で開催された木簡学会で発表した中からいくつかを抜粋し、写真と釈文を掲載した。

なお、すべての木簡と漆紙文書の一部については、秋田城跡調査事務所研究紀要IIの『秋田城跡出土文字資料集II』として平成三年度に刊行することとした。

凡例

- 写真是すべて赤外線テレビカメラを使用したものである。
- 縮尺は記載のあるもの以外は二分ノ一である。
- 釈文の下方の数字は、木簡の数値である。長さ×幅×厚さ。
- 主要木簡の考察及び解説、型式分類等は平成三年度刊行の『秋田城跡出土文字資料集II』に掲載する。

・「謹解 申請殿門酒事 合二匠」

」

延暦十三年三月廿五日下毛野出人

四六五×四〇×三



(一一〇)×(一一)×四

・「火頭公子真酒万呂 合
丈部廣山 三村マ子蔵」

公子足 日陽マ青楊

」

・「小長谷マ大町 公子福善 生マ家成
鬼甘犬甘

生マ手子万呂 三村マ真蔵

正月四日 (郷) 長千相

二八二×二八×五

・×仕奉鳥取マ雄足

×□四番

□五番

役病行 ×

□□□□

(八五)×(二九)×二

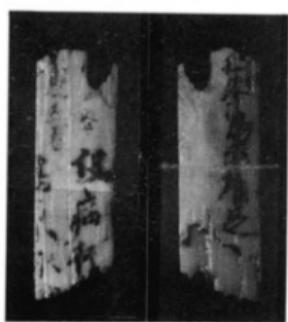
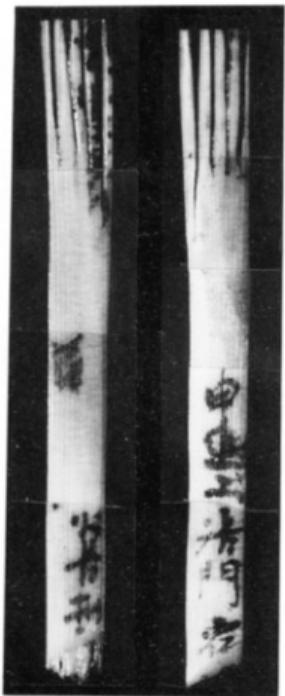


(一一一八)×二七×五

申進上御門宿×

(墨抹)

火長刑□×



・「△山方郷大伴マ白麻呂上□□石

(和)(一)
・「△泰神□□九□五月

」

三|一七×三五×一〇

・「八月廿五日下糧御食料□二條□
(#)

・「 □ 田川 荒木真×

(一)|一五)×二六×三|

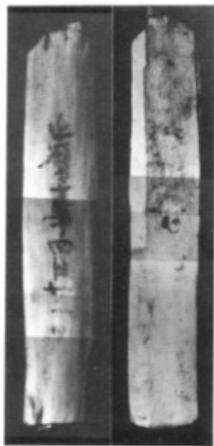
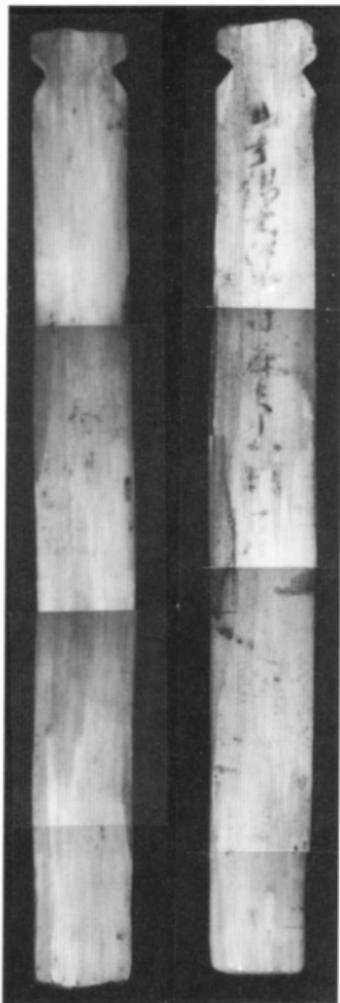


・「延暦十年四月廿一日」

(一四三)×一|一五×五

「上野國進×

(七五)×三一×(三・五)



・「平鹿郡爛五斗延曆十一年□月廿六日」

・「上半は削りのため墨痕なし　書生丈マ□□」

(一〇四)×一一×四・五

・×波流祭礼波伊河志万□□×

・×由米余伊母波夜久伊和万始□止利河波志□×

(一八一)×一〇×六

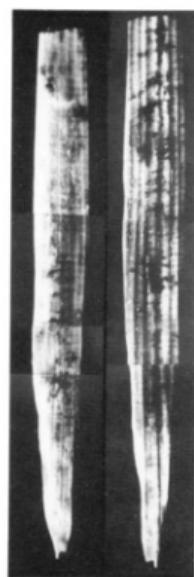
・「△上種」

・「△酒見公男維」

一六六×一一×三・五

「△春米長万呂」

一五一×一一〇×四





発行 平成4年3月31日

秋田市教育委員会

印刷 秋田マイクロ写真印刷株